

卷第三	(山門滅亡の中にあり) (許文の中にあり)	善光寺炎上
	無紋金渡	足 招
	公卿揃	無 紋
	法印問答間	間 公卿揃 間
	大臣流罪間	あひ 法印問答
	院 流	あひ 大臣流罪
	城南離宮間	あひ (妙音院遷引と行慶の沙汰との間にあり)
	あひ 若宮之沙汰	あひ 院 流
卷第四		城南離宮
卷第五	福原院宣	若宮之沙汰
卷第六	調伏之沙汰	新都沙汰(都護の)
卷第七	池之大納言都留事	伊豆院宣
		調伏之沙汰
		あひ (平家一門連署願書と、主上御落との間にあり)
		池之大納言都留事
		青山の沙汰(標正都護の次にあり)

卷第八	法皇山門御幸 間 猫 間	薩摩守忠度之都落 聖主臨幸(薩摩守忠度都護と、福一門之都落との間にあり)
卷第九	熊谷平山一二之懸 あひ 備中守之最後	山門御幸 猫 間
卷第十	千壽之 前 間 維盛之北方出家	鼓判宣(法住寺合戦の間にあり)
卷第十一	間 五節之沙汰 間 (大原越と、嗣信の最後との間にあり)	一二之懸 備中守之最後
卷第十二	間 爰に劍右 間 時忠文沙汰爰に鏡右	千 手 前 維盛之北方出家
卷第十三	間 大地震の沙汰 間 參河守最後	大伴會沙汰
卷第十四	間 十郎藏人之沙汰	一門大路被渡爰に劍右 時忠文沙汰爰に鏡右
		大地震之沙汰
		參河守最後
		十郎 人之沙汰

この本の他の三の八坂本と異なるところは、あひ又は間と題せるもの、数の少きこととなり、又一方本の題目に似たるものを増せることとなり、卷第三の

善光寺炎上

足摺

卷第五の

新都沙汰

卷第七の

青山の沙汰

聖主臨幸

一門の都落

卷第八の

鼓判官

卷第十一の

一門大路大路被渡

の如きこれなり、これらを見ては、一方本と八坂本とは源流一にして、漸次に變じ來れるものなるべきことを想像することを得べし。

右のうち、鼓判官の章の如きは流布本と同じく、無理なるわけ方をなせるものなれど

「聖主臨幸」の如きは、この本のわけ方流布本よりは、穩當なり、その章の始終を摘記すれば次の如し。

聖主臨幸

大臣殿三位中將を見付給ひてなとや今までの進參とのたまへは三位中將されはとよあのおさなきものともかあまりにしたひ候をとかうこしらへをかむとつかまつり候ひしほとに、そんしの外の進參と申されければ大臣とのあな心つよやなと引くし給はぬそとのたまへは三位の中將行すへともたのものしからず候へはとて問ふにつらさのなみたをなかさされるこそあはれなれ平家都をおつるとて六波羅殿や小松殿西八條に火をかけたりければ、黒煙天にみち／＼て日の光もみえさりけり、或は聖主臨幸の地なり、鳳闕むなく礎をのこし、鸞輿たゞ跡をとむ（中略）この間、一方本に同じ、昨日は雲の上にして雨をくたす神龍たり、今日は肆のほとりにして水をうしなふ枯魚たり、保元平治の昔は平家春の花とさかへしか、壽永二年の今は又秋のもみちと落はてぬ、以て流布本と比較して當否を察すべし。

第二十二種 中院本及びその同種の本

五十四、中院本

内閣文庫藏 全十二册

美濃大判美本なり活字版にして字體流麗筆畫纖細なり。述者が見たるは帝國圖書館藏本と内閣文庫本となり内閣文庫本には第十二冊終に「光悦本と朱書せり。」

この本奥書あり次の如し。

右此平家物語者中院前中納言以諸家正本按合之給者也
とあり。

群書一覽を按ずるに曰く

平家物語嵯峨本 十二卷

俗間にいはゆる光悦本也角倉素庵の藏板にして其刻版嵯峨の角藏にあるを以て嵯峨本と稱す。

流布の印本寫本とも第一卷のはしめの目錄に祇園精舎あるはきをんしやうじやの事と有此本にはたゞもりせうてんの事と有て所々すこしことなる事とも
有奥書に云此平家物語云々(以下上に書ける通なれば略す)

と見ゆ即ち光悦本とも嵯峨本ともいふものなるを知るされど嵯峨本といふ名は他の刻本にも寫本にもあれば紛はし那須家所藏平家物語目錄を閲するにこの本をあげて

活字本中院本十二冊十行平假字其精美本
河彌光悦所寫无題目

とあり今その奥書によつて中院本と稱して他との混亂を防ぐべし。

按ずるにこの本典籍秦鏡に角倉本平家物語といへるものなるべし。秦鏡にはこの本の版式につきて委しき説あり。

此角倉本の版面は活板の様にもみへけれ共活板にては元よりあらず嵯峨本とはまた板もちがひて文字尤嵯峨様にては尙更なしやはり御家之活字の様成手風の板也尤板行にて文字の傍に黒點にて句讀を切てある板也

但し嵯峨本には此黒點の句讀はなし

とあるは、大抵この本の版式に合し他の嵯峨本又はそれに擬せらるゝものにはなし。然れども、秦鏡にこの本を整板にして活字版にあらずと斷言せるは當らずといふべし、この書の全部を通覽するに文字の様明らかに活字版と見ゆるのみならず誤植等の存するはますく之を證すべし。

この本巻第三第七十五枚裏第九行第十行終行より第七十六枚表第一行に至りて

終行 きより都にけりならにくたりて 僧都の

初行 こつひめ君にはいらせけり 僧都の

初行 初れこつをむ にあてかほにあてまはし

の如く、ひめ君僧都のこつひめ君にまいらせけりの文字が二重になれり、又巻第五第三十六枚裏第三行第四行に

もとはわたなへうゑんとうさこんれ
しやうけんもちとちか子ゑんとうむしや
の如くなりて第三行の末に一字の缺陷あり、これらを見ても活字版なることは争ふべからざらむ。

和學講談所藏書目録を按ずるに、

平家物語十二卷 中院本活版

とあり、之を以て見ればこの書を活版と見るはたゞ述者のみにあらざるべし、不忍文庫の藏書目録にはまた、

平家物語八坂本活字版 十二卷 一冊

とあり、こは第十二卷の一冊のみ存したるをいふなるべし、活字版にして八坂本ならば、必ずこの本なるべし。

この本の奥書に見ゆる中院前中納言は恐らくは也足軒源通勝卿ならむ、この卿を外にして中院家に前中納言と稱せらるべき人なきのみならず、この卿の按訂せられたる光悦本伊勢物語二冊といふものも亦存するを以てなり。

この本文句及び題目に於て一方流の諸本と大に異なる點あり而して、これが八坂流の本なることは多く人の心付かすにすこし、やうなれど、館山氏所藏八坂本の目次と對照し、上述の八坂本と比較してこの本が八坂流の本なることを明らかにし得たるこ

とは上に述べしが如し。

この本の題目のつけ方及び各章の區分法の一方本と異なる點の委しき事はこゝには省く事として、重大なる相違點をのみあぐべし。

卷第五に於ける月見の事をば、徳大寺殿上洛し給ふ事として文章を異にせる事は既に述べたり、その他の主要なるものをいへば、卷第八に法住寺合戦の事の後に頼朝未進の年貢を奉る爲に範頼義経を上洛せしむる事あり、こは九冊本にはあれど、一方本にはなき處なり、卷第十には宗論、高野御幸の二章あり、こは一方本の大秘事たる宗論の一章に該當するものなるが、この本には明らかに掲げたり、その他の大秘事たるもの皆存す、この本の一方本に比して最も著しく異なるは灌頂卷を置かずして、建禮門院吉田入御及び御出家の二章は、卷第十に建禮門院大原寂光院へ入御の一章は、卷第十一、時忠能登下りの次におき、大原御幸は、卷第十二の六代の事の章と、六代出家の章との中間に置くこととなり、なほ流布の一方本になくして八坂本にある事は、卷第十二吉田大納言の事の次に行家の誅せらるゝ事等を加ふることなり。

この本題目のさま、章段の分ち方などは、上述の八坂本とは著しく差違あれば、打見たるところにては、同種の本と思はれざるさまなれど、仔細に比較すれば、文章事實殆んど全く一致するを見るべし、たゞこの本に存して、上述の八坂本に存せぬものは、卷第十の「宗論、高野御幸、卷第十一に、劍の事を説き、並に題目を立てずといへども、神鏡の事を載す

るにあり即ち大秘事の三章を明らかに載せたるは普通の八坂本と異なる點なりとす、
典籍秦鏡にもいへる如く、この本には、文字の傍に黒點を附け、句讀を切り、この黒點
を以て、慶長書寫の八坂本(五十二)の所謂城方流の句讀といへるものに比較するに殆ん
ど一致するを見る。これを以て、この黒點は漫りに附けたるものにあらずして、據あるこ
とを察しうべきなり。これらを以てもこの本が八坂本の類なることを知るに足るべし。
五十五、學仙院本

黒川眞道藏 十二冊

この本所藏者の許にては異本と號せり。然れど、異本の名は紛はしきを以て姑く上の
如くいへり。かく命名する所以は、卷第一の末に朱にて

主學仙院平家物語

と記せるをとりたるなり。

この本、大美濃判紺紙表紙なり。卷第一表紙裏に次の如き押紙二通あり。

古筆丁悦云永正大永頃の寫本なり (朱書)

平家物語蜀山藏本 (墨書)

この本、各冊に、藏書印を捺す。その數各七、黒川氏以外のもの四あり。そのうちに、大田原
の方印あり。もと蜀山人の藏本なりしこと知られたり。

この本、平假名一面十一行にかけり。各卷に目録あり。題目は本文中に一行を與へて加
ふるを例とし、まゝ然らざるものを混す。題目及び編次のさまを按じ、文章事實を比較す

るに卷第二以下は中院本に似たり。

卷第二以下が中院本に似たるに、卷第一のみ似ざるはいふかき事といふべく、況、
他の本につきて類似の本ありやと見るに、目録のさまにては殆んど類本を見ず、次に抄
出するが如し。

卷第二

- 一 忠盛殿上之關打之事付女房哥之事
- 一 同熊野參詣之舟ニ鱧踊入事
- 一 二代之后御事同禁中之事
- 一 幼主先例之御事
- 一 延曆寺興福寺額打論之事
- 一 幼主御即位之事
- 一 妓王事同佛之事
- 一 依大將之望成親卿八幡賀茂誓之時凶徒共之事
- 一 東山鹿谷御幸時謀叛企之事
- 一 依賀抄、鶴川寺放火白山權現山門へ御上之事
- 一 舟八月大雪之事
- 一 同山門訴訟之事并後二條關白之事

一山門神輿陣頭へ奉振入之事
一時忠卿於山門一句書通恥辱之事
一山門之訴訟御裁許之事付京中火災事
さてこの題目は、目録にあるものなるが本文中にあるものと一致せず、本文中にあるもの次の如し。

ようしゆせんれいの事
がくうちろんの事
ようしゆ御くはんいの事
きわうきによの事
すけもりの事
ひかし山ふもとしゝのたにごかうむほんくわたての事
さんもんそうせうの事
のちの二條くはんはくの事

右の外下村本にていへば、妓王の終と殿下乗合の始とにあたる間に一行の空白、鹿谷中の「入道しやうこくの御むすめによこにまいらせ給ひけり御とし十五さいほうわう御ゆるしのきなり」とそのころめうおんいんの大じやう大じん殿大じやうをぢし申させ給ふ事ありけり云々との間に一行の空白、又内裏炎上中の「れいじんいかりをなせば

さいかいちまたにみつといへりともおそろしくとぞをのくのたまひあはれける」と稱十四日やはんばかり山門の大しゆ又おびたしうげらくすとときこゑしかば云々との間に一行の空白あり。

卷第二の本文には上の題目と空白とある外はすべて題目を加へず、この故に、體裁頗る異常なり。これのみを以て見れば、他に類本なきが如くに見ゆれども、仔細に檢すればその組織文章共に下村本十三に一致す而して、この卷第一が一方本系統の本なる事は「徳大寺殿殿島詣の條を載せざるにて知られ、嵯峨本の一類なることは、二代后と、妓王妓女」の位置にて知られたり。

さて卷第二以下は、八坂本の系統なる事は記載の事項及び組織にて明らかなるが、なほ細しくいへば、中院本の類なることは、章句及び題目殆んど一致するにて明らかなり。ことに面白きは、中院本及びこの本共に卷第三の目録に「二代の後の事ありて本文にはなきことなり、二代の後の事はいづれも既に卷第一に載せたるものなれば再び之を載すべき由あるまじきに卷第三の目録中に更にあげたるは、何の故なるか詳にせずといへども、この點全く一致するところをみれば、中院本は恐らくは、この本か若くは、この本と同じき本をば刊行したるものなるべしと思はるゝなり。

この本卷第一と卷第二以下と系統の異なる本を合せたるが爲に、奇異の現象を呈せり。元來、二方系統の本第一門第一類、第二類、第三類、第四類、第五類、第六類、第七類は、徳大寺

殿殿島詣をば、卷第一に置かずして卷第二に置き、八坂系統の本第二門第十類第十一類第十二類第十三類第十四類は、これを卷第二に加へずして、卷第一に置けり、然るにこの本の卷第一は一方系統の本なるが故に、こゝにこの事を載せず、卷第二は八坂系統の本なるが故にまたこゝに載せず、これを以て、いづれにもこの事なく、十二冊を通じて、全く登載せられずなりたり、はじめ、この本を瞥見したる時一種の異本なるべしと思ひしが、かく二種の本の合成なること明かになれり。

この本古筆の極めの如く、永正大永の頃の寫本とせば、その比、既に二の系統の本の共に世に存し、今と大差なかりしことを想像しうべきなり。

この本、かく二種を合せたるものなれども、その主たるは中院本類似のものなれば便宜によりてこゝに收めたり。

五十六、西三條本

侯爵前田利爲藏 全十二冊

この本、宮の表に三條様より出と書けり、西三條家より出でたる本なりといふ。

この本、美濃判冊子、全十二冊、草書平假名本文中に題目を加へず、各卷首に目録あり。

この本、目録記載事項及び篇次を按ずるに、全く中院本の一種なり、而して他の二本と比較するに、この本は前二本よりは完全に近き本なるが如し、目録の上にてはこの本は中院本よりは密になれる如くに見え、又それに見えたる誤りの如きも見えず、次に、その重要なものゝみをあぐべし。

卷第一 の末に 大内炎上事 の目をあぐ。

卷第二 行綱歸忠事 以下次の如し。

新大納言被召取西八條事

西光法師并一族等被誅事

新大納言流罪事

父教訓事

丹波少將等謀叛輩流罪事

新大納言逝去事

卷第三 康頼入道歌并蘇武事 以下次の如し

(二代后の目をこゝに載せず)

御産御祈事

御産平安事

頼豪靈事

有王尋下鬼海島事

法勝寺執行俊寛僧都他界事

(以下中院本に同じ)

卷第四 (中院本に 御幸事 とせるを次の如くせり)

- 法皇自鳥羽殿御幸美福門院事
- 卷第五 (中院本にある 大場注進の事、咸陽宮事 の二章を次の三目にせり、
大庭注進事
神泉苑驚事
泰始皇事
(中院本 文覺上人流罪事 を次の三目とせり、
文覺上人流罪事
兵衛佐謀反事
平家發向東國事
- 卷第八 鼓判官使の事 の次下の如し、
木曾寄法住寺殿事
- 法皇入御六條西洞院事
- 卷第九 佐々木宇治河渡事 の次に左の一目あり、
木曾討死事
- 卷第十 横笛 の上に次の目あり、
本三位中將高野參詣事

第十二類 如白本及びその一類

如白本は朽木家藏書目録に

平家物語 如白本片假名 十二

流布之本トハ大ニ異ナリ毎卷ノ末ニ如白所持トアリ

と見ゆ。参考源平盛衰記には

如白本者江戶本江戶處士堀本温井洞陰所藏一本也卷尾書曰以如白所手書之本四冊如白本一本寫之故稱之

とあるもの恐らくは同じ系統の本なるべし。

那須家所藏平家物語目録を按ずるに天文本と題するものまさにこの系統の本なり。

天文本 十二冊十一行眞片假字平假名相交斷帶美濃帶ノ如キ古代ノ紙ナリ参考本に如白本と云開卷第一平家ト傳音ノ奉陪位ノ奉目録等アリ元題曰

奥書云 天文廿三甲四月 日筑紫松浦之十計書之落字落點嘲呼 又云筑紫之十

慶書之又云上總國長南白鳥ノ城内大鼓屋ノ下ニ部屋ヲ持候時東向ノ窓下ニ寫

所也

と見ゆるにて、この本の参考盛衰記にいへる如白本なることを知りうべし。さるにてもこの本は如白云云の奥書なきは如何なる故なるか、又朽木家目録に片假名とあるに、この本片假名平假名交れる由いへるは、或は別本なりやも知るべからず。如白及び十計又は十慶といふものはいかなる人物なるか詳ならず。

如白本は上の如く、三種物に見えたるがうち彰考館藏の如白本は披見することを得

たるが、他の二本は未だ見ることを得ず、なほその外如白本の一種として、大前神社本を見ることを得たり、而して彰考館蔵の東寺執行本その組織に於て如白本の一種たること明らかければ、この三本を一類として、二種に分つ。

第二十三種 如白本及びその同種の本

五十七、如白本

彰考館蔵 全十二冊

この本は表紙に如白本と明らかに記しあれど、巻尾には参考源平盛衰記凡例にいへる如く、以如白所手書之本寫之の文字なくして、毎巻末に

如白所持

の文字あるのみ、この本は参考源平盛衰記にいへる如白本といふよりも寧ろ朽木家藏書目録に誌せるところに似たるはいぶかしき事といふべし。

この本院紙判十二冊、一面九行、第九巻を除きて外は正楷片假名、目次あれど、本文中に題目を加ふることなし、第九巻は體裁少しく異にして、本文中に題目を加へ、文字もまたまゝ草體を混じたり。

卷第一終に

此平家物語世間之ニハ目録七十色多ク御座候禁中菊亭御家一通御座候其外無御座候本ニテ候

「世間之本のま

この本の流布本と異なる點の主たるもの次の如し、先灌頂巻を別にせずして六代の誅せらるゝ事にて終れる事、卷第十に「宗論を加へ卷第十一に「劔を加ふること、及び鏡の事をば、鎌倉殿從二位事、内侍所入温明殿給事、小野宮殿事の三章に分ちて記載せること、卷第五に嚴島御願文あり、卷第一に「得長壽院供養事あり、特に「得長壽院供養事は康豊本の外は、上に説きし他の平家物語に見えぬ事なり、この本かくの如き點は康豊本に似たれども、全體の組織は八坂本に同じきさまなり、平家物語原本の姿を研究するにつきては重要な材料なりといふべし。

この本卷第十一第二十九枚裏第七行以下第三十枚表第七行までの間に、上に「秘事タル故音曲ニモ不歌とかき下に私云此文加ル事最モ爲秘事之間音曲ニモ不歌也本ノ理リニ書之とかきて朱にて抹消し、その中間に九行に互れる文句あり、こは大秘事としてあげたる劔巻にも鏡巻にもなきところなり、或は又所々異説ニ云としてあげたる所少からず、これらを以て見ればこの本はますく、研究上の價値あるものと見らるゝなり、なほ又卷第十一「腰越申状事の前にあたりて、

因茲因幡前司廣元ニ付テ一通ノ狀ヲ捧玉フ其狀ニノ玉ハクとかき來り、その次に

長井殿ノ事也因幡前司廣元是也江帥匡房ノ末也

とかきて之を朱にて抹消せり、この朱消と上の朱消とは同一性質のものにして、平家物

語本來の文句にあらず、筆者の注記せしものなることはいふまでもなきなり。

五十八、大前神社本 大前神社藏 現存十一冊

この本、今栃木縣芳賀郡縣社大前神社寶物として藏す。これ即ち下野國志三之卷芳賀郡大前神社の條に

大前神社

芳賀郡東郷大前と云所にあり、云々當社は大前權現と唱へて大内庄三十三郷の總鎮守なり。内陣に宋板の大般若經六百卷を藏めたり云々また平家物語の古寫本十二卷ありて卷毎の末に天正十六年戊子八月奉納芳賀伊賀守清原高繼と記して花押あり。

とあるものなり。

この本全部十二冊なるべきに第六卷開けて十一冊現存す。院紙判、青色紙表紙の冊子なり。一面八行楷書片假名を交ふ。目録あれど本文中に題目を加ふることなし。

この本各卷の末に

奉納大崎權現御内陣靈寶

芳賀伊賀守

清原高繼(花押) この花押は花押藏卷六に載せたる寶田知宣家藏文書よりとりたる高繼の花押に同じ。

天正十六年戊子八月吉日 執筆能海

とあり、當時の寶物なること疑ふべからず。

この本を通覽するに大體に於て彰考館の如白本と殆んど一致し、異なるところは甚だ少し。先目録につきて異なるところをいへば

如 白 本

大前神社本

卷第一

祇園精舍鐘事

井清盛公先祖事

祇園精舍鐘事

秦趙高漢王葬事

梁周冀唐祿山事

將門純友義親信賴事

清盛公先祖事

額打論付清水炎上事

(ナシ)

(ナシ)

新大納言成親卿祈大將事

鹿谷事

西光父子共國司目代事

付温川事

(ナシ)

西光父子共國司目代事

付輪河軍付白山神輿事

付寂山御輿振事

(ナシ)

頼政卿名譽事

延喜勅使事

(ヘナシ)とせるは
目録に照目なしの
義なり。

卷第十

延喜勅使事同大師御出定淳祐内供事

御輿振事并頼政名譽事

山門沙汰事

第二章 平家物語諸本解題

大嘗會事

(ナシ)

卷第十

判官八十餘騎屋島押寄事

井文使付觀音講事

和田小太郎義盛遠矢事

同源平遠矢事

能登殿振舞事

付同白水事

丹後侍從落胤浦給事

卷第十一

女院御出家事

北條四郎六万騎上洛事

判官賜院宣鎮西下向事

判官與太田太郎合戰事

大師御出定事

淳祐内侍事

大師帝御返事

大嘗會事

内弁徳大寺左大臣實定公并供養武士大夫判官

義經事

判官八十餘騎屋島押寄事

文使事

源平遠矢事

付三浦義盛事

能登殿振舞事

(ナシ)

(目錄には下の如き順序になりあれど、本文になほこゝに殺せたり)

北條四郎六萬餘騎上洛事

判官賜院宣鎮西下向事

判官與太田太郎合戰事

「念は入吉を誤れるなり」

判官逢難風還而被入吉野事

判官奥州下向事

忠信与吉野法師軍事

忠信於都自害事

法皇崩御付御一期御政務事

判官逢難風還被舍野事

判官奥州下向事

女院御出家事(目次と本文の順序と一致せぬこと上述の如し)

(ナシ)

(ナシ)

法皇崩御付御一期御政務事

井女院御往生事

かくの如く分合有無の少差ありされど終の二項の外は大前本も如白本も内容に於ては略一致せるものなり。この他題目の文字少しく差ありといへども、大要は如白本に同じ次には文字の異同の著しきをば示すべし。

如 白 本

大前神社本

卷第一

左右大將軍

井三台攝籙事

義王義女事

卷第九

範賴義經被向宇治勢田事

兄弟左右大將軍

三台攝籙事

白拍子事

源氏宇治世田向事

今如白本卷第十一第二十九枚以下にある書入せる部分につきて比照するに、この本第三十八枚裏第三十九枚表に

中ニモ神璽ト申奉ハ奎ノ御箱ニ入セ給フ

の次に如白本ならば「秘事タル故音曲ニモ不歌とあるべきを載せずされど

神ノヲシテト云ハ第六天ノ魔王ノ手印ニコソ

とある文の次に三字許さげて、

私云此點加ル分爲最秘事之間音曲ニモ不歌也

と書き次に平出して、

本ニハ裏書之(也ノ誤ナラン)

と書けりこの音曲ニモ不歌也と注せるものは即ち劔卷に當るものなり次に腰越申狀事の前にある記入はなし。

題目は本文中に加へずといへども頭書にし又は行間に小さく書きて加へたるところ少からずいづれも墨書なり蓋しその基つける本に記入せしをそのまゝに寫したるものならむ又所々に異本を以て校合せし由の記入あり。

卷第九卷第十は各一冊として綴ぢあれどもうちには上下に分てり卷第九の上は「三草山合戦事」までにして、その以下を下巻とせり卷第十の上は「千手前事」にて終り下は「維盛高野參詣事」より始むこの點は彰考館本と異なり。

第二十四種 東寺執行本

五十九 東寺執行本

彰考館藏

現存四冊

この本は参考源平盛衰記凡例に

東寺本者東寺執行法印權大僧都榮増所藏也故稱之

此本第八第十第十一第十二四卷見存條闕中詳注其有無

とあるものにして現存の本は冊數また一致す即ち参考本編纂當時の本なり。

この本美濃判一面九行にして眞字片假名交りなり目次はあれど本文には題目に一行を與へずして末にて頭書せり第十二卷末に奥書あり次の如し。

元本末曰

永享九年十二月朔日悉書寫了

東寺執行法印權大僧都榮僧

こゝに榮僧とあるに参考本の凡例には榮増とあり原本如何にありしか。

彰考館本としては書中到る所に伊藤本と校合せしあと見ゆ。

この本の特徴として擧ぐべきは卷第十に宗論之事卷第十一に寶劍之事内侍所之事を載する事と灌頂卷を立てずして建禮門院御出家之事平大納言時忠卿流罪之事信光以下六人流罪之事の次に置く法皇小原御幸之事女院御往生までを説く文覺爲六代所望鎌倉下向之事の次に置き(をば第十二の卷に置き)六代被誅事に終るさまは八坂本

以下の諸本に似たり而して、それらのうちにも、最よく如白本に似たりたゞ異なる所は如白本は題目繁くなれるに、これは簡疎なるにありこの故に、こゝにはこれを如白本の一類として收めたり。

第十三類 鎌倉本及びその一類

この一類の本は、大體の組織は八坂本に同じくして、灌頂卷を立てず而して、その記載の事項を見れば大秘事たる鏡劔の事は第十一卷に載せ、宗論は之を載せずして、第六卷中に流砂葱嶺の事として掲ぐることも、また第十二卷のはじめに宗盛父子關東下向の事を載せたる等の點上述のすべての類と異なる要點なり今これを二種に分ちて説くべし。

第二十五種 鎌倉本及びその同種の本

六十、鎌倉本

彰考館藏 全十二卷合六册

この本は題簽には八坂本とかきて抹消しあり、表紙綴糸の傍の邊に鎌倉本と朱にてかけり、彰考館書目にも鎌倉本とありて康豊本と並べたり、参考源平盛衰記凡例には鎌倉本といふもの一種のみなり而してその鎌倉本とは内容よりいひても奥書よりいひても上の康豊本なること疑ふべからざれば、こゝにあげたる鎌倉本は自ら別本ならざるべからず、されど、この本が何本に該當するかを判定するは容易の事にあらず、奥書あ

りやと檢すれどもなく、體裁また康豊本と異にして、決して一方本の系統に屬するものにあらず。

この本二卷づゝ合せて六册なり、美濃判一面九行、行書片假名にして目次はあれど、題目を各章に加ふることなし。

この本は参考源平盛衰記編纂の際に採りし本なりや、採りしとせば、何本なるかを明らかにせむが爲に研究すること數日、種々の方面より觀察したる後、はじめ、これが所謂一本なることを知り得たり、一本とは参考源平盛衰記凡例に

一本者不知所出世之所秘亦異本也、今以一本稱之

とあるものなり、こは恐らくは何か憚る所ありて、出所を明言せざりしものなるべし、而して之を鎌倉本と稱するは何の故なるかを知らず、或は鎌倉にて得たるものか、若くは後人康豊本の鎌倉本なるを忘れて、その名を之に冠せしめたるものか、されど、今に至りては鎌倉本の名をば、康豊本にかへすは煩しきのみならず、又一本といふ名の不明瞭なるを以て、こゝには彰考館書目のまゝに鎌倉本といふ名にて呼ぶこととせり。

この本は灌頂卷を立てることなく、鏡劔の事は第十一卷に載せたり、各卷の組織は南都本程の差違なく、記載事項の始終は略流布本に似たり。

この本の他の本と異なる點の最も著しきは第六卷中に「流砂葱嶺事」といふ章あることとなり、こは大秘事たる宗論中にある事なるが、稀に之を載せたる本も大抵第十卷の高

野卷につけてあげたるものなるがこの本第十卷には之を掲げずして第六卷清盛薨去の餘談として掲げたるものなり。かくの如き組織をとれる本はこの本の一類として掲ぐる平松本(六十一)九冊本(六十三)百二十句本(六十四)及び延慶本(第十五類)を見たるのみなり。之を以て考ふるときは、この本はそれらの諸本と系統上何等かの連絡あるものと如くに見ゆるなり。

この本第十三卷終りてなほその末に、

將門序

と題せる一段の文章を附せり。その文句を檢するにまさに小秘事たる「延喜聖代」の一章にして平家奥秘に載せたるものと同じものなり。

この本なほその次に平氏系圖を載せたり。

六十二、平松家眞字本

京都帝國大學文科大學國史研究室寄託 現存十一冊

この本は子爵平松家の藏にして京都帝國大學文科大學國史研究室に寄託せられたるものなりといふ。この本は疊に本會臨時委員同大學教授文學博士新村出氏に調査を託して、大要を知り得後親しくかの地に赴き就きて見ることを得たるものなり。

この本一部十二卷なるを第十二卷一本を缺き第十一卷まで十一冊現存す。

毎卷の扉に「仁比山水上坊及び傳領豪澄の文字あり。肥前國神埼郡に仁比山山王社あり。

り。その別當を護國寺不動院水上坊と號する由なればこの仁比山水上坊といふはそれにあらずやと思はる。果して然りとせば豪澄は水上坊の住侶の名にはあらざるか文明頃の寫本といひ、又應永乃至天正頃のものなるべしとの説もありといふ。

この書一面八行一行の字詰は一定せず、されど大抵二十字内外なるが如し、眞字書にして間、漢文の如く反讀する所もあれど大體書下しの體にて捨假名振假名を附くること多し。中には打消に「不無」を用ゐる捨假名にて補へるもの少からず、又上と反對に助詞をば漢字を假借して「社」タカ「鳥」トリの「士」シ歟者等の如くかけるものもあり、反讀するものには大概反點を附せり。

題目は本文中に記入する事なし、本文は詩歌牒狀願文等につきて行を改むる外一巻總て書續けなるを本體とす。但しまゝ段落によりて行を新にしたるもの第二卷に一ヶ所、第三卷に二ヶ所、第十一卷に一ヶ所あり、又缺字して其の右側に一句の字を少さく書きて段落を附するもの、第一卷に一ヶ所、第九卷に八ヶ所あり。

目次は各卷首に附しあり、その目次と、問目三十條を立て、得たる回答とによりて綜合して考へ後親しく細閱したるに、この本は即ちこの條の鎌倉本の類本なることを知り得たり。今その次第を述べむ。

一巻一祇園精舎の次殿上開討の上に得長壽院供養の委しき記事を載せず、この點流布本に同じ鎌倉本また然り。

二、卷五徳大寺實定上洛即ち月見の章中に、霜草欲枯蟲思苦の朗詠を載することなし。この點流布本に同じ、鎌倉本また然り。

三、同卷、朝敵捕の次に、延喜聖代の記事なく、その文句流布本に同じ、鎌倉本また然り。

四、同卷、東國下向の次に、新院伊土岐島御幸御願文之事の目あり、これ流布本と異なる。ところにして鎌倉本と一致する所なり、されど、鎌倉本には本文にもこの記事あるに、平松本には本文には載せず、これ差異なり。

五、卷六に五條大納言邦綱逝去之事の一項を設けて、邦綱逝去の事につぎて内裏炎上の時の事、八幡行幸の時の事、如無僧都の事、清盛との關係、朗詠の事、母夢見の事を説く。この點流布本と異にして鎌倉本と一致す。

六、同卷、慈心坊の次に、流砂懸嶺之事の一項あり、かくの如き事は鎌倉本と九冊本と次の百二十句本と延慶本との外には見ざる所なり。一項乃至五項七項乃至八項は他に類似の本あれど、この項のみは、他と異なる特徴の第一なり、但上の四本にはこの項の本文を載すれど、平松本には目録に、在別紙と注して本文には掲ぐることなし。

七、流布本卷十、高野卷に相當する記事は略、流布本と同じく、弘法大師宗論の事、流砂懸嶺の事、高野御幸の事なし、これまた鎌倉本に同じ。

八、卷十一に、寶劔之事の一項を加へて、寶劔の山來を説くこと、大秘事劔卷に似たり、鎌倉本また然り。

九、同卷の内に、

頼朝被叙従二位事

内侍所温明殿入御事付内侍所御始之事

の目を設けて頼朝従二位に叙せらるゝ事、内侍所臨時御神樂事、内侍所由來事等を説けり、その記事題目は鎌倉本に同じ。

十、卷十一は、副將被切にて終ること、流布本に同じけれど、卷十二のはじめに、宗盛父子關東下向の事及び切らるゝ事を載するは、この一類以外の本には見ざるところなり。

十一、その他、祇王祇女の位置、徳大寺殿嚴島詣のなき事、但この本は附録の如くにして、卷第二の末に載す、各卷の始終等、鎌倉本と殆んど同一なり。

目録を對照すれば、ます、鎌倉本とこの本との一類たることを知るを得べし、その異なるところは多くは用字の末にして、大なる差異は二三の點に止まれり、次にその差異あるところのみあぐべし。

鎌倉本

平松本

第一卷

皇太后大宮御出家事

皇太后宮大宮御出家事

第二卷

同配流事付一付一行阿闍梨火羅國被流事

同配流事

同山門大衆奉取留先座主之事

同山門大衆奉取留先座主之事

惟盛高野山并熊野參詣同入水事
 新院御即位事
 備前兒島藤津合戦事
 平家一門悉滅亡事
 生磨内八歳副將殿被誅事

惟盛高野并熊野參詣同入水事
 新院御即位事
 備前兒島藤津合戦事
 平家一門悉皆滅亡事
 生磨内八歳重福生殿被誅事

第十一卷

鎌倉本の目録は附表第四號にあり。

この本と鎌倉本との差異の要點は

一、小督局の位置、

二、慈心坊尊惠炎魔窟屈請事流砂慈嶺事の位置及び本文に載するか否かの事

の二を最も大なるものとす、小督局は鎌倉本に限らず大抵の本には載するところにして、四部合戦本のみは載せざるなり而して、いづれも第六卷中に置くものなるにひとりこの本は第三卷の末に載せたり、慈心坊尊惠の事流砂慈嶺の事は第六卷の目録の末に載せて本文には載せず、これに別紙と注せる所以なるべし。

なほ目録に、在別紙と注して本文に載せざるは第七卷の

皇后亮經正參詣竹生島事但有別紙

なり、在別紙と注せずしてしかも目録にのみあるものは第五卷の

新院伊土岐島御幸御願文事

なり、こは即ち平家奥秘の御願文にあたるものなれば除きしなるべし、以上の事は皆鎌倉本には載せたり。

以上の諸點によりて、この本、卷第十二缺けたりといへども鎌倉本の同種なるべきことを推定してこゝに收む。

六十二、屋代本

吉澤義則藏 現存一冊

この本卷第二の一冊のみなり、不忍文庫の藏書印を捺す、足利時代の初期乃至中期の寫本と見ゆとの説なるが然るべく思はる、院紙判強質の白紙にして粘葉綴なり、每葉白界線を劃し兩面に書けり、文字は楷書體にして片假名を交へてしかも小く片よせて書き、又轉倒字法を用ゐる、なほその上に朱にてかへり點字書すて假名等を施せり、かくして本文はかきつゞけにして題目は全くなし。

按ずるにこの本は不忍文庫の藏書目録中に

平家物語 古寫本八行大美濃缺本 二冊

とあるうちの一冊にあらざるか、而して又那須家の平家物語目録に

屋代本 十二冊八行眞片假名宣命書、如白界強杉原缺元正日

といへる本にあらざるか、紙質紙幅行數、記載法等全く上の二の記述に似たるを以てなり、那須家の目録は必ずしも當時見存の冊數をあげたりと思はれず、又那須家の架藏本の

()内のは二行の劃亦なり

のみをあげたりと思はれざることは上にも述べたる所なり、思ふに、不忍文庫の蔵の時は、二冊のみ存せしものなるべく、そのうちの一冊は、即ち今、吉澤氏の有に歸したるものなるべし、他の一冊は如何になりしか知らまほしき事なり。

この本は卷第二のみなれど、その内容を以て考ふるに、まさに鎌倉本の卷第二の特徴を有す。即ち流布本にていへば、座主流より始まりて成親死去に至り、慧星出現にて終り、徳大寺殿鳥詣を載せぬ事なり。これ即ちこの一種の本の特徴なればなり。

第二十六種 百二十句本

こゝに擧げたる一種の本はその組織は他に類なく、一卷十句、十二卷百二十句の組織によれるものなるが、その内容は、大體に於いて鎌倉本に似たり。この故にこれをその一類とし、別に種を立てたり。

六十三、九冊本

帝國圖書館藏

全十一卷合九冊

この本名を命すべき由なし。姑くその冊數によりて九冊本と稱す。全部十二冊なるを便宜合綴して九冊とせるなり。その合綴せるところ次の如し。

第一、第二、第三、第四、各一冊

第五第六合一冊 第七第八合一冊 第九一冊 第十第十一合一冊 第十二一冊

この本中野識の長方形朱印あり。又「香」字と見ゆるものを刻せる圓形黒印あり。奥書な

し。

美濃判手厚き紙にかけり、草書平假名なり。

この書類の特微あり。毎卷十句合計百二十句あり。毎行の題目を別に一行に記せり。而して目次にはその題目の外に著しき事件の目をあぐ。毎句大抵主たる題目と共に四若しくは五なり。その目をあはせて通覽すれば流布本平家物語の題目に頗る似たり。されど必ずしも然らず。卷第一の第二句をさんたい上ろくとかけり。こは藤波本草野氏記念本には、次第昇祿とかけれるものにして流布本の、我身の榮華にあたるものなり。これ如自本に「平家一門繁昌」の次に「左右大將軍并三台攝録」とある。三台攝録事をばかくかけるにや。次第の「まを」さんの字にかきひがめたるにや。

さてこの書の面白きはその題目及び排列にあり。即ち普通には、大原御幸、六道輪廻、女院往生にて終るに、この書はをば第百十九句に置き、最後の第百二十句に「だんせつ平家の項を置きて、六代被斬の事にて終る。」

又この書第百七句第百八句に「つるぎの卷上下」あり。この「綴」卷は第五類以下に載するものと異にして、或は源平盛衰記の首に冠せられ、或は版本太平記の首に附せられ、或は單行本として存する劍卷と略々似たり。即ち文句の大同小異なる點を外にして考ふれば、本來同一のものなるを知るに足る。たゞ單行の綴の卷は大體に於てこの「つるぎの卷」の「下」を以て上におき、この卷の「上」を以て下に置きたるものにして、之が爲に先づ冒頭に

「浦公云云」より「刀劍の類なり」までの序の詞を加へたるものなることを知るを得たり。

その次にある「鏡の沙汰は第四類以下の諸本に載するものに似たり。なほ又この書、卷第三第二十八句に「こかう」といふ題目ありて、その文句全く載せず。この句は普通本にも見えざるものなり。即ち前第二十七句「こがねわたし」より第二十九句「ほういんもんたう」に直ちにつくこととなれり。今、先この「こかう」とは何の義なるかを考ふるに、「小督」の事は別にあるのみならず、流布本によれば「こ」にあるべきものにあらず。御幸かと思ふに、これまた然るべからず。かた／＼決し難きなり。されどこれを平松本に比較するときは、髣髴としてその面目を認むることを得べし。平松本には上に摘出して示せる如くに、まさにこの本の目次に一致する位置に「小督局事」を置けり。これを見れば、この本卷第三は目録の上にては平松本と略同一なりといふべきなり。されど、この本卷第六第三十五句中に「こがうの殿の事」といふ目を置きて敘述せるところ、流布本に似たり。これを思へば、この本はもと平松本の如き形を有するものなりしが、散佚せるものありしが故に流布本を以て補ひたるものにあらずやと考へらるるなり。

なほこの本と鎌倉本、平松本と類似せる點は卷第六第五十六句「ぎをんのねうご」のうち、
じふんばうるんまのちやうくつじやう

り。ろしや。そ。う。れい。の。事。

を置くことなり。この點にてもこの本はまさに鎌倉本、平松本の一類たるべきものなるべし。

この本卷第二の末、即ち第二十句は「とく大じ殿いつく島さんけいなり。この事はまた平松本と一致するものにして諸の他の本にはなきところなり。

この本卷第十一は所謂副將被斬にて終り、大臣殿被斬は卷第十二の首に置けり。これまた鎌倉本、平松本と一致するところなり。これらの本以外にては大抵流布本の如く、大臣殿被斬を第十一卷の終りに置くものなり。

以上の諸點を以て考ふるに、この本は必ず鎌倉本、平松本と同一系統のものにして、語り物として多少の變更を加へて遂に體裁を異にするに至りしものならむ。

この本なほ読み方等につきて注意すべきものあり。たとへば卷第四第三十四句に

けい
とあり。こは競が事なるを音にて呼べるなるべし。その他この本にかける字音には一種異様のものなきにあらず。たとへば

たゝもりし。うてん(昇殿)
し。うけん(静憲)ほうあん
けんざへもんのし。う(尉)のぶとし

などの如しこれ恐らくは傳者の土音をあらはしたるものなるべし。

六十四 百二十句本

京都府立圖書館藏

全十二冊

この本また名を命すべき由なし上の九冊本と同種の本なるによりてその句數に因りて姑く上の如く名づく上の本は合せて九冊としたるにこれは十二冊のままなるを異なりとす京都圖書館の藏に歸せるは明治四十一年六月の由なれどその前何人の手にありしものか知らず。

この本美濃判形にして文字書體組織大方上の九冊本に同じ察するにこの本と上の九冊本とは同じ源より出でし本なること著し。目次殆ど同一なりとすたゞ異なるところは次に示す僅少の點なり。

第三卷第二十七句

(帝國圖書館百二十句本)九冊本

京都圖書館百二十句本

こかねわたし

こかねわたしいしもんたう

第四卷第三十四句

けい

きおう

第七卷第六十一句の末

つねまさちくふ鳥さんけいの事

平家ゆくみちのらうせき

同卷第六十二句の末

木そはにふのぢん

平家と木そとかつせん

同卷第六十三句のうち

(ナシ)

よしなかはにふのぢん(かくめいそせいの前にあり)

同卷第六十四句の末

平家と木會とかつせん

さねもりにしきのひたくれの事

さねもりにしきのひたくれの事

さねもりにしきのほかまの事

同卷第六十九句のうち

つねまさおひろへまらる事

(ナシ)

同卷第七十句

これもり北方あひへつの事

北方あひへつの事

第八卷第八十句

平家一もん落

平家一もん都落

第十卷第七十九句の末

きみともあきなりあつたけたり

きみともあきなりあつたげかう

しげもりくまのさんけいのさた

おほいとくのま野さんけい

以上の如く題目の上には多少の差あれど記載事項は殆ど同一なりたゞ九冊本にありてこの本になきは第七卷の

つねまさちくふしまさんけいの事のみなりとす。

右の外は二本大抵同一にしてたゞ體裁の上に少差あるは第一卷第二卷第三卷は九冊本の如くに本文中に題目を加へ之に一行を興へたるに第四卷以下にはさる事なきなり。

第十四類 南都本

第二十七種 南都本

六十五、南都本

彰考館藏

現存八冊

この本四冊開けて第一と第六以下との八冊現存す、参考源平盛衰記に、南都本者良峯宗淳於南都得之故稱之

此本自第二至第五四卷關書中詳註其有無

とあるものこれなり即ち佐々宗淳が南都に得たるまゝのものなり、この書奥書なしといへども室町時代の古本なりと信す。

美濃判断紙楷書片假名にして、目録あれども(卷第十二のみは目録なし)、本文には題目を附せず、卷第一卷第六は一面九行、卷第七より以下は一面十行なり。

この本は全體の組織より見れば、八坂本の如くに灌頂卷を別に置かず、劔卷、鏡卷、宗論などもありてすべて古きさまに見ゆるがうちにも、他の本と異なるは各卷記載事項の始終は流布本と甚しき差異を見る。その最も著しきはこの本の卷第九が流布本の卷第八にあたり、この本の卷第十が流布本の卷第九に該當することなり、次に比較してあげむ。

南都本 流布本

- 卷第一 卷第一及び卷第二の初にある座主流及び座主歸山に關する事
- 卷第六 卷第五の半、大庭早馬以下卷第五終まで
- 卷第七 卷第六より卷第七の木曾山門牒狀及び返牒まで
- 卷第八 卷第七平家一門連署より卷第七終まで

卷第九 卷第八

卷第十 卷第九

卷第十一 卷第十及び卷第十一の能登殿最後まで

卷第十二 卷第十一の内侍所都入より卷第十二の終まで

思ふにこの本の組織は平家物語原本研究の爲には有益なる材料なるべし。

第十五類 延慶本

第二十八種 延慶本

平家物語の傳本は世に多し、然れども鎌倉時代の面影を傳へて、しかも年代の明瞭あるものは延慶本あるのみ、この本述者が見たるもの三本あり。

六十六、松井本

松井簡治藏 全十二冊

この本小葵形模様丹表紙美濃判大冊十二冊なり、本來卷數六なるを分ちて十二冊とせるものなり、その區分次の如し。

- 卷第一本 第一冊
- 卷第一末 第二冊
- 卷第二本 第三冊
- 卷第二中 第四冊

- | | |
|------|------|
| 卷第二末 | 第五册 |
| 卷第三本 | 第六册 |
| 卷第三末 | 第七册 |
| 卷第四 | 第八册 |
| 卷第五本 | 第九册 |
| 卷第五末 | 第十册 |
| 卷第六本 | 第十一册 |
| 卷第六末 | 第十二册 |

この本第一册題簽に次の如く記せり。

平家物語 延慶三年古本
應永二十六年寫
角倉家藏

第十二册題簽には次の如く記せり。

平家物語 十二

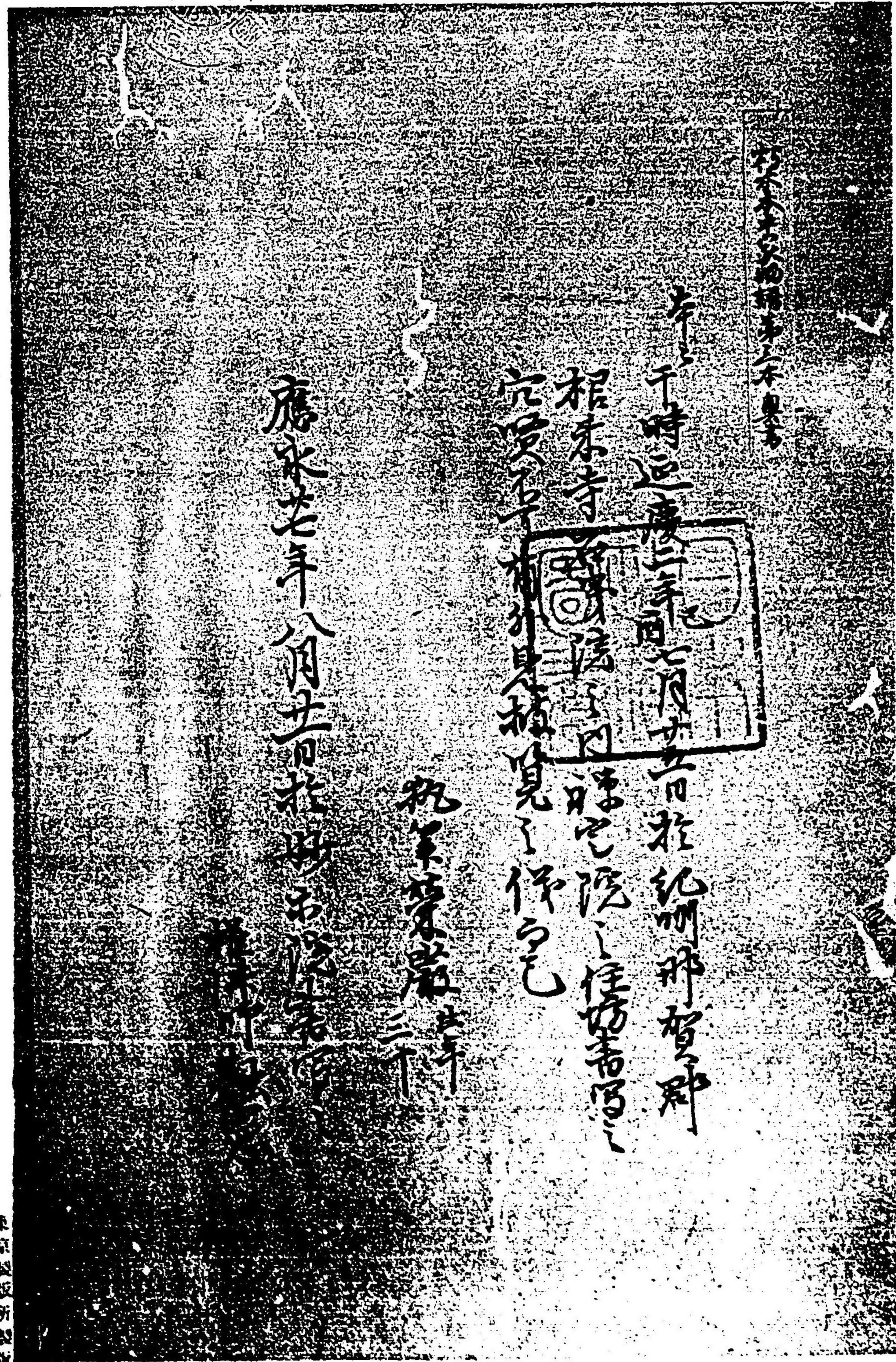
文政十三年庚寅八月寫成

この本が延慶本なる由は第三本の奥書に

本云 于時延慶二年西己七月廿五日於紀州那賀郡
根來寺石叟院之内禪定院之住坊書寫之

平西 延慶本(朽木本)第三奥書

8 10



(一七六一一七)

- 卷第二末 第五冊
- 卷第三本 第六冊
- 卷第三末 第七冊
- 卷第四 第八冊
- 卷第五本 第九冊
- 卷第五末 第十冊
- 卷第六本 第十一冊
- 卷第六末 第十二冊

この本第一冊題簽に次の如く記せり。

平家物語 延慶三年古本
應永二十六年寫
角倉家藏

第十二冊題簽には次の如く記せり。

平家物語 十二

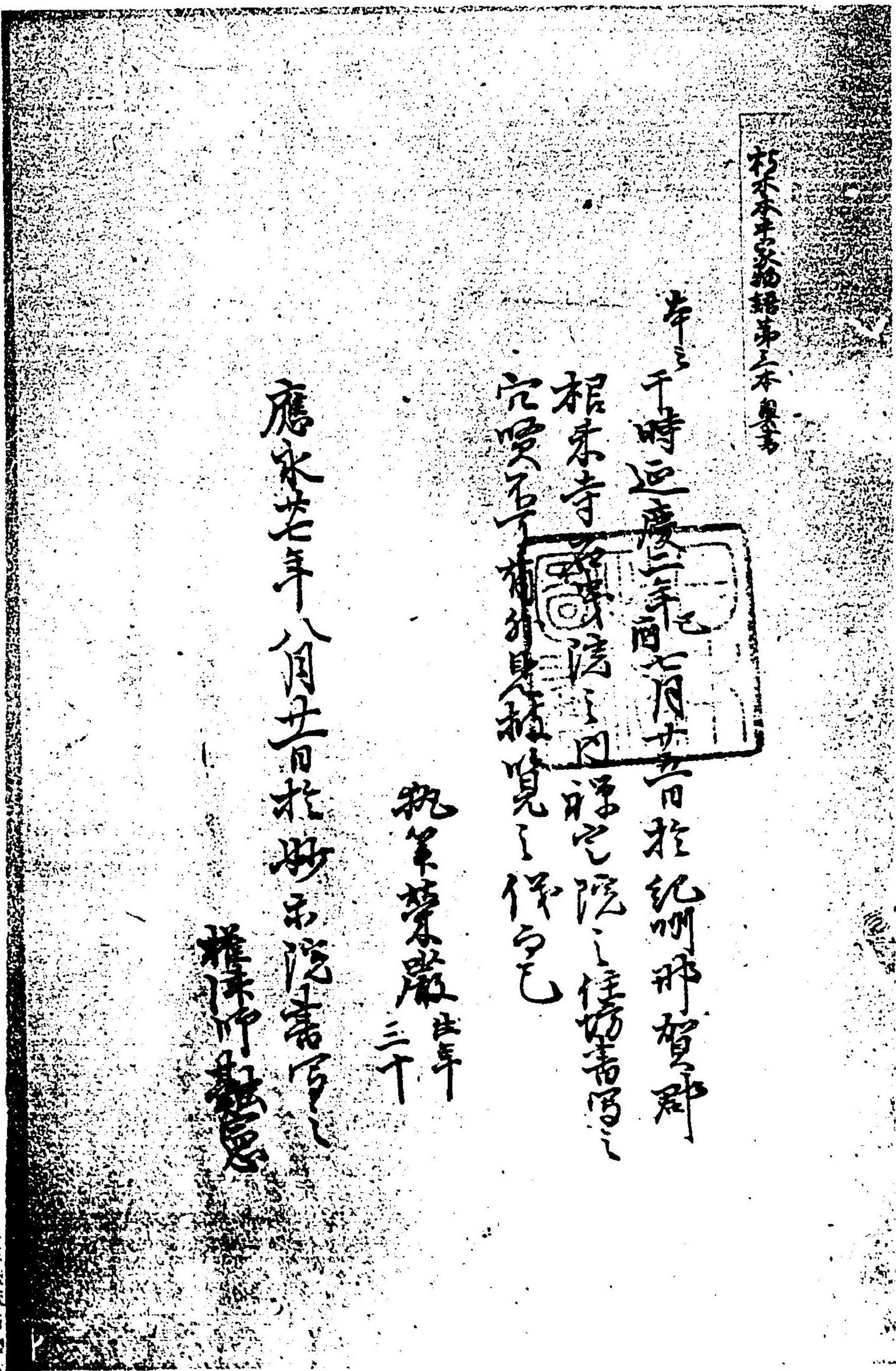
文政十三年庚寅八月寫成

この本が延慶本なる由は第三本の奥書に

本云 于時延慶二年己七月廿五日於紀州那賀郡
根來寺石與院之内禪定院之住坊書寫之

平四 延慶本(朽木本)第三奥書 8 10

(一七六一)



東京製版所製

平家物語第六

延慶三年三月廿五日
根立寺院住持書寫
卯元色
執筆榮藏

應永六
林鐘吉書之

朽木本(家物)第二中興書

應永七年^{庚子}五月十日

多聞丸

寫本(事)生活(言)又(字)之(深)意(一)

陸(行)不(及)深(割)方(辨)用(一)



穴賢不可有外見披覽之儀而已

執筆 榮 嚴生年三十

又第五本の終に

于時延慶二年己酉子月ナリ於根來寺之内
禪定院之住坊書寫之雖爲狂言綺語之誤
爲觀修因感果之道理矣穴賢々々不可有
外見者而已

又第六本の終に

本云

于時延慶三年戊午正月廿七日子刻於紀州那賀郡
根來寺禪定院之住坊書寫之畢聊不可有
外見而已

執筆 榮 嚴生年三十一

これらによれば原本は延慶二年及び三年に紀州根來寺にて寫したるものと思し。
次に又應永書寫の奥書を見るに卷二中の終には

應永廿七年庚子五月十三日 多聞丸

寫本事外往復之言文字之謬多之

雖然不及添削大概寫之了
第二末の終には

于時應永廿六年^亥三月廿日於大傳法院別院十輪院
雖爲惡筆忝依御詔令書寫之畢

執筆有^{行藏房}重
多聞九

第三本の終延慶二年の奥書の次にも亦應永の奥書あり。
應永廿七年八月廿一日於妙樂院書寫之

權律師融憲

又第三下(卷首)には第三末とあれと卷尾には第三下とありの終にもあり。
于時應永廿七年^庚正月廿日於根來口別院

修學院之住坊令書寫畢

權少僧都有淳

又第六本の終延慶三年の奥書の次に左の如く書けり。
應永廿六年^辰林鐘十七日書之

これによりて延慶の本をば應永に書寫せしことを知るに足る

さて今の本は文政十三年八月に寫成せるものなるがその題簽によりて考ふれば角倉家藏の本を基として寫したるものなるべく見ゆさらばその角倉家藏の本とは即ち

平家物語第二末

于時應永廿六年^己三月廿日於大傳法院別院十輪院
雖爲惡筆忝依御詔令書寫之畢 執筆有^{行藏房}重

多聞九

雖然不及添削大概寫之了
第二末の終には

于時應永廿六年紀三月廿日於大傳法院別院十輪院
雖爲惡筆依御詔令書寫之畢

執筆有重
多聞九

第三本の終延慶二年の奥書の次にも亦應永の奥書あり。
應永廿七年八月廿一日於妙樂院書寫之

權律師融憲

又第三下(卷首)には第三末とあれと卷尾には第三下とありの終にもあり。
于時應永廿七年庚子正月廿日於根來口別院

修學院之住坊令書寫畢

權少僧都有淳

又第六本の終延慶三年の奥書の次に左の如く書けり。
應永廿六年癸酉林鐘十七日書之

これによりて延慶の本をば應永に書寫せしことを知るに足る

さて今の本は文政十三年八月に寫成せるものなるが、その題簽によりて考ふれば角倉家藏の本を基として寫したるものなるべく見ゆ。さらば、その角倉家藏の本とは即ち

平七 延慶本(枳木本)第二末奥書 8 10

二七八一七七

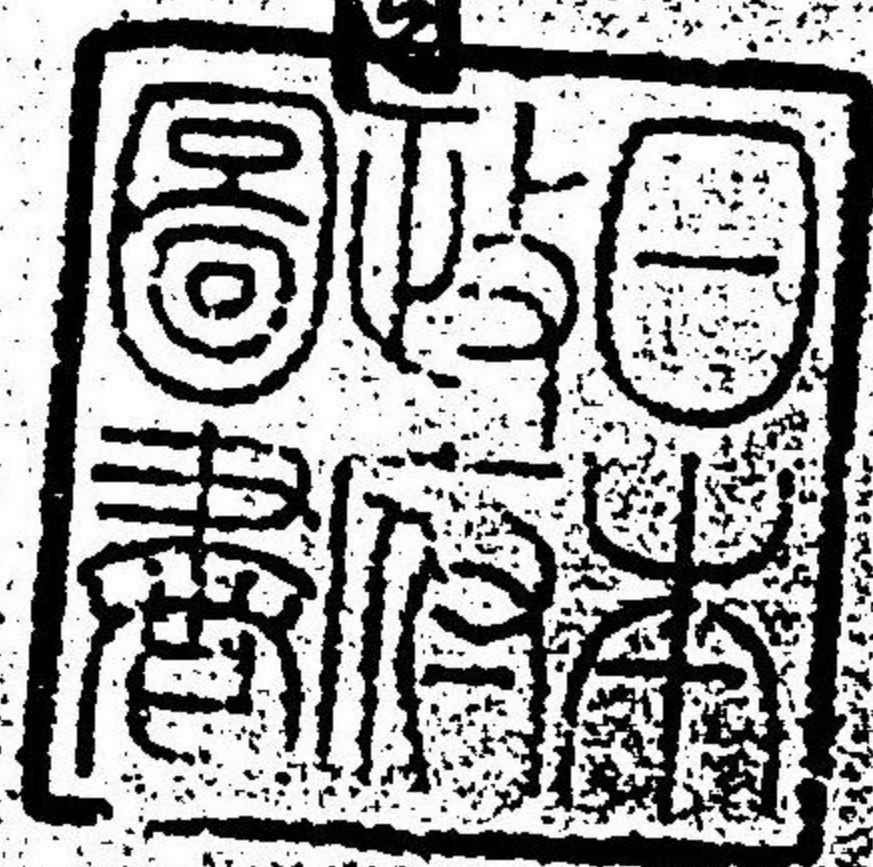
平家物語才二末

于時應永己未三月廿日於大傳法院別院十輪院
雖爲惡筆依御詔令書寫之畢執筆有重

多聞九

平家物語第三下

十二卷之目

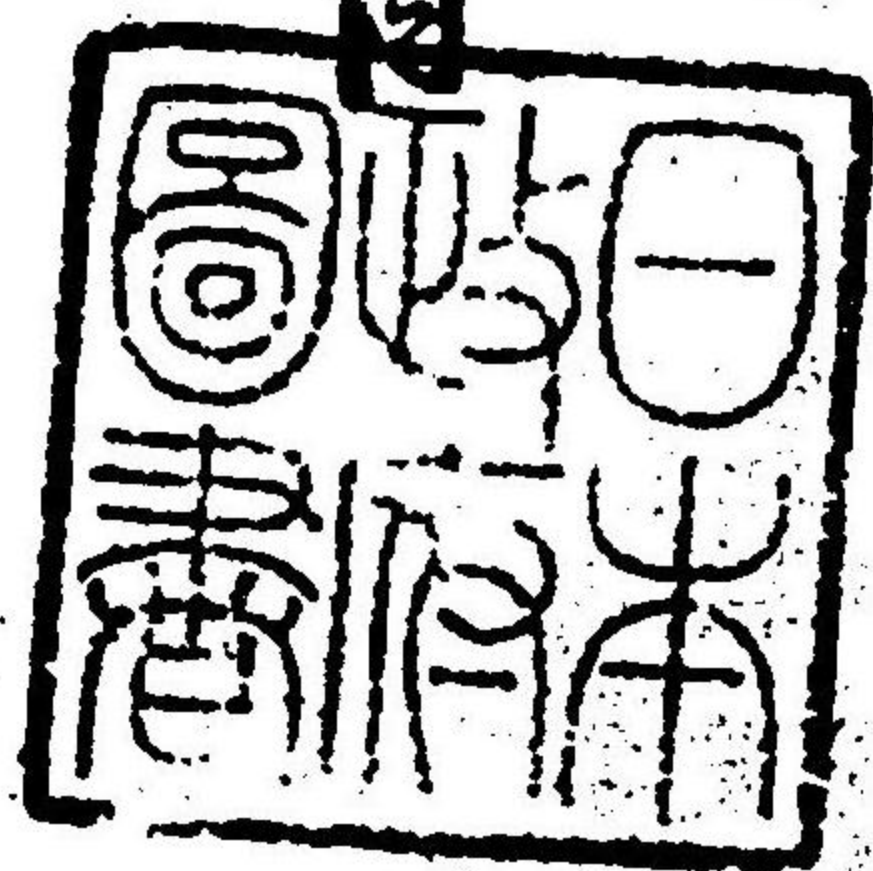


了時應永長年三月廿日
於根末寺
修學院一任坊合書
於分保邦有厚

平家物語第三末奥書

平家物語第三下

十二卷之目



了時應永七年正月廿五日
於根尾寺
修學院之任坊合書寫

於信邦有傳

應永の寫本のことなるかはた應永の寫本を復寫したるものなるか、その事はこの本によりては遽かに斷じ難し、この本につきて大矢委員は應永本の影寫なること卷中蠶蝕を寫せると片假名の古體なることにて明らかなりといはれたり、この本の古本の影寫なること及び片假名の古體なることは明らかなることにして、疑點を抉むべき餘地なければ、少くとも應永本の影寫なるものゝ面影を存すといふを得べし、されどこれを以て、直ちに應永の本の影寫と決し去るは如何なり、余はなほ疑を存してその解決を次に譲らんと欲す。

この本の古本の影寫なることは上述の如し、字體は行草に片假名を交へて十行に書けり、卷第一本卷頭に平氏系圖坂東平氏系圖及び源氏系圖六枚を添へたり。

この本[寶經文庫]の長方印を捺す、これその原藏者の印なるべけれど何人なるかを知らざりしが、偶々温故堂所藏の藏印譜といふものを閲することを得たりしが、そのうちにこの印影を殺せ、傍に次の如く記せり。

諏訪庄右衛門頼一字缺ノ藏印

屋敷芝敷小路ニアルユヘニ印章寶經ト云フ

和學講談所頭取ヲ勤メ外國奉行水野筑後守尼

こゝに、この本もと諏訪庄右衛門といふ人の所藏なりしこと明らかにありぬ、さてその實名の一字缺けたるが、大江戸侯歌集を按ずるに、その卷第六に

塙檢校の一周忌に

源頼篤

あつめおく文のかすく思ひいてゝそてこそぬらせこそ戀つゝとある人これなるべし又暮下士鑑を閲するに諏訪庄右衛門頼篤といふ人ありされどその住所は赤坂新氷川下とありて敷小路にあらず別に諏訪庄兵衛正徳といふありて愛宕下敷小路に住せり恐らくは庄兵衛庄右衛門父子の關係にてもありて庄右衛門いつか別居せしにあらざるか新編名纂部に愛宕下諏訪庄右衛門とあり諸武家鑑には庄兵衛庄右衛門共に「アタコ下」とあり即ち敷小路の邸に居住せることの證とすべしされば篋徑文庫の印は諏訪頼篤の藏書印と決むべきなり

塙保己一は文政五年に死去せるを以て上の歌は文政六年の詠なるべし而してこの書の寫成は文政十三年の寫成なるを以て考ふるにこれは疑もなく頼篤がこの時寫して藏書とせしものなるべくその由來や明らかになれりといふべし

この本の原本文政の頃世に存せしことかくの如く明らかならば恐らくは現代何人かの庫中に存するなるべしされど今之を知るに由なし歎すべきかな

六十七、榊原本

帝國圖書館藏

全二十四冊

この本は故榊原芳野の納本なり扉紙に一名嵯峨本一名角倉本と見ゆこれを以て往第二類の十二、十三に混せられ又第十一類第二十二種の中院本に混せらる今獻納者の名に因りて榊原本と稱す

この本は二十四冊ありて松井氏本の數に倍すととりて檢すればたゞ之を小さく分冊したるにすぎずその巻數の六卷にして本末を記せることはなほ同じ

- 卷第一本 第一冊 第二冊
- 卷第一末 第三冊 第四冊
- 卷第二本 第五冊 第六冊
- 卷第二中 第七冊 第八冊
- 卷第二末 第九冊(この冊前部は卷第二中にして後部は卷第二末なり)
- 卷第三本 第十冊(上の注) 第十一冊
- 卷第三末 第十二冊 第十三冊(この冊前部は卷第三本にして後部は卷第三末の初なり)
- 卷第四 第十三冊(上の注) 第十四冊 第十五冊
- 卷第五本 第十六冊 第十七冊(この冊前部は卷第四の終りにし)
- 卷第五末 第十八冊 第十九冊(この冊前部は卷第五本の初りなり)
- 卷第六本 第十九冊(上の注) 第二十冊
- 卷第六末 第二十一冊 第二十二冊
- 卷第六中 第二十三冊 第二十四冊

この書應永の奥書延慶の奥書共に松井本に同じ蓋蝕をも影寫したる點字體用字の

上又行數の上より見て全くその原本を一にせるを想像するに難からずたゞ寫し方に於てこの書の方少しく粗にして筆も亦拙なるに似たるを以て異なる本の如く見ゆるのみ二本の比較は別に述べし。

この本次に掲ぐるはし書あり傳來を詳にするに足れり。

此物語作者不知世に嵯峨本とも角倉本とも云り

元は花園院の延慶三年紀州那加郡根來寺の禪

定院の本を後小松院の應永廿六年に權僧

都有淳寫取て角倉の藏を後人何人歟朽木

山樂翁 = 求出ッ而うつさしむ然るを山樂翁より

かり得て天保三年七月寫之畢なれとも元

本世に稀なる故に虫喰落字書損誤字改る事

あたわざる故に本のまゝ也

大膳亮平道樹

とあり。

これと奥書とによりて見れば花園院天皇の延慶二三年に寫して紀州那加郡根來寺の禪定院に藏せる本を應永二十六年に權僧都有淳寫取りたるものなるがその應永の原本なるかはたその寫しなるかは今斷言すること能はずといへどもいづれかの本

が角倉家の藏となりたるものありしを人ありて朽木山樂といふ人に求め出して寫さしめその山樂の寫本を大膳亮平道樹といふ人またかり得て天保三年七月に之を寫したるなり。

松井本は題簽によりて文政十三年庚寅八月この年十二月改元ありて天保となるに寫成せるものなるを知る之を以て考ふれば松井本は圖書館本よりも書寫の年代に於て三年早きなり即ちこの時角倉家藏の本の世に顯はれたることを想像しうべしこの二本の關係を想像するにまさに次の如くなるべし。

延慶本 應永本(即ち角倉本か) 松井本

朽木本 大膳亮本(即ち帝國圖書館本)

この本は那須家所藏平家物語目録に根來本と稱するものなり。

根來本 二十四冊行眞假字書元題目一二ノ卷ニ本末アリ開卷第一平家源ノ系圖アリ

と記し之につぎて上にあげたる端書奥書を載せたりこの目録は天保十五年二月三日に記したるものなり恐らくは大膳亮平道樹の本轉傳して一旦那須家の藏に歸し更にその手を離れて榊原家の藏となりたるものにあらざるか。

この大膳亮平道樹は那須家の藏書目録に

大膳亮平道樹關東大膳亮好也

とあるによりてそが幕府に仕へし醫家なるを知るなほこの人の事は平家物語標注の

條にとくべし。

今この圖書館本をよく観察するに、各冊の表紙に貼付せる紙の表の折目近くに

角倉本平家物語 卷の四十七并四十八卷第二十四冊にあるもの

の如くに署せり第一冊より以下皆かくの如し、もと四十八冊なりしものを合せて二十四冊としたること著し、思ふに大膳亮平道樹は朽木本の二冊づゝを合せて一冊としたるものなるべし。

六十八、朽木本

内閣文庫藏

全四十八冊

この本今内閣文庫に藏す第一第二第三の三卷巻首に、朽木文庫の朱印を捺す、楓山文庫圖書目録を閱するに、第二百四十三番に明治十年買上の平家物語四十八冊の名あり而、この本第一冊表に、二百四十三番の押紙あり、この本恐らくは朽木本を買上げたものなるべし、この本表紙の紋様、五三桐と四目結とを散し、唐草にて纏へり、この五三桐と四目結とは、朽木家の家紋なり。

この朽木本は、朽木山樂所寫の本にして、榊原本の原となりしものなるべし、朽木家藏書目録を按するに、平家物語を載すること十一種そのうちに、

角倉本 寫 四十八卷

と記せるあり即ちこの本の事なるべし、文學博士星野恒氏の平家物語考を閱するに角倉本の説明に

六卷、毎巻本末あり又各四冊に分裝す共に四十八冊

とあるはまさにこの本のことなるべし、されど星野氏がこの本につきていはれたるものとすれば説明疎漏にして事實と一致せず、次に原本と松井本とこの本と榊原本との巻次の關係を比較して示すべし。

原 本	榊 原本	朽 木 本	松 井 本
卷 一 本	一	一	一
卷 一 末	二	三	二
卷 二 本	三	四	三
卷 二 中	四	五	四
卷 二 末	五	六	五
	六	七	
	七	八	
	八	九	
	九	十	
	十	十一	
	十一	十二	
	十二	十三	
	十三	十四	
	十四	十五	
	十五	十六	
	十六	十七	
	十七	十八	
	十八	十九	
	十九	二十	
	二十		

卷三本	六	二十一 二十二	十一
卷三末	七	二十三 二十四	十二
卷四	八	二十五	十三ノ前部
卷五本	九	二十六	十三ノ後部
卷五末	十	二十七 二十八	十四
卷六本	十一	二十九 三十	十五
		三十一 三十二	十六
		三十三	十七ノ前部
		三十四	十七ノ後部
		三十五 三十六	十八
		三十七	十九ノ前部
		三十八	十九ノ後部
		三十九 四十	二十
		四十一 四十二	二十一
		四十三 四十四	二十二

卷六末	十二	四十五 四十六	二十三
		四十七 四十八	二十四

以上の如くなれば四冊なるもの(巻一本巻一末巻二本巻五本巻六本巻六末六五冊なるもの巻二中巻二末巻三末三三冊なるもの巻三本巻四巻五末三の三様あるを見るなり)

とにかくに四十八巻の角倉本といへるはこれに相違なかるべく、その朽木文庫の藏印と朽木家藏書目録の記載と上の比較表とによりて、朽木山樂翁の寫したる本とは即ちこの本にして、榊原本の原本なること疑ふべからず然るときは朽木山樂翁とは旗下にて四千七百七十餘石を領したる朽木兵庫助の家主若くは一族なりしことは想像しうるところなり若し朽木家につきて實さば實をうるべし。

この本の體裁は榊原本と似て、かれよりは紙質字體共に可なり、蓋他其の他もまた一致すた、榊原本はこれを匆卒に寫したるものと見え誤れるところ見ゆれどこの本に就きて見れば、その誤りを知るところ少からず。

延慶並に應永の奥書はみな存す巻頭に載せたる平氏系岡坂東平氏系岡源氏系圖もまた同じされどこの外に題跋を載することなし、この故に書寫の年代を明らかに知ること能はずた、榊原本の大膳亮道樹の序によりて、それより以前に寫したる本なること

とを知るのみなり而してこの本は、その益他の影寫より考ふるにまさに松井本よりも以前に寫したるものなるを考定することとをうべし。されど山樂といふ人の事蹟だに知らざる述者はこれより進みたる説を述ぶることは今は不可能なり。なほこの本と松井本との比較は下に述ぶるところあるべし。

この類の本は、此の編の研究の中心となれるものにして、しかも世人の容易く見ること能はざるものなれば、煩はしき様なれど次に目錄を掲ぐることはしたり。

第一本	第一末	第二本	第二中
一 平家先祖事	一 天台座主明雲僧正被止	一 院御所拜祀被行事	一 法皇鳥羽殿ニテ送月日坐事
二 得長壽院供養事	二 七宮天台座主補給事	二 法皇御灌頂事	二 春宮御讓ヲ受御ス事
付導師山門中堂藥師之事	三 明雲僧正流罪ニ定事	三 天王寺地形目出事	三 京中ニ旋風吹事
三 忠盛昇殿之事	四 明雲僧正伊豆國被流事	四 山門騷動出來事	四 新院嚴島へ可有御參事
付開討事	五 山門大衆座主奉取返事	五 建禮門院御嫁任事	五 入道嚴島ヲ崇奉由來事
付忠盛死去事	六 一行阿闍梨流罪事	付成經等赦免事	六 新院嚴島へ御參詣之事
四 清盛繁昌之事	七 多田藏人行綱仲言事	六 山門ノ學生ト堂衆合戦	七 新帝御即位之事
五 清盛子息達官途成事	八 大政入道軍兵被催集事	七 信乃善光寺炎事	八 賴政入道宮ニ謀叛申勸
六 八人ノ娘達之事			

七 義王義女之事	九 大政入道院御所へ使ヲ進ル事	付彼如來事	事付合旨事
八 主上々皇御中不快之事	十 新大納言召取事	八 中宮御産有事	九 鳥羽殿ニイタチ走廻事
付二代后立給事	十一 西光父子擲取事	付諸僧ニ加持事	十 平家ノ使宮御所ニ押寄事
九 新院崩御之御事	十二 新大納言ヲ痛メ奉ル事	九 御産之時參ル人數事	十一 高倉宮部ノ落坐事
十 延曆寺興福寺額立論事	十三 重盛大納言ノ死罪ヲ申宥事	付不參人數事	十二 高倉宮三井寺ニ入リ給事
十一 土佐房昌春之事	十四 成親卿北方ノ立忍事	十 諸僧ニ被行勸賞事	十三 源三位入道三井寺へ參事付就事
十二 山門大衆清水寺へ寄テ燒事	十五 成親卿無思慮事	十一 皇子親王ノ宣旨蒙給事	十四 三井寺ヨリ山門南都へ騰狀送事
十三 建春門院皇子春宮立事	十六 丹波少將成經西八條へ被召取事	十二 白河院三井寺頼蒙ニ皇子ヲ被祈事	十五 三井寺ヨリ六波羅へ寄スル事
十四 春宮踐祚之事	十七 平宰相丹波少將ヲ申請給事	十三 丹波少將故大納言ノ墓詣事	十六 大政入道山門ヲ語事
十五 近習之人々平家ヲ嫉妬事	十八 重盛父教訓事	十四 宗盛大納言ト大將トヲ被辭事	付落書事
十六 平家殿下ニ恥見セ奉ル事	十九 重盛軍兵被集事	十五 成經鳥羽ニ付事	十七 宮嬪折ヲ勸ニ進セ給事
十七 藏人大夫高範出家之事	付周幽王事	十六 少將判官入道入洛事	
		十七 判官入道紫野母許へ行事	

事 十八成親卿八幡賀茂僧籠 事 十九主上御元服之事 二十重盛宗盛左右ニ並給 事 廿一德大寺殿殿島へ詣 給事 廿二成親卿人々語テ鹿 谷寄會事 廿三五條大納言邦綱之事 廿四師高與宇河法師引 出事 廿五留守所ヨリ白山へ遣 牒狀事 同返牒事 廿六白山宇河等衆徒捧神	二十西(光)頭被切事 廿一成親卿流罪事 付鳥羽殿御遊事 成親備前國へ着事 廿二謀叛人々被召禁事 廿三師高尾張國ニ被誅事 廿四丹波少將福原被召下 事 廿五迦留大臣之事 廿六式部大夫章綱事 廿七成親卿出家事 付彼北方備前へ使ヲ被 遣事 廿八成親康賴俊寛等油黄 島ニ被流事 廿九康賴油黄島熊野ヲ祝 奉事	十八有王丸油黄島へ尋行 事 十九辻風荒吹事 廿小松殿死給事 廿一小松殿熊野詣事 廿二小松殿熊野詣由來事 廿三小松殿大國ニテ善ヲ 修シ給事 廿四大地震事 廿五大政入道朝家ヲ被奉 恨由之事 廿六院ヨリ入道ノ許へ靜憲 法印被遣事 廿七入道卿相雲客四十餘 人解官事 廿八師長尾張國被流給事 付師長熱田ニ參給事	十八宮南都へ落給事 付宇治ヲ合戰事 十九源三位入道自害事 廿貞任カ歌讀シ事 廿一宮被誅給事 廿二南都大衆攝政殿ノ御 使追歸事 廿三大將ノ子息三位ニ叙 ル事 廿四高倉宮御子達事 廿五前中書王事 付元順之事 廿六後三條院ノ宮事 廿七法皇ノ御子之事 廿八賴政ヌへ射ル事 付三位ニ叙セシ事 廿九源三位入道謀叛之由
--	--	--	--

與上洛事 廿七白山衆徒山門送牒狀 事 廿八白山神與山門へ登給 事 廿九師高可被罪科之由人 ニ被申事 卅以平泉寺被付山門事 卅一後二條關白殿滅給事 卅二高松女院崩御之事 卅三建春門院崩御之事 卅四六條院崩御之事 卅五平家意ニ任テ振舞事 卅六山門衆徒内裏へ神輿 振奉事 卅七豪雲事付山王効驗之 事付神輿祇園入給事	卅康賴本宮ニテ祭文讀事 卅一康賴カ歌都ノ傳ル事 卅二漢王ノ使蘇武ヲ胡國ニ 被遣事 卅三基康カ清水寺籠事 付康賴夢ノ事 卅四成親卿被失ノ給事 卅五成親卿ノ北方君達等出 家事 卅六讚岐院之御事 卅七西行讚岐院ノ墓所ニ詣 ル事 卅八宇治愚左府贈官等事 卅九三條院ノ御事 四十持星東方ニ出ル事	廿九左少辨行陸事 卅法皇ヲ鳥羽江押籠奉ル事 卅一靜憲法印法皇ノ御許ニ 詣事 卅二内裏ヨリ鳥羽殿へ御 書有事 卅三明雲僧正天台座主ニ 還補事 卅四法皇ノ御棲幽ナル事	來事 卅都選事 卅一實定卿待宵ノ小侍從 ニ合事 卅二入道登蓮ヲ扶持給事 卅三入道ニ頭共現シテ見 ル事 卅四雅賴卿ノ侍夢見ル事 卅五右兵衛佐謀叛發ス事 卅六燕丹之亡シ事 卅七太政入道院ノ御所ニ 參給事 卅八兵衛佐伊豆山ニ籠ル 事
--	--	---	--

廿八 法住寺殿へ行幸成事 廿九 時忠卿山門立上卿事 付師高等被罪科事 四十 京中多焼失スル事	第 二 末	一 兵衛佐頼朝發謀叛ヲ由 來事 二 文學カ道念之由緒事 三 唐朝東歸節女事 四 文學院ノ御所ニテ事ニ 合事 五 文學伊豆國へ被配流事 六 文學熊野那智ノ瀧ニ被 打事 七 文學兵衛佐ニ相奉ル事 八 文學京上シテ院宣申賜	第 三 本	一 依南都ノ火災朝拜不被 行事 二 南都僧綱等被止公請事 三 新院崩御事 付愛紅葉給事 四 青井ト云女内へ被召事 付新院民ヲアソレミ給 事 五 小督局内裏へ被召事 六 太政入道娘院へ參ラス ル事	第 三 末	一 踏歌節會事 二 大伯滯星事 付楊貴妃被失事 井役行者事 三 於日吉社如法經轉讀スル 事付法皇御幸事 四 諸社へ奉幣使被立事 付改元事 五 宗盛大納言ニ還成給事 六 宗盛從一位ニ被叙事 七 兵衛佐與木曾不和ニ成	第 四	一 高倉院第四宮可位付給 之由事 二 平家一類百八十餘人解 官セラルル事 三 惟高惟仁ノ位諍事 四 源氏共勸賞被行事 五 平家人々詣安樂寺給事 六 安樂寺山來事 付靈驗無雙事 七 平家人々宇佐宮へ參給 事
---	-------	--	-------	---	-------	--	-----	--

事 九 佐々木者共佐殿ノ許へ 參事 十 屋收判官兼隆ヲ夜討ス ル事 十一 兵衛佐ニ勢ノ付事 十二 兵衛佐國々へ廻文ヲ 被遣事 十三 石橋山合戰事 十四 小壺坂合戰之事 十五 衣笠城合戰之事 十六 兵衛佐安房國へ落給 事 十七 土屋三郎與小二郎行 合事 十八 三浦ノ人々兵衛佐ニ 尋合奉事	七 木曾義仲成長スル事 八 源氏尾張國マテ責上事 九 行家與平家美乃國ニテ 合戰事 十 武藏權守義基法師首被 渡事 十一 九國ノ者共平家ヲ背事 十二 沼賀入道與河野合戰 事 十三 太政入道他界事 付様々ノ恠異共有事 十四 太政入道慈惠僧正ノ 再誕ノ事 十五 白河院祈親持經ノ再 誕ノ事 十六 大政入道經島突給事 十七 太政入道白河院御子	八 爲木曾追討軍兵向北國 事 九 火燧城合戰事 付齊明カ還中事 十 義仲白山進願書事 付兼平與盛俊合戰事 十一 新八幡宮願書事 付俱利迦羅谷大死事 井死人中ニ神實現ル事 十二 志雄合戰事 十三 實盛打死ノ事 十四 雲南瀝水事 付折臂翁事 十五 於延曆寺樂師經讀事 十六 大神宮へ可成御幸事 付廣嗣事	八 宇佐神官カ娘後鳥羽殿 被召事 九 四宮踐祚有事 付義仲行家ニ勳功ヲ給 事 十 平家九國中お可追出之 由被仰下事 十一 伊榮之先祖事 十二 尾形三郎平家お九國 中追出事 十三 左中將清經投身給事 十四 平家九國ヨリ讃岐國 へ落給事 十五 兵衛佐征夷將軍宣旨 事 十六 康定關東ヨリ歸洛關 東事申請事
---	--	--	--

十九 上總介弘經佐殿許參事	十八 東海東山へ被下院宣事	井玄昉僧正事	十七 文覺ヲ使ニテ義朝ノ首取寄事
廿 島山兵衛佐殿へ參ル事	十九 秀衡資長等ニ可追討源氏由事	十七 木曾都へ責上事	十八 木曾京都ニテ頑ナル振舞スル事
廿一 頼朝可追討之由被下官符事	二十五 條大納言郡綱卿死	十八 木曾送山門牒狀事	十九 水島津合戰事
廿二 昔ノ將門ヲ被追討事	廿一 法皇法住寺殿へ御幸	十九 平家送山門牒狀事	二十 兼康與木曾合戰スル事
廿三 惟盛以下東國へ向事	廿一 法皇法住寺殿へ御幸	廿一 惟盛北方事	二十一 室山合戰事
廿四 新院殿島へ御幸事	廿二 興福寺常樂會被行事	廿二 大臣殿女院ノ御所へ	付諸寺諸山被成官旨事
付願文ヲソハス事	廿三 十郎藏人與平家合戰	被參事	付平家追討官旨事
廿五 太政入道院ニ起請文	廿四 行家太神宮へ進願書	廿三 法皇忍テ鞍馬へ御幸	廿二 木曾都ニテ惡行振舞事
カトセシ事	廿四 行家太神宮へ進願書	廿四 平家都落ル事	付知康ヲ木曾カ許へ被遣事
廿六 法皇夢殿へ渡セ給事	廿五 頼朝與隆義合戰事	廿五 惟盛與妻子餘波惜事	廿三 木曾可滅之山法皇結搆事
廿七 平家ノ人々駿河國ヨリ逃上事	廿六 城四郎與木曾合戰事	廿六 頼盛道ヨリ返給事	廿四 木曾怠狀書送山門事
廿八 平家人々京へ上付事	廿七 城四郎越後國々司ニ	廿七 近衛殿道ヨリ還御ナ	
廿九 京中落書スル事			

廿 平家三井寺ヲ燒拂事	廿八 兵革ノ祈秘法共被行事	廿八 筑後守貞能都へ歸ル事	廿五 木曾法住寺殿へ押寄事
廿一 圓惠法親王天王寺々務被止事	廿九 太神宮へ鐵ノ甲冑被送事	廿九 薩摩守都ヨリ返テ俊成卿ニ相給事	廿六 木曾六條川原ニ出テ首共懸ル事
廿二 菌城寺ノ衆徒僧綱等被解官事	卅 依諒開大嘗會延引事	三十 行盛ノ歌ヲ定家卿入新勅撰事	廿七 宰相術進出家シテ法皇御許へ參事
廿三 菌城寺ノ惡僧等ヲ水火ノ責ニ及事	卅一 皇嘉門院崩御事	三十一 經正仁和寺五宮御所參スル事	廿八 木曾院御厩別當ニ押成事
廿四 郡綱卿内裏造主上ヲ奉渡事	卅二 覺快法親王失給事	付青山ト云琵琶ノ由來	廿九 松殿御子師家攝政成シ給事
廿五 大嘗會延引事	卅三 院ノ御所ニ有移徙事	卅二 平家福原ニ一夜宿事	卅 木曾公卿殿上人四十九人ヲ解官スル事
廿六 山門衆徒爲都歸ノ奏狀ヲ捧事		付經盛ノ事	卅一 宮内判官公朝關東へ下事
付都歸有事		卅三 惠美仲磨事	卅二 知康關東へ下事
廿七 嚴島へ奉幣使ヲ被立事		付道鏡法師事	付知康關東ニテヒフツ
廿八 福田冠者希義ヲ被誅		卅四 法皇天台山ニ登御座	ク事

<p>事</p> <p>卅九 平家近江國山下柏木等ヲ責落事</p> <p>四十 南都ヲ燒拂事</p> <p>付左少弁行隆事</p>	<p>第 五 本</p> <p>一 院拜礼并殿下拜礼無事</p> <p>二 平家八島ニテ年ヲ經シ</p> <p>事</p> <p>三 義仲爲平家追討欲下西國事</p>	<p>第 五 末</p> <p>一 重衡卿大路ヲ被渡事</p> <p>二 重衡卿賜院宣西國へ使</p> <p>ノ被下事</p> <p>三 宗盛院宣請文中事</p> <p>四 重衡卿内裏ヲ迎女房事</p>	<p>第 六 本</p> <p>一 判官爲平家追討西國へ</p> <p>下事</p> <p>二 大神宮等へ奉幣使被立</p> <p>事</p> <p>三 判官與梶原逆橋立論事</p>	<p>第 六 末</p> <p>一 大地振オヒタノシキ事</p> <p>二 天台七寶ノ塔婆事</p> <p>三 建礼門院吉田ニ御座事</p> <p>四 東大寺供養事</p> <p>五 源氏六人ニ勸賞被行事</p>
<p>卅三 兵衛佐山門狀遺ニ</p> <p>事</p> <p>卅四 木曾八島へ内書ヲ送</p> <p>ル事</p> <p>卅五 惟盛卿古京ヲ戀給事</p> <p>卅六 木曾依入道殿下御教</p> <p>訓法皇ヲ奉宥事</p> <p>卅七 法皇五條内裏ヨリ出</p> <p>サセ給テ大善大夫業忠</p> <p>カ宿所へ渡セ給事</p>	<p>付御入洛事</p> <p>卅五 義仲行家ニ可追討平</p> <p>家之由仰ラレ、事</p> <p>卅六 新帝可奉定之由評議</p> <p>事</p> <p>卅七 京中警固ノ事義仲注</p> <p>申事</p>	<p>西判官勝浦ニ付テ合戦ス</p> <p>ル事</p> <p>五 伊勢三郎近藤六ヲ召取</p> <p>事</p> <p>六 判官金仙寺ノ講衆追散</p> <p>事</p> <p>七 判官八島へ遣ス京ノ使</p> <p>縛付事</p> <p>八 八島ニ押寄合戦スル事</p> <p>九 余一助高扇射事</p> <p>十 盛次與能盛詞戰事</p> <p>十一 源氏ニ勢付事</p> <p>付平家八島被追落事</p> <p>十二 能盛内左衛門ヲ生虜</p> <p>事</p> <p>十三 住吉大明神事</p> <p>付神功皇后宮事</p>	<p>六 平家生虜共被流事</p> <p>七 平大納言時忠之事</p> <p>建礼門院小原へ移給事</p> <p>阿波民部并中納言忠快</p> <p>之事</p> <p>八 判官與二位殿不快事</p> <p>九 土佐房昌俊判官許へ寄</p> <p>事</p> <p>十 參河守範賴被誅給事</p> <p>十一 原田大夫高直被誅事</p> <p>十二 九郎判官都ヲ落事</p> <p>十三 義經可追討之由被下</p> <p>院宣事</p> <p>十四 諸國ニ守護地頭ヲ被</p> <p>置事</p> <p>十五 吉田大納言經房卿事</p> <p>十六 平家ノ子孫多ク被失事</p>	

第六末の
一八の番
本のまゝ

<p>四 義仲可爲征夷將軍宣下</p> <p>事</p> <p>五 樋口次郎河内國ニテ行</p> <p>家ト合戦事</p> <p>六 梶原與佐々木馬取事</p> <p>七 兵衛佐ノ軍兵等付宇治</p> <p>勢田事</p> <p>八 義經院御所へ參事</p> <p>九 義仲都落ル事</p> <p>付義仲被討事</p> <p>十 樋口次郎成降人事</p> <p>十一 師家攝政ヲ被止給事</p> <p>十二 義仲等頸渡事</p> <p>十三 義經鞍馬へ參ル事</p> <p>十四 義經可征伐平家之由</p> <p>被仰事</p> <p>十五 平家一谷ニ構城擲事</p>	<p>五 重衡卿法然上人相奉事</p> <p>六 重衡卿ヲ實平カ許リ義</p> <p>經ノ許渡ス事</p> <p>七 公家ヲ關東條々被仰事</p> <p>八 重衡卿關東へ下給事</p> <p>九 重衡卿千手前ト酒盛事</p> <p>十 惟盛卿高野詣事</p> <p>十一 惟盛高野巡礼之事</p> <p>十二 觀賢僧正勅使ニ立給</p> <p>シ事</p> <p>十三 時頼入道ト念由來事</p> <p>付永觀律師事</p> <p>十四 惟盛出家シ給事</p> <p>十五 惟盛粉河へ詣給事</p> <p>十六 惟盛熊野詣事</p> <p>付湯淺宗光カ惟盛ニ相</p> <p>奉ル事</p>	<p>西判官勝浦ニ付テ合戦ス</p> <p>ル事</p> <p>五 伊勢三郎近藤六ヲ召取</p> <p>事</p> <p>六 判官金仙寺ノ講衆追散</p> <p>事</p> <p>七 判官八島へ遣ス京ノ使</p> <p>縛付事</p> <p>八 八島ニ押寄合戦スル事</p> <p>九 余一助高扇射事</p> <p>十 盛次與能盛詞戰事</p> <p>十一 源氏ニ勢付事</p> <p>付平家八島被追落事</p> <p>十二 能盛内左衛門ヲ生虜</p> <p>事</p> <p>十三 住吉大明神事</p> <p>付神功皇后宮事</p>	<p>六 平家生虜共被流事</p> <p>七 平大納言時忠之事</p> <p>建礼門院小原へ移給事</p> <p>阿波民部并中納言忠快</p> <p>之事</p> <p>八 判官與二位殿不快事</p> <p>九 土佐房昌俊判官許へ寄</p> <p>事</p> <p>十 參河守範賴被誅給事</p> <p>十一 原田大夫高直被誅事</p> <p>十二 九郎判官都ヲ落事</p> <p>十三 義經可追討之由被下</p> <p>院宣事</p> <p>十四 諸國ニ守護地頭ヲ被</p> <p>置事</p> <p>十五 吉田大納言經房卿事</p> <p>十六 平家ノ子孫多ク被失事</p>
--	---	---	---

十六 能登守四國者共討平 ル事	十七 熊野權現靈威無雙事	十四 平家長門國檀浦付事	十七 六代御前被召取事
十七 平家福原ニテ行佛事	十八 那智龍山臥惟盛見 知奉事	十五 檀浦合戰事	十八 六代御前關東へ下給 事
十八 梶原攝津國勝尾寺燒 拂事	十九 惟盛身投給事	十六 平家男女多被生虜事	十九 六代御前被免給事
十九 法皇爲平家追討御祈 被作始毗沙門事	廿一 兵衛佐四位ノ上下シ 給事	十七 安徳天皇事	廿六 代御前大學寺へヲハス ル事
二十 源氏三草山井一谷追 落事	廿二 崇徳院神崇奉事	十八 内侍所神璽官應入御 事	廿一 齋藤五長谷寺へ尋行 事
廿一 越中前司盛俊被討事	廿三 池大納言關東下向事	十九 靈綴等事	廿二 十郎藏人行家被擄事
廿二 薩广守忠度被討給事	廿四 池大納言鎌倉付給事	二十 二宮京ニ歸入セ給事	廿三 六代御前高野熊野へ 詣給事
廿三 本三位中將被生取給 事	廿五 池大納言歸洛之事	廿一 平氏生虜共入洛事	廿四 建礼門院吉田へ入セ 給事
廿四 新中納言落給事	廿六 平家人池大納言合 戰事	廿三 賴朝從二位シ給事	廿五 法皇小原へ御幸成事
付武藏守被討給事	廿七 惟盛北方歎給事	廿四 内侍所温明殿入セ給 事	廿六 建礼門院法性寺ニテ 終給事
	廿八 平家屋島ニテ歎居ル 事	廿五 内侍所由來事	廿七 賴朝右大將ニ成給事
	廿九 新帝御即位事		

檀浦本の
まい

廿五 敦盛被討給事	三十 義經範頼官成ル事	廿六 時忠卿判官ヲ彈ニ取 事	廿八 薩摩平六家長被誅事
付敦盛頭八島へ送事	三十一 參河守平家討手ニ 向事	廿七 建礼門院御出家事	廿九 越中次郎兵衛盛次被 誅事
廿六 備中守沉海給事	付備前小島合戰事	廿八 重衡卿北方事	三十 上總惡七兵衛景清干 死事
廿七 越前三位通盛被討給 事	三十二 平家屋島ニ落留ル 事	廿九 大臣殿若君ニ見參事	卅一 伊賀大夫知忠被誅事
廿八 大夫業盛被討給事	三十三 御禊行幸之事	三十 大臣殿父子關東へ下 給事	卅二 小松侍從忠房被誅給 事
廿九 平家ノ人々ノ頭共取懸 ル事	三十四 大嘗會被遂行事	卅一 判官女院ニ能當奉事	卅三 土佐守宗實死給事
三十 通盛北方ニ合初ル事	三十五 兵衛佐院へ條々申 上給事	卅二 賴朝判官ニ心置給事	卅四 阿波守宗親發道心事
付同北方ノ身投給事		卅三 兵衛佐大臣殿ニ問答 スル事	卅五 肥後守貞能預觀音利 生事
卅一 平家頭共大路ヲ被渡 事		卅四 大臣殿父子并重衡卿 京歸上事	卅六 文學被流罪事
卅二 維盛ノ北方平家頭見 セニ遣ル事		付宗盛寺被切事	付文覺死去事
		卅五 重衡卿日野北方ノ許 ニ行事	隠岐院事
		卅六 重衡卿被切事	卅七 六代御前被誅給事
			卅八 法皇崩御之事

卅七 北方重衡、教養シ給事	卅九 右大將頼朝果報目出
卅八 宗盛父子、首被渡被	事
懸事	
卅九 經正、北方出家事	
付身投給事	

第三門 零本にして未だ性質の明らかならぬもの

上に説ける諸本はその系統の推定せらるゝものなれど、またま零本にして、その性質の推定に困難なるものあり。若し、それらの類本いづることあらば、明らかにせらるることあるべしと雖も、今日にてはこれが決定をなし難きものあり。今これらを一括して假りに第三門と名づけこゝに説くこととせり。

第十六類 南都異本

第二十九種 南都異本

六十九 南都異本

こは第十卷一冊のみ存す、参考源平盛衰記凡例に南都異本者於南都得之亦異本也因稱之

彰考館藏 現存一冊

此本唯第十卷一本其餘闕書中詳註其有無とあるもの即ちこれなり。

この本美濃判一面九行真名書にしてステガナを附けたり、宗弁書寫の真字本三十七の體裁に似たり、卷首に

平家物語 第十

と誌せり、卷尾の方紙不足なり、全體を通じて紙面缺損せる所少からず、すべてのさま室町時代のものとおぼしき古さなり。

この本は流布本第十卷と稍趣を異にす、即ち卷初にあるは、小宰相身投に關することにして流布本にては第九卷の末にある事柄なり、卷の末は流布本第十卷と同じ所まであり、この卷のうちに大秘事、宗論の句中にある事を載す、但高野御幸に關することのみにして宗論の事實は載せず、この邊の大體のさま第十三類に最も近し、されども、かくの如き組織をとれる本は、他に全くなし、これ一類を立てたる所以なり。

第十七類 源平鬪諍錄

第三十種 源平鬪諍錄

七十、源平鬪諍錄

この書は重訂御書籍來歴志に

内閣文庫藏 現存五冊

源平闘諍録

文和四年ノ寫本ニシテ原本ハ建武四年ノ寫本ナル事ヲ終卷ニ記セリ歲月久ク
蠶蝕讀ムヘカラス別ニ一通ヲ寫シテ副セラル

とあるものなりその副本なるものも亦現存す完本にあらず現存のものは

一之上、一之下、五、八之上、八之下

の五冊なり外題には共五冊と誌せるところ一之上と五とにあり副本も上の五冊なり
即ち來歴志にいへるものと一致す一之上の表紙に來歴志本と記せる紙片を貼せり。

古本は紺紙表紙粘葉綴にして白界兩書に書す一面十行眞字書なり各卷に目錄あり
本文は段落を分てども題目を附せず捨假名振假名反點あり一之上下八之上にはそれ
らを朱にて記せること甚だ多し特に八之上のはじめの部分にはヲコト點濁點を附し
たり蠶蝕多くして讀むに困むこと來歴志にいへるが如し。

副本は即ち來歴志にいへるものにして美濃紙に楷書にて書けり。

奥書は一之下、卷末に

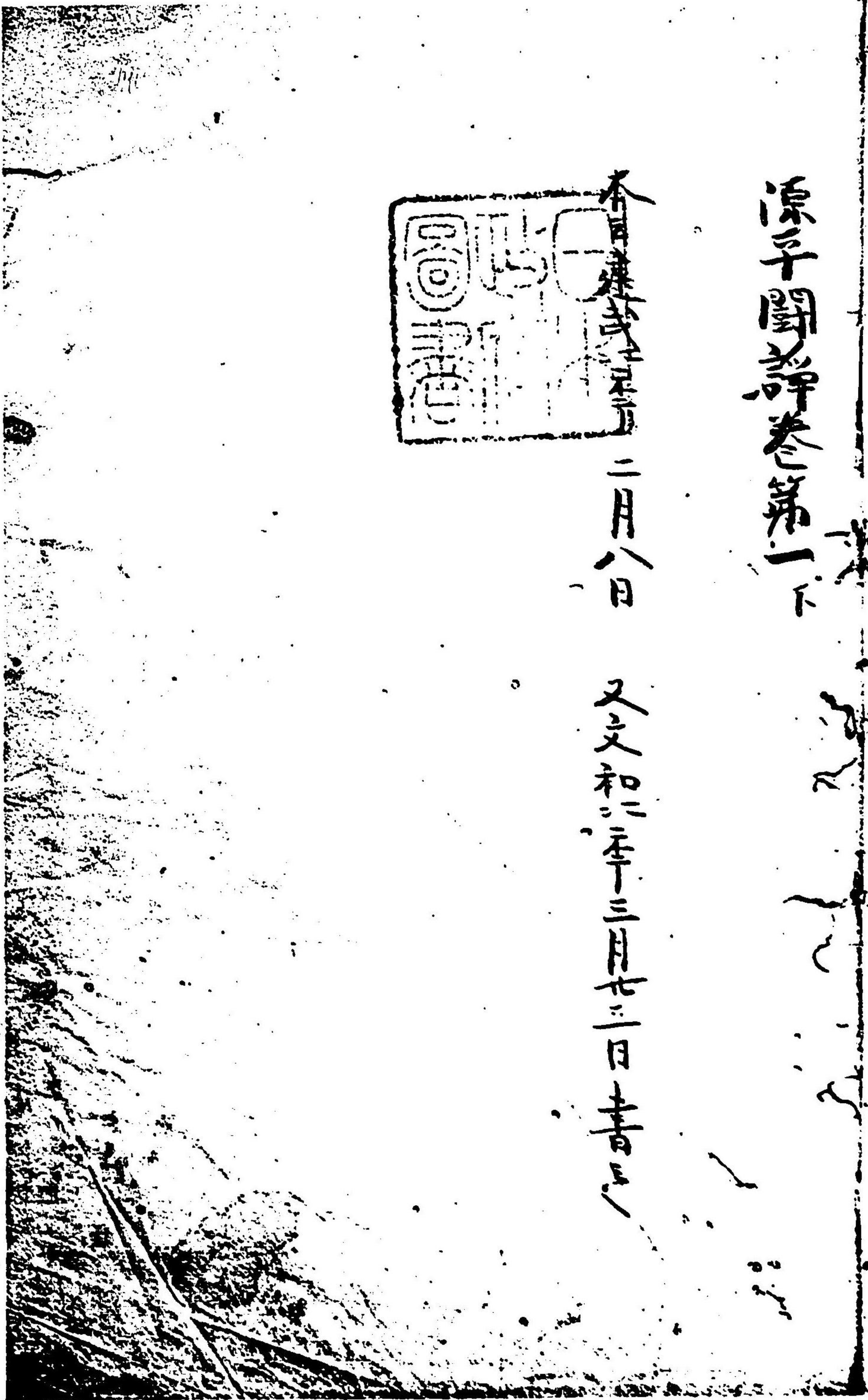
本云建武二季二月八日 又文和二季三月廿三日書之也

とあり來歴志はこれに原づきて文和四年の寫本なりといへるなるべけれどもこれに
てかへりて文和四年の本ならぬこと明なり何となれば文和の字の上にある又といふ
字は上の本云といへるに對するものにして即ちこの本の原本たりしものに文和云々

源平闘諍録卷第一下

本云建武二季二月八日

又文和二季三月廿三日書之也



とありしことを明にせるものなること疑ふべからず。今實物を見て考ふるに、この本は文明前後のものならむか。されば、この本のもとに建武四年のものなるが之を文和四年に書寫したるものを更に其の後に至りて寫したるものなるべし。

この本現存五冊にして、第一巻と第八巻とは各上下の二冊に分ちたるに、第五巻は一冊なれば、巻數冊數共にその眞を知るに難し。されど、之を流布の平家物語と同じ系統のものとするときは、恐らくは十二巻なりしならむと思はるれど、分冊の比例は想像にあたはず。

この本名は源平闘諍録といへども、又平家物語の一異本と見えたり。即ち第一之上、巻首は

祇園精舎之鐘聲有諸行無常響沙羅雙樹之花色顯盛者必衰理驕人不久只如春夜之
夢武者遂殊下略

とあるが如き、すべての平家物語に通じたるところなり。源平盛衰記また然り。今源平盛衰記をば、この篇に收めたると同じく、この書も共に解題すべきものと思ふが故に、之をあげたり。

この書第一之上の始終は流布本平家物語の始終に異ならず、その目次は次の如し。

- 一、自桓武天皇平家之一胤事
- 二、備前守忠盛昇殿事

- 三、忠盛死去後清盛繼其跡築事
 - 四、内與院御中不和之事
 - 五、二條院戀先朝后宮御事
 - 六、二條院崩御事
 - 七、延曆興福寺額打論事
 - 八、高倉天皇御即位事
 - 九、右兵衛賴朝嫁伊東之三女事
 - 十、賴朝子息千鶴御前被失事
 - 十一、賴朝嫁北條嫡女事
 - 十二、藤九郎盛長夢物語
 - 十三、大政入道清盛惡行始事
 - 十四、大政入道第二御娘有入内事
 - 十五、新大納言成親爲大將所望様之祈禱事
 - 十六、成親俊寛平家追討僉議之事
 - 十七、目代師高白山與大衆起爭事
 - 十八、山門大衆棒神下洛事
- 付賴政射變化物事

- 十九、平大納言時忠預清撰事
- 廿、加賀守師高尾張國被流事
- 廿一、禁中洛中炎上事

右のうち九、十、十一、十二は流布本平家物語になきところにして、十八に付載せる賴政射變化物事は流布本にては第四卷に載するところなり而して、一のうちには坂東の諸平氏の系統を略叙し、北條氏に至りて止む。

- 第一之下は又流布本第二卷と始終相似たり、その目次を次にあぐ。
- 一、天台座主明雲大僧正被止公上事
- 二、官成天台座主事（快法親王也）
- 三、明雲可被罪科宣旨狀
- 四、山門大衆奏聞狀并送副入衛相國方之狀
- 五、明雲罪過被定輕重僉議
- 六、明雲令還俗被流事
- 七、山大衆僉議奪返明雲僧正事
- 八、山大衆依奉留明雲法皇有逆鱗依之（大衆重遣之狀相國方）
- 九、行綱仲言事
- 十、相國奏謀叛事并新大納言被召取事

〔盛原本
未にて補へ〕

- 十一、西光法師被召捕事
 - 十二、重盛卿被諫父相國事
 - 十三、欲奉流法皇之間重盛卿奉諫父事
 - 十四、重盛被召兵者事并後皇后啓諭
 - 十五、成親卿等返宿所事并少將被捕事
 - 十六、門脇殿被請受於成親事
 - 十七、成親卿被流事
 - 十八、成親康賴俊寛被流鬼海島事康賴於島造千木率都護
 - 十九、讃岐院追號事
 - 二十、宇治殿惡左府贈官事
- 文章事實共に流布本よりは多く潤飾せられたれど大綱は異なることなし。
- 第五は流布本第五卷の後部に該當すその目左の如し。
- 一、兵衛佐催坂東勢事
 - 二、加曾利冠者與千田判官代親正合戰事
 - 三、妙見大菩薩之本地事
 - 四、賴朝發大勢向富士河軍事
 - 五、權亮維盛於討手使東國下向事

- 六、義經於浮島原成副將軍事
 - 七、佐竹太郎忠義被生取梶原事
 - 八、上總介與賴朝中逸事
 - 九、山門奏狀事
 - 十、都還事
 - 十一、近江源氏被責落事
 - 十二、南都之牒狀事
 - 十三、南都之炎上事
 - 十四、東大興福造營沙汰事
- これに至りては、内容著しく擴大せられたるを見るべし、而して、その増加せる事項は源氏に關することを主とするは注意すべきことなり。
- 第八之上は流布本の第八卷のはじめより同卷を了へ、第九卷のはじめ、木曾最後「樋口被斬の事までを載す、その目次の如し。
- 一、行家義仲自宇治瀬田入洛事
 - 二、法皇自天台山成還御事
 - 三、義仲行家任官事
 - 四、維高維仁親王位諱事

- 五平家人々筑紫被建内裏事
 - 六使康貞頼朝給院宣事
 - 七緒方三郎維能鎮筑紫事 付先祖附
 - 八奉始主上平家宇佐宮參詣事
 - 九平家緒方三郎被追出筑紫渡四國給事
 - 十木曾於京都院參出仕願事
 - 十一木曾平家爲追討申院宣事
 - 十二室山水島合戰事
 - 十三木曾於京都致狼藉事
 - 十四爲木曾追討義經範頼被向瀬田宇治事
 - 十五高綱宇治河先陣事
 - 十六義經畠山院參事
 - 十七木曾於瀬田被討事
- 第八之下は流布本第九卷のうち三草勢揃より下第十卷惟盛入水の事までを叙すその目次の如し。
- 一義經爲平家征伐西國下向之事
 - 二一谷生田森合戦之事

- 三熊替大夫成盛討事
 - 四備中守船清九郎兵衛踏還事
 - 五後藤兵衛落事
 - 六本三位中將梶原被生取事
 - 七越前三位通盛被討事
 - 八小宰相局被投身事
 - 九卿相頸被懸獄門木事
 - 十重衛請源空被持戒事
 - 十一重衛内裏女房奉呼事
 - 十二重衛關東下向之事
 - 十三惟盛熊野參詣事 付那智湯被投身事
- これらによりて察するときは、この本第十二卷までありとすれば末の部分に至りて流布本よりも遙かに多く増加せられたるものなりしなるべく思はる。然るときはその増加せられたる事項は源氏に關するもの多かりしなるべし。
- この書現存の卷につきて察するに、源氏に關する事を載するは源平盛衰記よりも多きが如し。されど、それとの前後は容易に考ふべからず。今はたゞ疑を存して、後賢の考究を俟つ。

この本第八之上のうちに三重又中音といふ文字の記入あり即ちその第四枚裏のうちに三重第十枚表のうちに中音の記入あるなりその記入のさまを見るに本文と同時にかけるものにして後人のさかしらにあらざるこの三重中音は今も平曲に存する名目なりこれを以て考ふればこの本はまさに平曲家の手にて唱へられしものなるべく又源平闘諍録などいふ名こそいかめしけれ實はなほ語り物たりしことを知るに足る。

稱佛悔雖待申給御門指註申給有東宮於佛殿南面刺落
髮入吉野山給發伊賀伊勢尾張三箇國共討大友王子東宮而
粒如斯出家人即粒事者木白宮何可苦被申 然程梳紫道出内
表奉渡羊上木白以下人卜館共 三章 扱大内出中可設木丸疑人
家家野中田中不持麻衣可申遠路里荻葉向朝嵐得丸霞床
上與夜弱魚音吞草枕以片敷袖然程九月中旬早成秋葉
去何同旅立定物憂故難忘者河邊泊心聞龍哀壇十三夜自
荷得名月殊今夜白都應強薩摩守志度詠石給 魁月志去并
乃今夜乃及乃美也都尔找遠思出覽修理大夫徑感聞此給都
月諸共振定出氣留哉 平太尉言時忠卿 居住此室未月

この本第八之上のうちに三重又中音といふ文字の記入あり即ちその第四枚裏のうちに三重第十枚表のうちに中音の記入あるなりその記入のさまを見るに本文と同時にかけるものにして後人のさかしらにあらずこの三重中音は今も平曲に存する名目なりこれを以て考ふればこの本はまさに平曲家の手にて唱へられしものなるべく又源平闘諍録などいふ名こそいかめしけれ實はなほ語り物たりしことを知るに足る。

稱御物雖符申給御門猶誑申給有東宮於佛殿南面剝落
駿入吉野山給發伊賀伊勢尾張三箇國兵討大友王子東宮而
位如斷出家人即社事者木白言何可苦被申 然程院紫造出内
表奉渡上上大臣以下人人卜館共 被大内中可親木丸殿人
家家野中甲不持麻衣可申遠路里萩葉向朝嵐揚丸寝床
上與夜弱出音吞草枕次片敷袖然程九月中旬早成秋表
去何同旅立之宜物憂故難忘者河邊泊心閑靜哀壇十三夜自
荷得客月殊今夜自都惡強薩摩守忠度詠石給 魁月志去平
乃今夜乃女乃美也都尔我遠思出覽修理大夫徑感聞此給都游
且諸共振堂出氣留式 平太尉言時忠卿 君住此雲井月尚感

及_中國_中平家山賀城逐暫栖此厥始終無可有援救申_中那_中其_中程
 七箇日佛坐出柳佛_中混_中景_中高_中瀨_中船_中申_中小_中船_中無_中指_中何_中行_中海_中上_中遂_中浮_中給_中清
 經_中石_中中_中將_中都_中右_中報_中追_中源_中氏_中鎮_中西_中報_中追_中落_中維_中能_中運_中程_中躡_中行_中可_中道_中三_中出_中船_中船
 向_中閑_中讀_中經_中中_中念_中佛_中入_中海_中報_中失_中女_中院_中三_中位_中殿_中女_中房_中達_中祿_中何_中揚_中聲_中三_中並_中臨_中吐_中器
 公_中卿_中般_中大_中為_中加_中何_中數_中令_中給_中雖_中然_中三_中度_中不_中見_中其_中懷_中長_中門_中國_中新_中中_中細_中言_中如_中行_中
 分_中國_中也_中國_中司_中代_中官_中有_中橋_中氏_中部_中大_中夫_中道_中輝_中至_中者_中安_中教_中國_中防_中長_中門_中三_中國_中美
 物_中船_中共_中艘_中點_中傳_中過_中奉_中平_中家_中平_中家_中混_中景_中之_中今_中少_中都_中近_中源_中行_中浮_中四_中國_中浦_中始_中何
 波_中氏_中部_中大_中夫_中成_中良_中四_中方_中遠_中見_中而_中三_中見_中遣_中濱_中方_中海_中面_中不_中知_中誰_中加_中條_中葉_中以_中浮_中船
 共_中數_中見_中成_中良_中思_中者_中源_中紙_中討_中字_中未_中聞_中出_中都_中平_中家_中人_中久_中一_中定_中報_中退_中出_中鎮_中西_中佛_中坐
 奉_中奉_中見_中字_中家_中佛_中坐_中入_中奉_中敵_中右_中射_中有_中死_中夫_中為_中用_中意_中門_中子_中共_中三_中置_中我_中身_中計

附録第一 平家物語補闕

平家物語の諸本を比較するに、劔巻鏡宗論等の存するあり、又之を載せぬあり、しかるにこれらの句は別に寫本として、又刻本として世に傳ふ、今こゝにこれらを一括して平家物語補闕と題しこの章の附録第一とす。

一、平家物語奥秘

内閣文庫藏

寫本一冊

この本は二本を見たり、共に内閣文庫の藏本なり、一本は

平家物語奥秘

と題して、單冊なり、一本は

平家奥秘

と題して、平家勸文録平家宗論當道要抄目次にのせず、壇浦合戦記と合冊なり、この本彰考館藏書を謄寫したるものなり。

この二本を比較するに、まさに同じ物なり、蓋し、同じ源のものをうつしたるものなるべし、たゞ單冊本は誤字多く、合冊本は誤字少きが故に、今その合冊本を主として説くべし。

この本内務省の名を記せる美濃判十行界紙に書けり、その奥書にいはく、

右平家物語奥秘一卷、以書肆太右衛門傳借之本寫之

延寶九年辛酉夏六月
とあり、單冊本も然り、單冊本にはこの外に又次の奥書あり、

明治七年十月以岡谷繁實本謄寫

圖書課七等出仕 岡谷繁實

とあり、

この本に收めたるもの次の五にして題目の次に注記せるところも亦次の如し、

延喜聖代 五ノ卷朝敵捕ノ次ニ可入歟、

劔沙汰 十一ノ卷ノ内侍所ノ部入ノ次ニ入

鏡沙汰

願文

堂供養 一ノ卷祇園精舎ノ次ニ入

「延喜聖代は平家正節十一」中の小秘事にして鎌倉本六十の終に附載せる將門序と題せるもの之にあたる。

「鏡沙汰は慶長本十九草野氏記念本二十藤波本二十二京師本二十四康豊本二十五平家灌頂本三十三中院本五十四如白本五十七東寺執行本五十九鎌倉本六十九冊本六十三南都本六十五」に存するところなり。

「劔沙汰は平家灌頂本三十三東寺執行本五十九鎌倉本六十南都本六十五」の似たり、

九冊本六十三の劔の卷上下のはこれに似ずして、かの劔の卷に似たるものなれば、これとは稍趣を異にす。

「願文」は即ち高倉院御願文にして平家灌頂本三十三如白本五十七鎌倉本六十に載するところなり。

「堂供養は康豊本二十五如白本五十七にあるものと似たり、

彰考館藏康豊本第五卷に附載せる彰考館識語によれば、堀保己一所藏古本平家物語中の「平家物語一部之外」と題する一卷は即ちこゝにあげたる平家奥秘と次にあぐる平家宗論とに載するものと相合する由なり、然るにその堀本は即ち楠美家所傳の平家物語なりと見ゆれば、楠美家平家物語の目次を参照するに次の如くに見ゆ

別卷

宗論

劔

鏡の沙汰

願文

これを以て見れば、宗論は次の平家宗論に同じきものなること論なく、この奥秘中にある劔沙汰、鏡沙汰、願文は即ち楠美家の別卷に同じきものなるべく思はる、然るに、この外に、延喜聖代、堂供養あり、堂供養は康豊本本文中にあることなれば、これを別卷にすれば

重複する恐あり、延喜聖代は康豊本に見えぬものなれば之を別巻に載すべしと思はる。然るに楠美家の目次には、この二を載せず、而して彰考館識語は平家奥秘に合することをいへり。然るときは楠美家所傳の本は或は増本と多少の差あるものか若しくは彰考館識語は大略に止めたるものか、いづれも實物を目撃せぬ間は決め難し。

一、平家宗論

内閣文庫藏

寫本一冊

この本また二本あり、共に内閣文庫の藏本なり。一本は、單冊本にして、一本は前の平家勘文録などと合せ綴じたるものなり。

この本また、内務省十行界紙に寫せるものなり。その奥書を見れば、

右平家宗論一冊元祿四辛未秋小野澤介之進獲之京師寫

とあり、合冊本にはこの奥書のみなるに、單冊本には又明治七年十月云々岡谷繁實云々の記入あり。彰考館に採録したるものを寫し傳へたるものなること平家奥秘に同じ。

こはかの康豊本卷第五の末にある彰考館識語に増本平家物語別巻中に録せるものと文句同じといへるものなり。

この事は中院本(五十四)に宗論の事高野御幸の事としてあげ、如白本(五十七)第十卷東寺執行本(五十九)南都本(六十五)第十一卷に宗論の事としてあげ、鎌倉本(六十)九冊本(六十三)には第六卷に「流砂葱嶺之事」としてあげたるものなり。京師本(二十四)第十二卷の目次にある宗論平家灌頂本(三十三)の第十卷の目次にある宗論は必ずこれなるべし。

三、平家物語肝文の卷繪入

帝國圖書館藏

刊本一冊

この本半紙本にして平假名繪入なり、奥書には

京二條通寺町

昔貞享三丙寅孟春

山本九左衛門
大森太右衛門

とあり。

この本に載するところ六齣、奥秘に載するところの五齣と宗論となり、卷頭に掲げたる目次、次の如し。

延喜聖代 五の卷朝敵そろへの次に可入之

劔の沙汰 十一の卷内侍所の都入の次に可入之

鏡の沙汰

願文

堂供養 一の卷祇園精舎の次に可入之

宗論 十の卷高野の卷の次に可入之

而して、これらほみな、かの奥秘、及び宗論に異なるところなし。

四 平家物語大秘書

植木直一郎藏

寫本一冊

この本は植木直一郎氏藏なり、美濃半截判の綴本なり、本文は平假名行草交りにかきたり。

奥書あり、文字缺損不明の箇所もあれど、略次の如くによまる

口秘曲六章往昔我國替者井上檢校者與我先考善一日呈之先考未幾而歸泉家藏于我文庫久頃與會澤勾當談及于此欲隨彼求而贈之故寫一本以遺之家藏云

享保四年己亥中冬廿六日夜

容翁 叟書

この奥書には秘曲六章といへれど、實際は七章を載す即ち、目錄に

堂供養

願文

國綱之沙汰

宗論

劔之卷

鏡之沙汰

延喜帝

とあるものにして、本文にはこれらの題目を加へ、數字を頭に加へて順序を示したり、

この七章のうち、宗論、劔之卷、鏡之沙汰の三章は大秘事にして、延喜帝は小秘事たるものなり、堂供養、願文は秘事の目を與へられねど、流布本には載せずして平家物語奥秘、平家肝文の卷には載せたり、堂供養は一方系統本中康豊本三十五に載せ、願文は覺一本三十二の類には載せたり、一方系統以外の本にては、之を載するもの少なからざるは前に述

べたるところにて明らかなるべし、國綱之沙汰は流布本には之を載せずといへども覺一本(三十二)の類には之を載せたり、慶長本(十九)草野本(二十)京師本(二十四)康豊本(二十五)の卷六の末に載するもの即ちこれなり、

この書奥書には秘曲六章とありて本文には七章を載す、而して、卷末の、延喜聖帝の題下には、右六句之外也と注せり、然るときは上の六章は即ち秘曲六章なるものにして、延喜聖帝の一章は秘曲にあらざるものとなる、されど、平家正節などに従へば、延喜聖帝は小秘事の一たり、堂供養、願文は平家奥秘のうちに掲げれば、又秘曲とせられたるものなること疑ふべからず、國綱の沙汰は之を秘曲としたるは、この書をはじめとす、されど、草野本、京師本、康豊本等に之を附録としたるは、前述の如し、これによりて考ふれば、はじめ異本に存すといふが如き事よりして、永き年月の間に秘曲たるが如くに傳ふるに至りしものならむ、

今この書所載のもの、他の書に載するものとを比較するに、事實に於て全く同一なりといふべけれども、文章は多少の差異あり、その異同の點より察するに、この書の文章は、恐らくは、後のものにして、改削補修したるものにあらざるかの疑ありとす、

五、平家物語劔卷

帝國圖書館藏

刊本三册

平家物語劔卷と稱するもの、平家物語の首に冠するあり、源平盛衰記の首に冠するあり、太平記の首に冠するあり、單行の本あり、單行の本にも寫本と刻本とあり、今刻本を主

として説く。この本半紙判繪入なり三冊通じて六十四枚の丁付なり。奥書次の如し。
承應貳巳年初夏開板

この本を以て参考源平盛衰記平家物語等の巻首に附せる劔巻と稱するものに比するに殆ど同一なり。これを以て異本とするはあたらず。近古小説解題にこの刻本をあげて平家物語劔巻幸若舞草子劔讃嘆などより出でたるものかといへる劔巻を以て世に所謂劔巻の義なりとするときはこの言は無意義にして平家物語劔巻即ちこのつるぎのまきたるなり。

さてこの刻本と平家物語等に附載する劔巻とを仔細に對照するにこの本は殆ど全部平假名にしてまゝ草書漢字を交ふるのみ附載劔巻は漢字を用ゐること多くして片假名を交へり文句は大同小異なれどもその異なる點は多くは刻本に和げ書ける際によりみひがめたるものなるが如し。

刻本つるぎの巻第三冊の終に近き所に

文治四年四月廿九日五百餘騎にて攻めけるに判官は泰衡に向つて軍してとめためとて女房二十二若君四歳當歳の姫我身三十一と申しけるに自害してこそ失せにけれ

とありともためとは何の義なるか明らかならず古本劔巻六によれば
判官ハ泰衡カ郎等ニ向テ軍シテハナニカセントテ云々

とあり之を以て按ずるに本來何爲とかきありしものかもと草書か何かにて何の字の下右傍に途假名ありて

爲爲

の如きさまなりしものが

爲爲

と誤認せられたるにあらざるかさればこの刻本の基は眞字書のさまなりしが如しさてこのともためをば太平記の首に延せる劔巻には

判官ハ康衡ニ向テ軍ノ朝爲トテ云々

とかけりこれに至りては意義不通の甚しきものといふべしこれを以てともためといふ誤謬の由來久しきものなること太平記首巻の劔巻の古きものにあらぬとを知るに足る。

さてこのつるぎの巻をば平家物語奥秘(一)中の劔沙汰及びその條下にあげたる諸本の劔巻平家肝文の巻三中の劔の沙汰に比較するに骨子は一致すれどこの方遙に増補せられたるを見るこれを以ていへば單行本とするが爲に平家物語中の劔の巻を増補したるものにして今は異類の書と目するを妥當なりとすべきが如し。

然るに之をか九冊本六十三第十一巻の百七句百八句に比較するにたゞ順序をかへて少しく補綴したるに止まりて本來は一なるものなることを知るを得たりこの事

は既に上に九冊本の條にも説きたるところなりこの故に之を別本として平家物語補闕のうちにあぐ。

六、古本平家物語劔卷

彰考館藏

寫本一冊

こは参考源平盛衰記凡例に

有稱古本劔卷者南都一乘院候人二條寺主所藏也題曰平家物語劔卷といへるものなり。

美濃判一面十行真片假名なり所々破れ失せたるを裏打せるさまなり元祿採訪の時に修理せしものなるべしこの本表紙には平家物語とありて本文の初には平家物語劔卷とあり卷末に

雖爲惡筆之至極爲後代見驗之如形染筆畢誠比興々々

長祿四季辰庚林鐘中十日書了

和苧柿本寺 右筆祐尊生年 卅六年

表紙に署名あり缺損せれど、まさに「祐尊」とよまる。本文表紙奥書同筆なりと見ゆ。而して紙質墨色筆蹟共にこの奥書當時の實物なること疑ふべからずこの本の大體のさまは参考源平盛衰記に載せられたれば委しくは説かずたゞ流布本の冒頭にある

沛公者傳貴坊之屬鏤切白蛇之靈云々二の劔の由來を尋ぬるにの文句はなくして先

人王五十一代ノ御門ヲハ清和天皇ト申ケル

とかきはじめ流布本が

終には一所に經廻りて鎌倉殿に参りけるこそめでたかりけるためしなりければにて終れるに古本は更にその次に、

三代將軍ノ代ツキテ後堀切ハ上野ノ新田ノ家ニ傳リ薄緑ハ足利ノ家ニ傳ト申ケル

と加へて以て終とせり。

要するにこは流布の劔卷よりも古しと見ゆるところ新しと見ゆるところあれど單行本劔卷の由來久しきものなることを徴するには必要なる材料といふべし。

七、平家物語補闕鏡卷

内閣文庫藏

寫本一冊

八、平家物語補闕劔卷

内閣文庫藏

寫本一冊

この二本いづれも書寫本にして内閣文庫の藏なり共に和學講談所淺草文庫の朱印あり二冊にせりといへども一括して説くべきものなるは次の奥書にて知らる。

累祖大中大夫藤原時長者平大納言時忠公類族而平氏盛衰見聞而私記之其後諸氏加筆之遂成敷卷施行于近世焉余閱之内侍所神鏡神照入京下神代三劔内侍所之由來詳細之次非時長筆跡也舊本平家物語題云神代三鏡劔並内侍所寶劔之事事雖云鏡劔に關する説は是於新撰神代三鏡劔之本縁而舊本闕如補之者也若有拮抵俊賢依カ

賢之正云爾太歳闕逢困致小滿國子諸生藤原某染筆於勸學院
文正二年正月廿二日以葉室三位殿本書寫畢

予朋友ニ檢校アリ參會ノ時談三種神器ノ事ニ及ヘリ檢校云フ三種神器ノ支ハ
平家物語ノ奥秘故ニ本卷ニ欠テ別番ニアリ予拜見ヲ望トモ不許再三請之シカ
本ノ遂寫ニアリ出シテ見ス即座ニ書寫之和點合檢ニハ及ハス時々拜見スルニ信濃
前司ノ平家物語ニハ非ス藤原時長カ平家物語ノ補闕ノ鏡鏡ノ卷ナリ予神道ノ
奥秘ハ知アレハ源平盛衰記三鏡三種神器ノ支ヨリ文言ハ最勝ナリ惜哉筆者ヲ
不知葉室家ノ庶流者ノ記之也

寛永三年四月

高橋平内判

寶永二乙酉之歳冬今出川邊搜求此鏡鏡兩卷令書寫之畢奥書曰大歳闕逢甲困致
于小滿四月國中諸生藤原某染筆於勸學院如彼申子歳四月勸
學院學生所筆記然年号脱落疑至徳改元也乎其所如何者本文云近年日野大納言
資明卿敷奏壽永紛失寶鏡浦上之事被徒棄推其年紀者貞和二年也太平記卷廿貞
和次逮文正則至徳元年歳次甲子自貞和二年至此凡三十九年爲近年也文安元年
歳次甲子自貞和二年至此凡九十九年爲遠年矣若如此云尔下大歳上脱落至徳改
元四字也乎俟後學之正

寶永丙戌之歳孟春人日

今出河若花押

これらを通覽してこの本は至徳元年即ち南朝の元中元年に記したるものなることを
知るべしその筆者は誰なるか詳ならずといへども高橋平内の奥書に葉室家の庶流の
者の記なりといへり或は然らむ

この本にいへる鏡鏡の事は當時世に流布せる平家物語の闕漏を補はむとして新に撰
せるものなれば之を以て本來の平家物語の文章とすること能はざるなりそは上にも
いへる如く鏡卷の末に

近年日野大納言資明卿ノ敷奏シテ壽永ニ紛夫ノ寶鏡伊勢浦ヨリ取上タルヨシニ
テ獻上アレトモ勸儀侍テ徒ニ棄ラレテ平野神殿ニアルトナン云リ不審ノコト、
モナレ

といへるが貞和二年の事なるを以て見ても知らるゝのみならず筆者の跋文中に明ら
かに新撰せる由をいへるによりて證せらるゝなり

たゞこの二卷によりて證明せらるゝ事は至徳の頃の流布本平家物語に既にこれを
闕きたることにてこれによりてこれら秘する事の由來久しきを知るべし

寛永三年四月高橋平内といふものゝ奥書によりても又三種神器の事は平家物語の
奥秘として別番にして容易に人に見せしめざりしことを知りうべし但しこれをば信
濃前司ノ平家物語ニハ非ス藤原時長カ平家物語ノ補闕ノ鏡鏡ノ卷ナリといへるは如
何行長の平家と時長の平家と如何にして區別せらるゝものなるか甚だ訝しいふべ

大小秘卷外一册總計八册今存

全部筆者飛鳥井從一位雅綱卿與書良一代筆角倉素菴立之

外題卷八十一十二近衛關白信尹公染毫卷之奥極

古筆 丁仲

外

一丁 仲 之 極證書

包紙上書聽松殿筆

塙次郎之書翰

とあり次にある文章は省略すこの則敏は即ち楠美太素にして館山漸之進氏の生父なり。聽松は那須資禮の雅號なりさてその丁仲の極めといふものは

木村良一奥書代筆

角藏素庵ニテ一入賞祓仕候一校丁之三字ハイッレモ細川玄旨之御筆ニ御座候

内ニ二ノ卷一校之二字ハ別人ニ御座候

何分右之人々編成之本ト相見候一入所望ニ御座候以上

丁 仲

なほ木村檢校良一の奥書の寫を載せたるが、それは康豊本卷五の末に影寫して附載せるものと全く一致せり。

上の因縁章によりて考ふれば、この飛鳥井本はもと塙保己一の所藏なりしが後那須氏の石原文庫の有となりたるものなること疑ふべからざるが如し、那須氏は本所石原町に住せし故にその文庫をば石原文庫とは呼びしならむ。

彰考館藏の康豊本卷五の識語に塙保己一所藏の古本平家物語としてあげたるものは、この本が塙氏の所藏なりし時に彰考館にて借覽せし際に記入せし事疑を容るべからざるなり而してその識語によれば冊數といひ別卷といひすべて上の飛鳥井本なるを示すに似たり。

さればこの本は一旦塙氏の手に歸し、次郎の時何かの理由により那須家の藏に移りたりしを資禮歸幽の後その遺物として楠美太素に贈りたること明らかなり而して、今その所在を知らず惜しむべきなり。

この本實見せざれば委しく論じうべきにあらずと雖も、姑く康豊本によりていへば、館山氏の説の如く覺一本そのまゝを寫したるものにあらず、第六卷の末の増補に惣一檢校以下の人名をあげたるところの如き明らかに之を證せり、されど康豊本第五卷に載する木村良一の奥書の影寫を觀るに角倉素庵の筆なるべきことは疑ふべからず、而してその奥書の記載するところによれば、こは廣瀬計都寫し傳へたるを更に木村良一が書寫校合したるものとおぼしければ、慶長前後のものたるべきこと問はずして明らかなり、飛鳥井雅綱卿は永祿六年八月廿一日に歿せる人なり、この人の書なりといふこ

とは丁仲の奥書にあり。實地に見ざる間は漫に異見を挟むべきにあらねばその説に従ひてこゝにその名を命せり。

たゞ訝しきは楠美家に傳ふるこの本の目次によれば卷一、卷四、卷五、卷七、卷九の五冊缺けて卷二、卷三、卷六、卷八、卷十、卷十一、卷十二及び別卷の八冊残り居りしものゝ如し。然るに稿本は康豊本と同じくして、外に一部之外と題する一巻を添へたる由なり。その一部之外と題するものは平家奥秘平家宗論と内容同じといへば、

延喜聖代

鏡沙汰

鏡沙汰

願文

堂供養

宗論

あるべき筈なるに楠美家所傳の目次には、一部之外とあるは即ち灌頂卷にして大小秘事は別卷とせるのみなりと見え、その内容も

宗論

鏡

鏡の沙汰

願文

延喜聖代

にして、堂供養はなし。

されどよくよく考ふれば、寧ろ彰考館識語に疎漏ありといはざるべからず。その語によれば稿本は全く康豊本と一致すといへり。然るときは堂供養は第一卷に載するが故に之を別卷に收むべき筈なく、灌頂卷は康豊本目次には、一部之外と題してあげたれば、この外更に、一部之外といふ題目を用ゐるべき筈もなし。従つてたゞ別卷としてある楠

美家所傳の目次の方理あるに近ければなり

二 伊藤本及び佐野本

参考源平盛衰記に引ける平家物語は十一種なり。そのうち九種は現に彰考館に存するものにして上に説き置きしが伊藤本及び佐野本のみは彰考館に存せず。隨つて未だ目撃せず。茲にこの二種につきて私見を述べし

伊藤本とは参考源平盛衰記に

伊藤本者伊藤玄蕃友嵩所藏也故稱之

とあるものにして

佐野本とは

佐野本者佐野在綱所藏本也因稱之

とあるものなり。伊藤佐野共に水戸藩士たりし由なれば、一時借用したりしにて彰考館藏書とならざりしものならむか。参考源平盛衰記によれば伊藤本は最も八坂本に似、次に一本上にいへる鎌倉本六十なり。と佐野本とに似たりと見え、佐野本は鎌倉本上にいへる康豊本二十五なり。と印本とに最もよく似次に如白本に似たりと見ゆ。この取調の結果として参考源平盛衰記の凡例にある諸本の序次は漫に書き列ねたるものにあらずして類似接近の次第によりたるものなることを知り得たり

三 那須家所藏平家物語目錄に載せたる諸本

那須家所藏平家物語目録には二十六種をあぐそのうち根來本、覺一本、文安三年真字本文、安四年真字本、屋代本、天文本、中院本、八坂本、嵯峨本、長門本、普通印本片、假名活字本、活字平假名本、印本平假名本、葉子十行本、真名本等は上に述べたり次にその他のものをあぐ。

高野本

十二冊

奥書云凡年來此妙一部依披見之翌而從或方御水中請則令一覽之處餘殊勝問俄企書寫願念且一卷功了願夫於一部十二卷之卷軸盡一天四海之塵事誰漢臣賢愚之例糺和人好惡之業遂名聞人間矣衰勸發心述因緣仰佛臨野約趣菩提明根元矣可敬感々々

大永八年子戊五月十九日於高野大乘院閑窓寫之

貧老順任

長 眞 房

この本體裁を記されば如何なる本か判じ難したゞ十二冊に分ちたると大永の年號との二は何等かの參考に供すべきことあるべし。

眞名本

尾州熱田神社中ヨリ得ル處別當ノ中宗赤ト中人所寫經文ノ裏ニ書元ハ岡橋仙院法印ノ藏本ナリ始ノ名了也

同小本

十二冊

この眞名本既に述べたる如く前田侯爵家に現存するものなるが同小本とあるは如何なる本なるべきか明らかならずされどかの四部合戦狀本第八類に補足としたる第二卷第四卷がこゝの眞名本の同本にしてたゞ體裁に於て院紙判と半紙判との差別にすぎざるを見ればこゝの小本とはかの補足に用ゐたる本のことにあらざるかの疑あり

り實物を見るに及ばば疑は氷釋すべけむと思へど見るを得ざるが故に試みに私見を述べて後賢に俟つ。

杉原本

十二冊

十一行平假名瀧頂卷あり

奥書云此平家物語者杉原檢校以諸藏之本書寫之

永祿七年七月廿五日

杉原貞行判

この本即ち一方本なり永祿の奥書は參考に供するに足る。

寛文本

十二冊

十行眞片假字書大和開組標紙鳥子斷紙有題日

奥書云

寛文元年 六十一歳

正式本

十二冊

葉子本也正式ト云俳人ノ書平假名十行藤堂家佛誦師藤池田正式

新見本

十二冊

これらの本は實見せざれば價值をいふべからず。

四 和學講談所藏書目録に載せたる平家物語

和學講談所の藏書目録に載する源平盛衰記三種平家物語十一種そのうち今明らかに價值を知るべからぬもの二種あり

平家物語 十一卷

大和絨第六關

平家物語 十二卷

五 金澤本

典籍奏鏡に平家物語をあぐること十五そのうち語り本、一方本、八坂本、中院本等はいふを要せずたゞ一種金澤本といふものあり蓋金澤文庫の舊藏本の義かこの本また未だ價値の知れざるものなり或は既に解題したる諸本の類本なりやも知れずとにかくに實見せでは何事もいふべからず。

六 生佛本

黒川氏古寫本源平盛衰記中に校合に用ゐたる諸本中、生佛本と題せる本のあることは既にその條に述べし所なるが、この本現時に傳はれりや否や若し傳はりてあらば有力なる参考資料たるべしと思はる。

この本名の如く生佛より傳へし本なりや又當時さる名にて傳りし本に過ぎざるものなりやいづれも實物を見ざる間は如何にもいひ難しされど現存のいづれの本もこの生佛本にありといふ記入に一致せざるを見れば自ら別にこの本の存せしことは推測せらる。

附録第三 天草出版の平家物語抜書

この本は今倫敦なる大英博物館に藏す之を世に紹介したるもの前にサトウ氏あり、後に文學博士新村出氏あり、委しき事は史學雜誌第貳拾編第九號第拾號なる新村氏の記事に載せられたればそれらと新村氏の指示とに基づきて、この書の他の平家物語諸本に於ける關係を主として述べべし。

この本標題は次の如しといふ。(以下皆新村氏による。)

日本のことばとイストリヤを習ひ知らんと欲する人の爲に世話に和らげたる

平家物語の原書六行

この本は、エソポの譬へばなし及び金句集の二部と合綴せられ、其の大きオクタボ形紙質は我國の厚き雁皮紙を用ゐたりといふ。

標題の次に開版所及び年月日を刻す。

ゼヌスのコンパニヤのコレジョ天草に於てスベリオーレスの御免許として之を板に刻むものなり。

御出世より一五九二

この本全部羅馬字綴にして當時我國の話語の體にて記述せりといふ。序はフツビアンの名にて書せり、そのうちに

然れば言葉を學びかてらに日域の往事を吊らふべき書これ多しと雖も就中叡山の住侶文才に名高き玄惠法師の製作平家の物語に若くはあらじと思ひ之を選んで書寫せんと欲するに臨んで又我が師宣ふは今此の平家をば書物の如くにせず兩人相對して雜談をなすが如く言葉の手爾波をも書寫せよとなり云々

此の物語を力の及ぶ所は本書の言葉を違へず書寫し抜書となしたるものなりこの書の内容は實見せざる者の知るべからざるところながら今新村氏より寄せられたる目次を列記して後の研究者の便に供すべし。

平家物語卷第一 目録

- 第一 平家の先祖の系圖又忠盛の上の譽れと清盛の威勢榮華の事
- 第二 重盛の次男關白殿へ狼藉を爲された事是れ平家に對して謀叛の根源となる事
- 第三 成親卿位争ひ故に平家に對し謀叛を企てられた事が露はれ其身を始め與した程の者搦められ其中に西光が首打られた事
- 第四 重盛父の清盛成親卿を害せられぬ様に様々教訓せられた事
- 第五 成親の子息少將に就ての事
- 第六 重盛父清盛法皇へ對しての憤りを諫められた事

- 第七 成親と其子少將流罪に行はるゝ事
- 第八 成親の最後並に少將重ねて鬼界ヶ島へ流されての事
- 第九 康頼と少將と彼の島で熊野詣での眞似をし卒塔婆流し蘇武が引事
- 第十 鬼界ヶ島の流人を赦さるゝに就て後に殘る俊寛の悲みの事
- 第十一 少將康頼都歸りの事
- 第十二 有王鬼界ヶ島に渡つて俊寛に逢つた事

平家第二

- 第一 祇王清盛に愛せられた事
- 第二 高倉の宮の御謀叛露はれて三井寺へ落させられた事
- 第三 三位入道の嫡子馬故に面目を失はれたに由て謀叛を起された事
- 第四 三井寺には長僉議をして夜を明いた事
- 第五 宮三井寺を落させられて宇治橋に於て軍の事
- 第六 足利の又太郎宇治川を渡つた事
- 第七 飛驒の守といふ平家の兵宮を打奉つた事
- 第八 新三位入道の由來と鶴を射られた事
- 第九 文覺の勸めに由て頼朝の謀叛を起させられた事

第十 平家の兵士鳥の羽音に驚いて敗軍して面目を失うた事

平家卷第三

- 第一 木曾殿の由來と平家に對して謀叛を起され合戦せられた事
- 第二 平家木曾を亡ぼさうとして北國へ下らるれば其中に木曾と頼朝不和の事が有つたれども遂に和睦せられた事
- 第三 木曾も平家も互に方々へ人數配りをした事同く俱利迦羅での合戦の事
- 第四 篠原の合戦にも平家負けた事並に實盛が打死
- 第五 木曾軍の評議をして比叡の山を譲らばるれば比叡の山も木曾に與した事
- 第六 木曾諸方から都へ入ると聞いて平家は西國へ落ちられた事
- 第七 維盛の落ちらるれば北の方を始め子達の維盛を慕はるゝ事
- 第八 平家一門は都を落ちらるゝ其中に池の大納言は都に留まられた事
- 第九 法皇鞍馬の幸から比叡の山へ還御あつた事
- 第十 院宣に由て豊後の緒方平家に對し謀叛を起す事
- 第十一 木曾が猫間殿に逢うての無駄と車に乗つて牛に曳づられた事
- 第十二 平家室山水島の合戦打勝つた事兼康が木曾に對しての謀叛

第十三 木曾都に於て狼藉を爲すを法皇戒めさせらるれば法皇に對し合戦をし御所を焼く事

平家卷第四

- 第一 頼朝木曾が狼藉を聞いて其を鎮むる爲に範頼義經を上せられた事
- 第二 範頼義經木曾が打手に上らるゝ事池月磨墨の沙汰
- 第三 義經兵共に敵を防がせて其身は院の御所へ參られた事
- 第四 木曾兼平に行會て又合戦をし遂には皆打死の事
- 第五 樋口の次郎降参して後に斬らるゝ事
- 第六 源平大手搦手の大將を分けられて義經は三草の合戦に打勝たれた事
- 第七 熊谷と平山と一の谷へ寄せ戦した事
- 第八 大手生田の森の合戦の事同く鶴越を落す事
- 第九 平家の一門打たれた中に敦盛打死の沙汰
- 第十 通盛の北の方通盛に後れて身を投げられた事
- 第十一 都で平家の一門の首を渡いた事
- 第十二 重衡を渡されて後三種の神器を屋島へ所望させられた事
- 第十三 重衡の東下りの事

原書本文目録
何レモ第十
ニアリト新村
氏説

- 第十三 小松の三位中將高野へ上られた事
- 第十四 三位の中將の受戒と同一身投げ
- 第十五 池の大納言關東へ下られた事又三位の中將の北の方の事
- 第十六 義經と梶原逆櫓の論、同一屋島へ渡られた事
- 第十七 那須の與一が扇を射た事
- 第十八 義盛のりよりをたばかつて生擒つた事
- 第十九 平家の生擒都を渡さるゝ事、同一建禮門院の事
- 第二十 大臣殿の御子副將に對面ある事、同一副將を害する事
- 第二十一 大臣殿の東下り、同一首をはねられた事
- 第二十二 地震の事
- 第二十三 平大納言の配所に赴かるゝ事、並に建禮門院大原へ御隠居の事
- 第二十四 正尊が夜討の事
- 第二十五 義經の都を落ちられた事
- 第二十六 六代を北條召捕つて後、文覺の訛言に由て赦された事
- 第二十七 法皇大原への御幸の事
- 第二十八 平家斷絶の事

この本新村氏の説によれば大體問答體なるが如し、かくの如きは、他の平家物語になきところなるが、こは從來の平家物語の體による所ありてかくせしにあらすして、この書本來の目的を達せむ手段としてかくはせしものなるべし。

この本その組織よりいへば、一方系統のものにあらすして八坂本以下の系統に屬すべきものたり、而して一方本流頂卷にあるべき事は卷第四の第十九、第二十三、第二十七に分ちてあげ、平家斷絶の事にて卷を終れる事、即ちその特徴なり、この點第二十六種の百二十句本に酷似せるは注意すべき事なり。

この本卷第一は大體流布本の第一卷、第二卷、第三卷にあたり、卷第二は大體流布本の第四卷、第五卷にあたり、卷第三は大體流布本の第六卷、第七卷、第八卷にあたり、第四卷は流布本の第九卷、第十卷、第十一卷、第十二卷にあたるものなり。

記載事項につきましては實見せざれば説を立て難し、たゞこの目錄によりて見れば、著しく省略せられたるところありと見ゆ、それらはさておきて、記載事項の配列の次第につきての異同を考ふべし。

先、祇王祇女の事の位置なり、こは二代后の上におく本あり、殿下乗合の上におく本あり、源平盛衰記には第十七卷福原遷都の邊に置き、長門本には全く之を載することなし、然るにこの本は上の諸本とはまた違ひて高倉宮御謀叛の上に置けり、これらの事平家物語編次の研究上には大切なる参考事項なり。

附録第四 平家物語の註釋

平家物語の註釋本としては平家物語抄、平家物語考證、平家物語標注を主たるものとす。此の他評判秘傳抄、評判瑕類といふものあれど、採るに足らぬものなり。

一、平家物語抄(此の頃國學院にて活字版に附せり)

刊本 二十四冊

この本平家物語の十二巻を各上下の二冊に分ちて二十四冊とせり。著者も著述の年代も明らかならず、この書の據れる本は第一類の一方本なるべし。

二、平家物語考證(此の頃國學院にて活字版に附せり)

寫本 十二冊

この書は毎巻の首に松堂閑人四醉生編洛陽後學源道格集羽林中郎將藤原定俊補と署せり。

松堂閑人四醉生とは野宮定基の號なり。この人中院通茂の次子なるが、出でて野宮氏を襲ぎ權中納言に至り、正徳元年に年四十三にて薨じたる人なり。源道格とは如何なる人なるか未だ詳にせず。定俊は正親町公通の次子なるが、定基の薨後其の後を承け權中納言に至り、寶曆七年に年五十六にて薨じたる人なり。羽林中郎將と署するを以て見れば、享保中に増補したるものなるべし。定俊の官を按ずるに享保四年左近衛中將に任じ

元文二年參議に轉じ中將故の如しと見ゆればなり。

この書考證註釋共に一隻眼を具すとも稱へつべきものなるが、そのとれる本はまた流布本即ち第一類の一方本なるが如し。

三、平家物語標注 帝國圖書館藏 寫本 二十八册

この本二十八册ありといへども二部に分つべし長門本平家物語と題するもの二册平家物語標注と題するもの二十六册これなり。

この書かの延慶本を寫したりし平道樹の著なり長門本平家物語第一卷の首に序文三あり一は天保辛卯九月之望玄虛散人と署し一は天保二年九月のつこもり田澤仲舒としし一は天保二年辛卯陽月二日勉齋安一并書と誌せり即ちこの書成れるときを見るに足れり。

平道樹は那須家所藏平家物語目錄に關東大膳亮好菴也とあるによりて醫師なるを知りたり玄虛散人の序には友人良俊甫之好平語也云々と記し勉齋安一といふ人の序には同氏良俊云々とありこれを以てその一名良俊と號したるを知る甫は蓋字の類ならむかこの人の事この他に未だ所見なし平家物語を研究するに力を致したる人なるによりてこゝに所見を聚録して後賢の參考に供す

長門本平家物語標注は首に冠せらるべき第一卷第二卷の二册のみありてこれは物語中にあらはれたる皇統攝關源平等の譜傳を掲げ第二卷の末に跋卷を附す本文に屬

する部は見及ぶことなし恐らくは未成にて終りしものにあらずや。

平家物語標注は首の二卷は上の長門本の一二册に同じさまなり但し序と跋卷とを附せず第三卷より第二十六卷までは即ち本文の註釋なり一卷を上下に分ちて二十四册ありこの書の成れるは長門本標注よりは恐らくは後なるべしそはかの本には天保二年の序を載す然るにこの平家物語標注にはこの著者が天保三年に寫取れる蟻紙本即ち延慶本を引用せるを以てなり。

この本に引用せる平家物語の諸本は著者の自記に九本ありと見ゆ今之を實地に檢するに次の名を見る。

- 元和板 寛永板 活字本 元祿板 眞字本 長門本 蟻紙本
- 八坂本 一本

元和板寛永板活字本元祿板は一方本若しくは其の系統の本なるべく八坂本はこの本に引ける題目によれば中院本と同じきものなるべく眞字本は平家一の卷二の卷にあたる分のみ標注に見ゆ之を對照するに四部合戦狀本に似たるものと思し長門本はいふまでもなく蟻紙本といへるは即ち延慶本なり一本といふもの如何なる本なるか詳ならず

四、平家物語聞書 彰考館藏 寫本 全一册

この本は寫傳本一册なり文學博士栗田寛著逸號年表に引けるものなり述者未見の

書なり左に彰考館編修栗田勤氏の之に關する報告を載せて解題にあつ。

逸號年表に引用の平家物語云々は館藏中に有之候一冊九十枚十八字九行並ものに御座候表題は平家物語打聞と有之候一より十二迄の打聞に御座候一巻の分五枚乃至十枚位つゝに候文體は先づ漢文體とも可申歟東鑑的の書き方に御座候序跋もなにも無之可なりの古寫本に御座候

以上にて大要をさとるべし。

なほこの外維新以來にあらはれたる註釋書の類なきにあらずといへども、そはこゝに掲ぐるまでもなき事なければすべて省きたり。

第三章 流布本平家物語の組織を論ず

世に流布する平家物語はその題目の分合によりて句數に多少の異同ありといへども、その卷數を十二とし、灌頂卷といふものを第十二卷に附載するを普通の體裁とせり。かくの如きは平家物語本來の面目なりしか否か未だ邊に斷言しうべきものにあらざるなり。

前章に解題せる諸本を通覽するに編次の體必ずしも一ならず而して、長門本、源平盛衰記、延慶本の如きは内容著しく増加せるさまなりこの故にこの三種の本を除きその他の諸本につきて姑く比較研究を施すとしても普通の本が本來の面目を存するものにあらざるべしとの疑起る、今この章に於ては主としてこの點の検討に従事すべし

第一節 大秘事及び小秘事

普通の平家物語は琵琶法師の傳に基づくものなるはその奥書にて明らかなり第一章第一類而して、その琵琶法師が平家物語の全部を世に發表したりや否やは最初に研究するを要するなり嬉遊笑覽卷之六上に次の如くいへり。

法師の平家を傳ふるもの一部十二卷に通ずるを一部平家といふ、其外に鏡劍の巻と云ことあり、今この劍卷を太平記に附るは是を大秘事として誤りにうたはず、故にそ

の文段をまらず、世に傳ふる古寫本多く異同あるは、評者の口授其儘まゐりし、故なり。評者の用るはかたり平家として印本とは異なりともいへり。といへり、これによりて見ればかの一方檢校兼以吟味令開板之者也と記書せる諸本はかれら評者の所謂一部平家と稱ふるものたるや明らかなり而して、その外に鏡劍の巻ありて大秘事として漫りにうたはざるを知るこの大秘事なるものはかれらが秘きてうたはざる程のものなれば漫然これが上木を許すべきにあらざるは想見するに足る。されば至徳の頃に藤原時長の子孫と名のる某が鏡卷(前章附録第一の七)劍卷(同上八)を平家物語補闕として新に撰したるが如き事も又その補闕の劍卷の奥書に、檢校云フ三種神器ノ事ハ平家物語ノ奥秘故ニ欠テ別番ニアリといへるも解せらるべきなり。平家正節の丹波敬中序によれば秘事に大秘事小秘事と名づくることあるを知るなり、曰く

(上巻)獨平家爲評師所誦而鼓琵琶爲之節誦詠節奏之際有小秘焉有大秘焉對橋叔夜之於廣陵散師承相傳不絕如縷(中巻)時前田氏平曲叔末之秋云寺尾勾當獨其宗而竅年多病惣職忠其傳將廢使荻野氏繼其傳方繼從寺尾而學之三年業成未傳大小秘而寺尾歸道山當是等之時有河瀬檢校傳秦野氏平曲又從學焉己卯傳小秘庚辰傳大秘悉至其極(中巻)生徒益進授小秘者一人授大秘者二人(下巻)

これを以て、その秘事に大秘小秘といふ區別あることと、秘事と稱するは評師が語り物

を傳授する上につきての事なるは明らかに知らる。

こゝにその秘事と稱するものは如何なる性質のものなるかを顧みむ、評者の記録たる當道要抄といふものを見るに、次の語あり。

中ヅク秘ト稱スル所ハ皆神道ノ奇特ヲ明シテ利器ノ現當ナルコトヲ示シ佛法ノ殊勝ヲカミタルハ一念隨喜ノ功德ヲナサバラン

これその秘事といふもの、内容の一端をほのめかしたるものといふべし

又當道大記録といふものに十宮神垂跡の事といふ一條あり、そこには次の如き文あり。

右十宮神すひまやくの事は平家一部を語り大秘事迄傳授不請して此事他のものへ言語する儀有間鋪秘書也すひまやくを拜聞する當通胸中に納置へし殿に口外へ出スものハ蒙罰を況や當同可恐とや

其文曰

夫神佛有應化三種是唱垂跡何楚夫舌頭雖不能談入其道而住開法之念人尙堪持垂跡譬帝釋身種々三十三身顯相有情非之度衆生然於此極秘也師弟相承之妙傳而余人聞談則足其身依不借而言語極語哉是平家大秘事之免不請當道示也

文義十分に疏通せずと雖も、平家一部の外に大秘事と稱するものありて、嚴重にその秘を守りしことの狀を知り得るなり。

さらばその秘事とは上にいへる「劍鏡」の二巻をさすかといふに、之に限るものにあらざるが如し。上にもいへる如く、平家正節の譜録中の平家物語目録の末には次の如きことを書けり。

外に

括弧の内は朱書きなり

延喜聖代(朝敵編ノ次「職入」)

大秘事三句

鏡巻(内侍所部入「附」)

劍巻(先帝入本「附」)

宗論(高野巻「附」)

これによりて見れば、大秘事と稱するものは、鏡劍の外に、宗論ありて都合三句あることを知る。

南葵文庫に「平家物語語本」の殘缺本三冊を藏す。美濃半藏判横本なり。その第一巻の末に平家物語の目録を載す。流布本に異なることなし。但しその第十二巻の目次の終に朱書すること次の如し。

〓百九十四句

小秘事

祇園精舎

延喜聖代

大秘事

劍巻

鏡巻

宗論

「宗論」本のまゝ

この目次に延喜聖代を別にあげたるは何故ぞと考ふるに、この句は五位登の傳説に因みて延喜聖代の徳を頌したるものにて普通には朝敵編の中に概説しあるものなり。然るにこれを特にあげたるは小秘事たるが故なり。即ち正節本三十六冊以外に別に小秘事てふ一冊ありて、その小秘事の巻には

祇園精舎

延喜聖代

の二句を收めたり而してその正節目録を閲するときは小秘事たるこの二句は全く掲ぐることなくして、十八巻下にて終りとし、その次に朱書して

通計三十六巻

問物 一卷

附録 一卷

といへり。この附録は譜録と木口書せるものなるべく問物は大秘事と普通の平家との中間の義にして「小秘事」の事なるべし。

こゝに「祇園精舎」と「延喜聖代」の二句を小秘事の巻にあげながら、かの目次には祇園精舎をあげざるは何故ぞといふに余が先にあげたるは平家物語目録にして正節の目録にあらず、物語目録には流布の平家物語の目録をあげてこそが正節中に收められてあるものは普通本の如くにあげたるなり。されば祇園精舎の事は語る方面にては小秘事とすべきなれど流布の本にあれば外にしてあぐるを要せざるが故なるべし。

然りと雖も尙も小秘事たる以上は語り本の方面にては秘すべきことなるべければ、この方面の事を取調べしに、東京帝國大學所藏唱譜付平家物語(十五)には祇園精舎の一章を載せたれども、この一章に限りて唱譜を附する事なし更に文部省語り本(十六)を見れば全く祇園精舎の一章を脱して、殿上の閑討を卷一之上の巻首に置き、然るを忠盛云々といふ文を以てはじめとせりこれらの事を概観すれば、この一を小秘事として漫りに傳へざりし事の一斑を推し測りうるなり。

「延喜聖代」の文句は正節本にて知ることを得るものなるが、こは一方本には載することなし、されど昔者の之を語れることは明徴あり、菅道要集といふものを見るにその年中儀式のうち、

一二月十六日積塔都鄙の總檢校勾當末々の座頭迄出仕一萬の心經を讀誦天下泰平國土安穩之卷敷を認禮物添久我殿江納其後頭人延喜聖代を語り六流より五句

の平家を勤む戸島源照兩流は輪番に勤事

とあり、これを以て「延喜聖代」の小秘事として特に重んじらるゝものなることを推知するを得。

こゝに至りてはますます流布の平家物語の缺漏あるものなることを知るに足る而して普通に平家物語といへば、即ち昔者の語る平家にしてその平家は大秘事小秘事などを除きて載せざるべきこと明らかなりといふべし。

かくの如く研究し來れば大小秘事の因縁も知らるべきなり而して之を普通の平家物語に載せざるものはまさに嬉遊笑覽にいへる如き理由によるべきは、流布本みな巻末に上にもいへる如く一方檢校兼以吟味令開之板者也とありて昔者の檢閲若しくは認諾を経て公刊したるものなるべければなり而して後世の流布本のこの奥書なきものは之を削り去れるものにしてさなき本といへども大方は一方本の態なること明らかなり余が一方系統の本と稱する第二類乃至第八類の諸本皆然り。

小秘事たる祇園精舎は語り本以外の普通の平家物語にはみなあるものなるが延喜聖代に至りては一方本及びその系統の書には殆ど載せざれど、藤波家献納本(二十二)には卷第五の終にあげ、京師本二十四には卷第五朝敵捕のうちにあげたり、八坂本(第二十一)種には載せざれど、中院本第二十二種、百二十句本(第二十六種)には載せたり、鎌倉本(六十)の終に「將門序」と題して附録とせるもの即ちこれなり。

大秘事の一たる鏡の事は一方系統と見ゆる本にも之を掲げたるもの少からず第四類以下の諸本これなり。

この鏡の巻は上の諸本によれば第十一巻の一門大路被渡と平大納言文の沙汰との間にある一句たるなりその平大納言文の沙汰の文中には頼朝の事を鎌倉の源二位といへり然るに流布本にては頼朝の二位に叙せられたる事實は一切所見なし今これら鏡の巻を見るに先づ元暦二年四月二十八日頼朝越階して従二位に叙せらるゝ事ありてその日の夜内侍所に臨時の御神樂ありしことを載せそれよりひきて神鏡の由来に及びしものにして説話としては一連続をなせり即ちこの章存する時は事の順序明らかに見ゆといふべし流布本脱漏あるのさま一見して明らかなり。

一方系統以外の本にてこの鏡の巻は如何になりざるかを見るに八坂本(五十、五十一、五十三)には第十一巻の目録に

間 時忠文沙汰鏡有

とあり本文にも亦題目の下に爰に鏡有と注記するのみにして文章なし但し一方本鏡の句の初にある頼朝二位に叙せらるゝ事のみは前の句即ち一方本にていへば一門大路被渡の句の下に附記せり而して臨時御神樂の事以下は載することなし中院本第十二種には第十一巻に内侍所御入浴並寶劍の事と題する章中にあげ百二十句本(第二十五種)には百九句とせり如白本(第二十三種)には第十一巻中に

鎌倉殿従二位事

内侍所入温明殿給事

小野宮殿事

の三句として分ちあげたり南都本(六十五)には第十二巻中に收め(この本組織普通の本と異なること上に述べたり)東寺執行本(五十九)には第十一巻に内侍所之事として收め鎌倉本(六十)には第十一巻に

頼朝被叙従二位事

内侍所温明殿入御事付内侍所御始事

としてあげたり。

〔劍の事は京師本(二十四)の目次にも見えたり即ち第十二巻の目次の末の部分に

六代被斬

大原御幸

高倉院御願文

劍

宗論

とみゆその内容を檢するに第十二巻は六代被斬にて終り大原御幸は平家灌頂巻として別に一巻を立てたるさまにて第十二巻の末に合綴してあり而して高倉院御願文(劍)

「宗論」の三句は名のみありて、實はなし蓋し秘事なるが故に名のみをあげて、其の存する事を知らしめたるのみに止めたるものなるべし。

この京師本は前章に述べたる如く康豊本(二十五)と似たる本なるが、その康豊本は飛鳥井本前章附録第二の(一)に一致するところある本なれば、この目次のみありて、本文になき分は飛鳥井本の別巻にあるものと同じものなるべきが如し、館山氏所傳の飛鳥井本目次によれば、その別巻には

宗論

叙

鏡の沙汰

願文

延喜聖代

を載せたりと見ゆ之を京師本の目次に比するに、鏡の沙汰と延喜聖代との二章多しされどこの本は、この二章を本文中に収めたれば、残りの三章を目次にあげおくこと、理由また明白なりといはざるべからず

されど一方系統の本は皆之を省けりといふにあらず、葉子七行本(二十八)葉子十行本(三十)及び覺一本の(一)類第七類四部合戦狀本(第八類)は第十一卷に平家人々被渡之事の次に載す、平家灌頂本(三十三)及びその本の系統なる片假名活字本(二十四)の目次には順

序を顛倒せり、平家正節日次に、先帝入水江付と注記するもの略似たり、即ち京師本に目次のみをあげたるもの、又正節に大秘事としてあげたるもの之なるべし

八坂本(第二十一種)には、その第十一卷の目録中には

内侍所之歸洛

間 爰に叙有

とありて本文中には、なほこの目録の如く題目は記入せり、而してその間の章とは一方本の「一門大路被渡にあたるものなるが、叙の事は全くなし、即ち省きて載せざるが故に、その旨を注記せるものとおぼし。

中院本(第二十二種)には第十一卷に「内侍所御入洛并寶鏡の事のうちにかの叙巻に於たる事項を収めたり、如白本(第二十三種)には第十一卷、内侍所入洛事の次に

叙巻

と題して、灌頂本と同じきものを収め、南都本(第十四類)には第十二卷にこの事項を収め、東寺本(第二十四種)鎌倉本(第二十五種)には第十一卷に

寶鏡之事

としてあげたり、いづれも平家灌頂本にある叙巻と同文と認め、然るに百二十句本(第二十六種)はその第十一卷百七句百八句をつるぎの巻上下とせり、これ上の諸本の叙巻とはやゝ趣を異にして、寧ろ單行本の叙巻、前章附録第一の五六に似たり、されどもとにか

くに劔巻が平家物語の一部分たること争ふべからず。

大秘事の一たる宗論は正節譜録の目次に見ゆる外京師本第十二巻の目次にも見え又平家灌頂本第十巻の目次には高野之巻の次に宗論の目あれども本文には缺きたり。葉子七行本(二十八)には第十巻に之を載せ葉子十行本(三十)は目次にあぐることは灌頂本の如くなるが本文中には之を高野之巻の次に載せずして巻末に附載せり。その他一方系統の本に之を載せたるものなし。

八坂本(第廿一種)にては宗論は目録にも載せずされど中院本(第廿二種)には第十巻に

宗論之事

高野御幸之事

の二章をあげたり。如白本(第二十三種)には第十巻に

宗論并高野山地事

といふ章あり。東寺本(第二十四種)には第十巻に

宗論之事

としてあり。南都本(第二十七種)には第十一巻に

維盛高野参詣并宗論事

と題したる章中にあり。これ平家宗論(前章附録第一の二)と同じ文句なり。

南都異本(六十九)にはこの宗論の章中にある事實のうち高野御幸に關することのみ

を載せたり。

百二十句本第二十六種第六巻第五十六句ぎをんのねうごのうちにしんばうゑんまのちやうくつじやうの次にりうしやそうれいの事と題せる一目あり即ち流砂慈嶺の事の義にして内容全く宗論と同じ鎌倉本第二十五種第六巻には又慈心坊尊惠炎魔廳屈請事の次に

流砂慈嶺事

と題するものあり。次序及び題目まさに百二十句本と一致す。百二十句本鎌倉本以外の本には第十巻に高野参詣の話のついでに高野御幸の始めを説くさまに記するに、これは白河院高野御幸の事を説きて院の落胤たる清盛が高野大塔修理を企てけるも因縁淺からずとやうに説けるを異なりとす。これを以て見れば、その本来の在り所につきては異説ありといへども、平家の脱漏の巻なることには異見なきものといふべきなり。前章解題附録第一中にあげたる平家物語奥秘(一)は、これらを一括してあげたるなるべく覺ゆ、そのうちに小秘事なる

延喜聖代

大秘事なる

劔沙汰

鏡沙汰

をもあげたりその文句を前述の各句に對照するに延喜聖代「鏡沙汰」は上に述べたるものに同じく、鏡沙汰は平家灌頂本三十三以下の「鏡卷」に同じきものなり又その平家宗論(二)は即ちこの大秘事の一たる宗論を録せるものなるべし。

平家物語肝文の卷(前章附録第一の三)には「延喜聖代」鏡の沙汰「鏡の沙汰」宗論を載せたりその文句は大體平家物語奥秘(一)平家宗論(二)に同じきものなり。

之を以て考ふれば京師本の第十二卷の目次に「鏡宗論」をあげて本文には省けることの理由も知らる即ちこの本の傳にては秘事として單に名目のみに止めたるものなるべきこと明らかなり従つて飛鳥井本の別卷は即ちこれを録したるものなるべく、平家奥秘「平家宗論平家物語肝文の卷」なども杜撰のものにあらずして據るところあることなることを知り得るなり。

堀景山手書の平家語り本(十七)には小秘事三曲を附載せりその三曲は「祇園精舎」と「延喜聖代」と「善光寺炎上」を加へたるものなり上の二曲を小秘事とするは諸書に見るところなれど「善光寺炎上」を秘事とするは他に多く見ざるところにして、これまた一の異傳といふべきなり。

南葵文庫に太平樂亭平曲集成といふ寫本を藏すその序文の終りに文化乙丑九月の望觀山松田護孝毫を太平樂亭南窓のもとにふるふと署せるものなりそのうちに編入せる平家物語目録といへるものには

善光寺炎上

秘密句

と記せり又流菴舍雜書延享三年流菴舍榮良著のうちには次の如くいへることあり。

善光寺炎上は六道御往生まで濟て教ゆる平家也

これらによれば善光寺炎上を秘事とせるものは其の頃には存せしことも知られそれと同時に「秘事」といふものが灌頂卷の後に授けらるゝものなることを見るべし同じく流菴舍雜書中に

小秘事 祇園精舎 延喜聖代 外の傳受濟ての上に稽古するニ

小秘事にて外の傳受事は一部濟ての上の吟味仕廻其上の事ニ

とありこれらまた傳授又は秘事といふものの性質を考ふるの參考とするに足る。

第二節 大小秘事以外の脱漏

現に行はるゝ普通の平家物語は大小秘事の外にもなほ多少の脱漏あるべきこと京師本の第十二卷の目次を見ても知らるゝなり。

先その高倉院御願文といふものを研究せむ平家灌頂本三十三第五卷には薩摩守東國發向と「富士河」との中間に重而高倉院嚴島御幸の一章あり即ちこれなるべし覺一本の「一類第七類四部合戰狀本第八類」いづれもこれを載すその外の一系統の本にては載する事なし。

八坂本の一類第十一類には之を載せず。如白本第二十三種の第五卷には、嚴島御願文事と題して之を載せ、南都本(第二十三種)には第六卷に「新院嚴島御幸事」あれど、御願文の事は掲ぐることなし。鎌倉本(第二十五種)には第五卷の「新院伊土岐島御幸御願文」の章中に之を載す。百二十句本(第二十六種)には第五卷の第四十七句「平家とうごくげかうの章」の末に、その願文を載せたり。それらの文句は又平家奥秘(附録第一の「平家物語肝文」の卷(同上の二)にあげたる「願文」と略同じ。即ちこれまた平家物語中の一章なること明らかなり。平家奥秘には前述の外に「堂供養」の一章を載す。それに注して、「一ノ卷祇園精舎ノ次ニ入ル」とあり。平家物語肝文の卷にも亦「堂供養」の章を載す。その注文また似たり。この二種の「堂供養」を比較するに、文句略似たり。これによりてその源の一たることを知るを得。康豊本(二十五第一卷)殿上閣討の章中にこの事を載せ、如白本(五十七)には第一卷中に「祇園精舎鐘支井清盛公先祖夏」の次に「得長壽院供養事」の題目を掲げて之を載せたり。その外長門本(第九類)源平盛衰記(第十類)延慶本(第十五類)に載するのみなり。されば、これまた平家物語の一部分たることを推知しうるなり。

看聞御記永享四年十月廿八日の條に

城竹檢校兩三年不參之處目珍參遠江國此秋上洛之由申平家語得長壽院供養事
平家之秘事也仍無左右不語勸進之時猶不語而申有所思不可語之由仰然而押而
申初聽聞殊勝也秘事之段申時別而有祿物只今祿不事行之間追可被下之由仰左

明年春積塔可勸進之間爲勸進年内關東へ可下向之由申仍積塔之時可賜助成之
由仰畏申
とあり。又同御記永享八年閏五月一日の條に
城竹參平家令語德長壽院供養弘法大師宗論等語最秘事無左右不語所也此亭初
度平家申間別而語之神妙也
とあり。これによりて見れば、この「堂供養」も亦秘事として當時既に秘したりしことは明らかなり。而して、その記載事項より推すときは、宗論などと同じく秘せらるべきは自然の事なり。

草野本(二十)京師本(二十四)第六卷の末には、解題中にもいへる如く別に六枚の書足しありて、そのはじめに、

草野本にはト一
を下一とせるを異
なりとす。

平家六卷或本に國朝事あり惣一檢校語之也ト一檢校不語此間に有○同廿二日前右大

と見ゆ。惣一檢校とは源照派の祖なる竹永檢校惣一にして、後小松院御賞院惣一。之平家始賜紫と小山田與清の當道考中にある系圖に載せたる人なるべし。ト一檢校とは惣一の後なる牧一にやと思へども、明らかならず。玉一といふものも亦詳ならず。たゞこれによりて琵琶法師によりて或は語り或は語らぬものありしことを知るを得べし。

さてこゝに附載せる六枚にある文句は康豊本(第十二種)第六卷の末にも同じやうに載することは解題中にもいへり。たゞその平家六卷と題せる下にある注記の文字に少

しく異なる點あることは既に述べたる如し而してこの本は飛鳥井本と同様なること
その第五卷末にある彰考館識語にて知らるれば飛鳥井本にはこの増補ありしものと
いふべきなりこの増補によりて考ふことを得る點は飛鳥井本附録第二の一はたと
へ覺一本を寫したりとすともそは覺一本そのまゝにあらすして少くともこの増補あ
るものなりしなるべく思はる而してこの増補は必ず惣一檢校以後のものなるべきこ
と疑ふべからず或は飛鳥井雅綱卿の増補によるものならむも知るべからざるなり。

第六卷の末に之を載するもの以上の外に慶長本十九あり即ち卷末に「よこたかはら
のかつせん」の次に「くにつなのさ」と題してあげたり。たゞ異なるは全く第六卷のうち
のものなるかの如くにして平家六卷云々の注記なきことなりされどかくの如く卷末
に附することは即ち草野本京師本康豊本と同じ系統の本たることを考へうるなり。

さてこの増補によりて考へうることは同じ一方流といへども又派によりて語る事
語らぬ事の差別ありしが如く見ゆる事なり。さてこの邦綱卿薨去の事は州股合戦の條
中に掲げられど卿の經歷をば之に附載せざるが流布一方本の普通の形なり即ちこの
邦綱卿の事は當に載すべくばこの州股合戦の初めなる邦綱卿薨去の事につぎて掲ぐ
べきものなり今この事を本文中に掲げたる諸本を見るに皆然らざるなしその諸本と
は覺一本の第一類第七類四部合戦狀本(第八類八坂本の一類第十一類如白本第二十三種
鎌倉本第十三類南郡本第十四類)なり。

平家物語大秘書前章附録第二の四には國綱之沙汰を載せたりこれを秘事とするこ
とはこの書に見ゆるのみなりされど上に述べることくこれを普通の語り物以外に置
くことあるが上に流布本には除きたれば秘事として傳ふるものあるも亦宜なりとい
ふべし。

平家物語諸本に見えたるもの及び平家物語補闕と題して類聚したる諸本に見え
るものにつきての所見は上の如しなほ所見に及ばざる諸本を檢閲することを得ば更
に幾多の脱漏を發見することあらむも知られず。

第三節 灌頂の卷

流布本は第十二卷の末に灌頂の卷を附するを常とすこれが爲に平家物語の編次の
研究に多大の困難を與へ學者各見を立ててこの灌頂の卷の何の意義を以て特立せる
かを説明せり。こゝに研究上の自然の順序としてこの卷につきて檢覈を施すべし。

通常灌頂卷と稱するは

女院御出家

女院大原入

大原御幸

六道の沙汰

第三章 流布本平家物語の組織を論ず

女院御往生

の五章を含めるものなるが或は之を合せて、

小原入

小原御幸

六道

の三章とする飛鳥井本附録第二の一の如きあり、二章とするものには、

女院出家

大原入

とする草野本(二十)の如きあり、

大原御幸

女院往生

とする平家灌頂本(三十三)の如きあり、又京師本(二十四)の如く

大原御幸

の一章とするありこれらは章の數に多少の異同あれど内容は同一のものなり、

この灌頂卷はその章としての分け方及び題目につきては多少の異同ありと雖も内容は一なり然るに第二門の諸本は、この灌頂卷といふものを別卷として附載することなし、さてはこれを除きたりやと見るに然らず、即ちこれらの各章をば、各卷中然るべき

處に配置しあるなり第十一類乃至第十四類の諸本皆然り、そのうちにもこの方面の研究につきて最重きを置くべき價値あるものは八坂本と百二十句本となり、

八坂本(第二十一種)は流布本の灌頂卷中にあるべき

女院出家

をば第十一卷に、

女院大原入

以下をば第十二卷にそれ〴〵組入れたり、次にその目次の一部分をあぐ、第十一卷の終りの部分は

間時忠文沙汰鏡友に

◎女院の出家

副將之被斬

腰越

大臣殿被斬

にして第十二卷は次の如し、

重衛被斬

間大地震の沙汰

平大納言被流

◎女院之大原入

間參河守最後

土佐房夜討

吉野軍

間十郎藏人之沙汰

吉田大納言之沙汰

六代

長谷六代

間

◎大原御幸

◎六道

法性寺合戦

かくの如く配列せることは、記載事實の年代的順序(姑く平家物語に載する記事に基づいていふ、必ずしも正確なる史實に據らず)より見れば、寧ろ自然の事なりといふべし。

女院御出家

は第十一卷、第百六句、平家一もんだちわたしの句中にあり。

女院大原入御

は第十二卷、第百十五句、時忠能登下りの句中にあり、而してその大原御幸以下三章は第百十九句にあり、かの百二十句本終の三句即ち第百十八句、第百十九句、第百二十句の細目は正に次の如し。

百十八句

六だい

ほうちう六だいいけとらるゝ事

もんがく六はらへまゐらるゝ事

こひうけ六だい

六だいいせん大かくじへまゐらるゝ事

百十九句

おはら御幸

ほうわうと女ゑんと御さんくわいの事

六たうもんたう

りうぐうじやうのゆめみ

みういんしきよ

百二十句

だんせつ平家

へいじのかたうとちうせらるゝ事

よりともしきよ

もんがくるざい
六だいちうりく

これによりて見れば「おはら御幸」即ち灌頂の巻の後半にあたるものは第百十九句にありてその次に「だんせつ平家の一句を置けり普通の平家物語のさまにては第百二十句は第百十九句と位置を交換すべきものの如し。まかれども之を記載事項のしより見ればこの本の方妥當なるが如くに見ゆ。かの八坂本百二十句本共に語り本たる事明らかなるに、これらは上の如く灌頂巻を分立せしむることなし。

さてその他の諸本につきて見れば、中院本第二十二種は、第十一巻の終りに

内侍所御入洛并寶劔事

◎女院御出家の事

大臣殿の若君きられ給事

大臣殿父子誅せられ同大路を渡さるゝ事

とあり第十二巻は

本三位中將日野にて北方に對面の事

本三位中將きられ給事

大地震の事

源氏受領の事

平家の生虜流罪の事

◎女院吉田より寂光院へ入御の事

鎌倉右大將舍弟を誅せらるゝ事

土佐坊正俊判官の宿所によする事

判官没落の事

備前守行家誅せらるゝ事

六代御前の事

◎大原御幸の事

六代御前出家の事

右大將上洛事

法性寺合戦の事

文覺流罪の事

六代御前誅せらるゝ事

とありて大體上の二本に似たり。如白本(第二十三種)には第十二巻中に

土佐房上洛并被誅事

◎女院御出家事

北條四郎六萬騎上洛事

とあると、

六代御前事

◎小原行幸事

法皇崩御付御一期御政務

とあるとの一斑にて察することを得べし。南都本(第二十七種)にも亦第十二卷に八坂本と略同様な順序にて收めたり。この本の第十二卷は流布本の第十一卷の半頃内侍所都入以下を收めたること既に第一章に述べたる如し。東寺執行本(五十九)は第十一卷に内侍所之事

◎建禮門院御出家事

大臣殿副將對面之事

の如き順序にてあげ、第十二卷には

平大納言時忠卿流罪之事

信光以下六代流罪之事

◎建禮門院寂光院遷居之事

判官殿討手土佐房上洛之事

また

六代被召捕事

文學爲六代所望鎌倉下向之事

◎法皇小原御幸之事

爲大佛供養鎌倉殿上洛之事

平家末孫伊賀大夫知忠謀反之事

丹後侍從忠房被切事

文學上人流罪事

六代被誅事

にて終れり。又鎌倉本(第二十五種)には第十一卷末の方に

平大納言時忠義經取聲焼文共事

◎建禮門院吉田御坊入御事

◎同御出家事御戒師長樂寺阿闍上人

生虜内八歳副將殿被誅事

第十二卷には、

時忠能登國配流事

◎建禮門院大原寂光院御隱居事

爲義顯討手土佐房昌俊上洛事

とあると、

六代御前事

◎法皇奉爲女院御閑居寂寛大原御幸事

伊賀大夫知忠法性寺大路合戦事

とあるとにてその位置をさとりしこの本また

六代御前于時三被誅之後一家一門迹絶事

にて終れるなり延慶本第十五類にては卷第六本に

廿一平氏生虜共入洛事

◎廿二建禮門院吉田へ入せ給事

廿三頼朝從二位し給事

廿四内侍所温明殿入せ給事

廿五内侍所由來事

廿六時忠卿判官ヲ聲ニ取事

◎廿七建禮門院御出家事

廿八重衡卿北方事

とある如き順序にして全部卅九項あり卷第六末には

一大地振オヒタ、シキ事

二天台山七寶ノ塔婆事

◎三建禮門院御出家事

四東大寺供養事

五源氏六人ニ勸賞被行事

六平家生虜共被流事

◎七建禮門院小原へ移給事

廿四六代御前高野熊野へ詣給事

◎廿五建禮門院之事

◎廿六法皇小原へ御幸成事

◎廿七建禮門院法性寺ニ終給事

とありすべてこれらの灌頂巻を分立せざる諸本は大抵六代御前の誅せられて平家の
正統断絶する事にて終れりたゞ延慶本のみは

廿八六代御前被誅事

廿九法皇崩御事

四十右大将頼朝果報目出事

にて終れるを異なりとす

灌頂巻を分立せるものは第一類第二類第三類の一方本第四類第五類第六類第七類
第八類の一方系統古寫本これなり長門本も亦最終の巻を灌頂巻と名づけ、

寂光院舊屋事又は單に寂光院

と下に注記せる本あり源平盛衰記は灌頂卷の名を附せずといへどもその第四十八卷は即ちまさしく灌頂卷たるなり

こゝに余は灌頂卷は昔者の平曲を語る上に於て如何に取扱はれたるかを研究すべき必要を感ず古事類苑樂舞部十一に引ける平家正節に曰く

右此灌頂卷者官僧平曲之中次大小二曲之奥秘凡不一部之章句曲節暗語之者狠不許傳授仍而此書爲家藏最不出窓外者也

この文中に「大小二曲之奥秘」といへるは即ち大秘事小秘事の二をいへるにて曲數の二なることにあらざるべしさてはこの灌頂の卷は大秘事小秘事の次に貴重すべきものにして練熟の功を積みたるものにあらずば傳授せらるべからぬものなるを見るべく従つて普通の所謂一部平家のうちにては最も重んずべきものなるは明らかなり。

今平家正節の組織を考ふるに解題にも略述せる如くその各卷に載するところは往々類似の性質を有するものを聚めて各一團とせることあるが如しその最も著しき例をあぐれば十七卷上下は讀物といふ木口書せるものなるが上冊には

八島院宣 康頼祝詞 木曾願書
文學勸進帳 腰越 請文

下冊には

南都牒狀 木曾山門牒狀 山門返牒
同返牒 南都返牒 平家連署願書

伊豆院宣 朝敵揃 源氏揃 公卿揃

を收めたり。その他十六卷上冊には
三艸勢揃 大衆揃

その下冊には
三井寺炎上 清水炎上 奈良炎上
内裡炎上 善光寺炎上

を收めたる如きは最も人の目につく聚め方なり。上に引ける南英文庫藏平家物語語本零本第一卷の末に次の如き分類を施して記載せるものを見る

讀物十三句
八島院宣 請文 康頼祝 木曾願書
山門牒狀 南都牒狀 南都返狀 勸進狀
木曾山門牒狀 木曾山門返狀 平家連署願書
腰越 伊豆院宣

炎上五句

清水炎上

内裡炎上

善光寺炎上

三井寺炎上

奈良炎上

楠物五句

公卿楠

源氏楠

大衆楠

朝敵楠

三草勢楠

五句物

都遷

高野卷

大塔建立

城南離宮

玄昉

灌頂五句

女院御出家

大原入御

大原御幸

六道

御往生

小秘事

祇園精舎

延喜聖代

大秘事

鏡之卷

鏡之卷

衆論

長物七句

一妓王

二六代

三法住寺

四有王島下り

五小宰相

六小督

七座主流

今これを以てこの正節の分類法に照すときは殆ど一致することを見るべし。さてこの類聚方法を各巻につきては推定するを得としても全部を通じての正節の

結構はなほ別に考ふべき餘地あり正節全部を通じて單に類聚せるのみのもつと見るときはその推定は事實に一致せぬ事を發見するなりたとへば先にあげし要集によれば少くとも祝言、修羅、讀物、愁嘆、つねの語物の種類を見ることが得べく、又同書に

ソノ中ニヲイテ心ヲイタシテタツトクシニセウナル所ヲハ我モ隨喜ノ思ヲナスヤウニ捨庭ナトヲハ我ト文義ヲナスヤウニ軍場ヲハ我ト合戦スルヤウニ哀ナル所ヲハ我モ袖ヲウルヲスヤウニ戀慕サタセル所ヲハ我モ心ノウカル、ヤウニ狂言ニカ、ル所ヲハ我モヲカシク覺ルヤウニ只イツカタヲモ似ツカワシク語リナセルヲ云々、

これは一句のうちの語り方にも關するが如しといへども、まかも句の種類としてもなほ上にいへるものに増加しうべきものあるを覺ゆ、今試にこれらの目により正節の卷別を檢せむに十五卷の上冊は

頸渡 内裏女房 三日月氏

にて皆所謂哀れなるものなり、その下冊に收めたる

勝浦合戦 志度合戦 遠矢

は修羅又は軍場といふべきものにして

一門大路被渡 副將被斬 大臣殿誅罰

は又所謂哀れなるものゝ部類なり、たゞ一門大路被渡と副將被斬との間に

平大納言文沙汰

のあるは不審なれど、こは平家本文の順序によりて三句一連として取りたるものなるべし。

かくして考ふるに正節の類聚の目的は、前にいへる同種のものを一冊づつにしたるとは少しく趣を異にせるを見る。

更に十四卷に溯れば先上冊の初に

小朝拜

ありて、次に修羅又は軍場といふべきものを上冊と下冊とにわたりて連ねあぐること下の如く

河原合戦

樋口被斬

六ヶ度合戦

一二ノ馳

(上冊)

坂落

盛俊最後

重衡生捕 (下冊)

にして最後に、哀傷と見るべき

小宰相

をあげたり

以上によりて見來れば、かの類聚も單に同類の句を一にしたるにあらすして他に理由あるべきを想像せざるべからず而して、こは上の卷に溯るに従ひて句の數一定する

に至り、二卷より十卷までは句數上冊下冊共に六句づつ各冊に含まるゝ句の性質は雜駁になりて一冊一冊各一の統合的組織になれるにあらすやと思はる、たとへば、

一卷上

一卷下

二卷上

二卷下

鱈

竹生島

殿上闇討

青山沙汰

卒都婆流

宇佐行幸

蘇武

鎌倉院宣

無紋の太刀

生喰

足摺

敦盛最後

嚴島還御

海道下

鶴

横笛

月見

那須與市

文覺荒行

鷄合

紅葉

土佐房被斬

祇園女御

泊瀬六代

の如し、これらを以て考ふるにこの正節の大體の組織が普通の語り物、次に小秘事即ち間物をあげてその外に大秘事を置けるが如くに、普通の語り物たる十八卷の順序も同一の徑路にて始めに習ふべきものより次第して進むにつれて授くべきものをあげたるものなるべきなり、この組織をとれるものとして考ふるときは、一巻より二卷に三卷四卷と次第に進行するさまも領會せらるゝなり。

こゝに上述の見地に立つときは、終の十八卷の上には南葵文庫の平家物語語本、本に所謂五句物たる興味索然たるべき

大塔建立

高野卷

元妨

城南離宮

を置きたることも亦理會し得らるゝと共に灌頂卷を第十八冊の下として最後に置きたる真意も自ら知らるべし。而してこの順序は明らかにかの語本零本の順序に合す。こゝに於て上にあげたる平家正節に凡不一部之章句曲節暗語之者猥不許傳授といひ又右此灌頂卷者旨僧平曲之中次大小二曲之奧秘といへることは即ちそが貴すべき卷なりとの意味を以て平曲授受の際の灌頂の卷としたるものなるや明らかなり。余が推測の當否は更に平曲を語る人々の説によりても判せらるべし。史學雜誌第十二編第六號に山田安榮氏が合田檢校春悦より聞き得たる平家琵琶に關する談話を載すそのうちに

第十七冊上下に讀
第十冊上載せし
八冊上載せし
下載せし
相違するものあり

平家物語一部を分段して二百齣となし三度に免許を與ふる定めにて初めは五十齣中は百齣末は五十齣完成或は勸請といひ初五十齣の内二十齣までを語り句と稱へて毎齣彈奏せず。の五十齣を祝詞節讀物の免許といひ中百齣を都移しの節といひ最後の完成を小原御幸の節といふ皆免許を得る節奏の名稱なり。この説明かの正節につきて當るか否かを檢せん先に先句數に於いて合せずかの正節は千邨諸成の跋に

平曲之爲數百九十三齣

といへるを以てなり次に讀物は第十七卷上下にあり都移しは第十八卷上冊の終にあ

り、小原御幸は即ち灌頂の卷にして第十八卷下冊之にあたるされば正節の卷々の順序は單に傳授の前後にのみよれるものにもあらざるが如し。されど、そが小原御幸を以て最終とせることは一致せり特に注意すべきは末の五十齣を完成或は勸請といふことなり。かの灌頂卷はこの完成か勸請か灌頂かいづれを正しとすべきか決し難きが如しされど余はなほ古來の説の如く灌頂なるべきを信す

灌頂とは何か密宗の語なり。然らば密宗の灌頂が如何にして平家物語に用ゐらるゝに至りしぞこの點の講究は灌頂の卷といふものゝ性質を解せむには甚だ重要なものなり。今この由を解決せむが爲に灌頂の卷といふものが文學としての平家物語に附せられたる名なるか將音曲としての平家物語に附せられたる名なるかを先決問題として提出せざるべからず。

余は上に引ける平家正節の奥書に

右此灌頂卷者旨僧平曲之中次大小二小曲之奧秘云々

とあるによりてこの灌頂は明に音曲としての平家物語に附せられたる名目なるを信す。さては灌頂といふ語は本源は密宗にありとするも音曲の方に轉用せられたるものなるべきは想見すべし。音曲の方に用ゐたるものとするときは即ちそが秘決傳授の意義なりといはざるべからず按ずるに歌舞品自卷之五上に

灌頂 凡灌頂トハ密家秘法ノ名目ニシテソレガ樂曲ノ秘曲ニ假リ用ヒシ者ナリ樂

家録季音記曰樂曲有謂一也指樂曲至極之秘曲謂之則萬秋樂也注此曲雖非大曲而準于大曲故以此曲爲一又云一說曰一者非萬秋樂以荒序爲一安倍朝臣季尙先生曰今按兩說以萬秋樂爲一者有其理乎如何者一者今佛氏之修法也舊所謂萬秋樂者本天竺之樂而配佛說曲也成此說則以之爲一不可疑乎又當時樂工一者固若狹守廣賴曰古者以四箇大曲皆傳授號爲一然皇帝剛亂旋二曲者講傳而已其傳斷絕故今以萬秋樂爲一以之爲秘曲至極也云○絲竹口傳等ノ一トハ極ル一也ソレハ前ニ沙汰シタル三ノ調ナリ比巴ニハ三曲ナリト今按スルニ等ニハ水調雙調攝合由賀見調子比巴ニハ啄木流泉楊真操ナリ

と見え嘉曆二年三月十日に天王寺の俊鏡が記せる絲竹口傳には

樂ノ中ニ四ヶノ大事ト云ハ蘇合万秋樂皇帝剛亂旋是也其餘ノ秘事ト云ハコレダニモ傳ヌレバ皆許スモノ也構テ是迄ト思ベシ右ノ拍樂ノ大事共ニモ是等ヲ彈ツレバ教ユル也等ノ灌頂ト云ハ極ル事也ソレハ前ニサタシツル三ツノ調也比巴ニハ三曲也等ノ具足ニ秘スル名ドコロアリ人多ク是ヲシラズ
絃管秘曲

笛ノ秘書ニハ皇帝剛亂旋獅子荒序以上四ノ秘曲也此中ニ獅子ヲ以テ最秘事トス笙秘曲ニハ平調ノ入調太食調ノ入調箏篋ニハ臨調子小調子琵琶ニハ石上流泉啄木楊真操是ヲ胡渭州ノ三曲トハ云也等ニハ授調山加見調子千金調子是等ヲ京

秘スル也

と見えたり以て音樂上に灌頂といふ事の存することを見るべし。思ふに平家物語の灌頂の巻といふものもこの樂曲其の他と同じ趣意にて設けたるものにして音曲傳授上の名目なるべし然りとすれば灌頂の巻は即ち秘曲の儀にして之を授くるはその業の完成を證明することの義なるべしかの合田春悦が完成といひたるも意義に於ては一致する點なきにあらずされどこはいづこまでも灌頂にして密家の灌頂にならひしものなるべし

佛家の灌頂の儀式方法はこゝに要なしその意義を尋ぬるに秘藏記に曰はく

灌者諸佛大悲頂者最上儀菩薩初地乃至等覺究竟遷妙覺時諸佛以大悲水灌頂即自行圓滿得證佛果是頂義也諸佛大悲是灌義也

と灌頂は我國真言宗にては密法傳頂又授職灌頂と云ふ此の灌頂を受けしものは阿闍梨と稱し人に向て灌頂するを得之を灌頂の師といへりこれに準じていふ時は平家物語の灌頂巻はその業の完成を表して秘法を授くる義にして即ち之によりて一個の平曲家として獨立しうるを表明するものたらざればからず即ち傳法灌頂又は授職灌頂に類せる意義のものたるべきなりこれを以て見れば正節の丹波敬中ノ序に

從寺尼而學之三年業成末授大小秘而寺尼既歸道山

といへる業成の意義昭々乎として明らかなりこの故に余はこの灌頂の巻は授職灌頂

又は傳法灌頂の意義にて別に最後に置きたるものなるを知り得たりと公言す。

然るに近來この灌頂は傳法灌頂にあらずして結縁灌頂なるべしと説き淨土教説教文學たる特質を最もよくあらはしたるものはこの卷にして、同時に平家物語の全部の縮圖なりなど説けるものありこの説や、理由あるが如くに見ゆといへども平家全體の組織を上述の如く研究し來るときは、それは全く一種の臆説にして、正鶴を失したるものたるや論なし、若し之を論者の所謂結縁灌頂なりとする時は何が故に之をのみ結縁灌頂なりといふべきか、その淨土往生をすゝめたるは妓王、少將、都賀、燈籠、小宰相、戒文、横笛、維盛などもみな淨土往生をすゝむるものにあらずや、何を以てこの小原御幸等のみ結縁灌頂なりとして特にあぐるを必要とせむや。

愚按するに、この灌頂卷をまかく神秘的に説かむと欲するものは、この卷の平家物語の末尾に置かれたることの理由をば文學としての方面より説明せむと試みて、その解決の得られざるによりて遂に上の如き説を生せしものなるべし、さるにでもいふか、きは文學史家の態度なり、昔源氏物語の流行盛なりし時にこれを佛教に附會して解釋せむとしたるもの、儒教を以て説明せむとしたるものなどありて滔々たる俗流大抵かゝる潮流を脱し得ざりしに本居宣長出でて之を排撃したるもの、あはれをあらはせるなりといへるによりてはじめて真意知らるゝに至りしにて、今の文學史を論ずるほどのもの誰もく、皆その達識を稱讚して之を奉ずるものなるに、平家物語に至りては

忽ち淨土往生思想を鼓吹する爲のものなり、説教文學なりと如何にも深き真理にでも含みたらむが如くにいひなせるは抑、如何なる理由ぞ、時代思想の影響として自然にここに至れるは誰か之を否定すべき、されど之を以て作者の目的なり精神なりなど説くに至つては文學としての價値を減殺して、佛教の手段たるかの如くに説きなせるものにして、源氏物語を天台六十卷に擬し且之を以て因果の理を示したるものなりといへる説と殆んど伯仲せりといふべし。

今若し更に、數歩を譲りて、灌頂の卷をば音曲としての平家物語に與へられたる名目にあらずして文學としての平家物語に與へられたる名目とせむか、この時にも、その灌頂の意義は即ち秘密傳授の義なるべきなり。

平家物語の成立せる時は明示すること難しといへども、鎌倉幕府時代の中葉以前なるべきは疑ふべからざるところなり、この頃より文學藝術共に秘事口授などいふものを盛んに唱ふるに至りたれば、平家物語が文學として何等か深奥の意義あるものとして、その奥秘は即ち灌頂の卷といふ如き名を以て傳授せらるべきは當時の狀況より推せば論及することを得、當時歌道の如きは最も秘事秘傳の貴ばるゝこと盛にして、濫に之を傳授せざりしは明らかなり、而その秘事秘傳も亦いつしか灌頂の名目を以て傳授せらるるに至りしなり、古事類苑に有柄川家系を引きて次の文を載す。

(有柄川家系職仁親王略○中)

寶曆十年二月十九日主上ニ歌道灌頂御相傳
鹽尻卷之十に次の如きことをいへり。

○古今灌頂至極血脈書といへる書古今秘傳口決など多く書のせはへる伊勢物
かたり灌頂書と同じく妄誕なり云々
同書卷之十四には

○歌道眞灌頂曰和歌の五句は則ち五智と云々見和歌
六義次第

(中略)
信景按するに中世歌人者流浮屠に迷ひかゝる妄誕率附して秘決とし傳授と
す云々

即ち歌道にも亦灌頂ありて、そは秘事を傳ふるの義なる事を知るなり今之によりて考
ふれば樂家の灌頂も歌道の灌頂も其の精神は一なること明らかなり。

これを以て見れば文學としての灌頂もまさしく奥秘を授くる儀にして、業の完成の
意を以て傳ふるものなるべきなり然れども、こゝに顧みるべきは、余は未だ曾て文學と
しての平家物語の傳授ありといふ事をきかず若し文學としての灌頂ならば、その講義
などに過ぎざるべきも、これもあるべくもあらず、さればまさしく音曲としての傳授の
上に行はれたる名目なるべきなり、平家物語抄卷之十二に
平家物語灌頂卷

補按ニ華嚴經等ニ轉輪王四大海水ヲ汲テ頂ニ灌ク事アリ釋徒此ニ依テ宗學ノ
秘要ヲ授受スルヲ灌頂ト稱ス女院ノ劇染シテ世ヲ道レ上皇ニ對シテ六道ヲ談シ
崩殞ノ時作佛ノ祥アルヲ以テ此物語ノ肝要トス故ニ灌頂ト名クルナルベシ

とみゆ、この補は藤原定俊の注なり、この説文學としての灌頂の意義に説きなせるやう
なれどさりともし解すべからずたゞ漠然と説を下せるにすぎず余はすべて秘事與説と
あるは必ず師資相承の上に於ける名目なるより推して平家物語に於ける灌頂卷及大
小秘事と稱するものは皆音曲としての平家に就いての事なるべきを信す

さてかくの如くにして灌頂の卷の分立せる理由は明らかになれり、さればこの卷本
來の位置は如何といふ問題生ず

余は之をかの中院本の如くに、その女院御出家は卷第十一「平大納言文の沙汰の前後
に、大原入御は卷十二「平大納言被流の次に、大原御幸以下三章は、泊瀬六代の次に載せ而
して、卷末は、六代被斬に終るべきものと信す、これ平家の盛衰を叙するものとして、自
然の順序にして遂に第一卷の冒頭に照應するものなればなり

これにつきて参考とするに足るべきは、四部合戦狀本(第八類)なり、その第十一卷には
流布本に、一門大路被渡と題せる章及び平大納言文沙汰と題する章に該當する事を記
載せる中間に、建禮門院東山吉田なる奈良法師の住み荒したる坊に入らせましますこ
とを叙す、その文句は灌頂卷の第一章女院御出家の首章に同一なり、天下の女院御落飾

の事實は、平大納言文沙汰に該當する記事の次に載すその文句も、眞字書假名書の差こそあれ、全然同一なり。

次に大原入御は如何といふに、卷第十二のうちに、七月九日大地震の事の後に、建禮門院吉田の御住居の荒れたるさまを叙す、その文即ちこの章の首の部分に一致す而して流布本の平大納言被流の章に該當する事實を記載せる次に、次の如き文を載す。

同二十八日建禮門院在大原奥寂光院云處、候女房尋出申喜渡渡御在

とありて大略に止めたり。蓋しその委曲の事は灌頂卷に移したるもの、如し。

さてその灌頂卷には先第十二卷裏書なる由をいひ、第一に吉田入御大原入御を略叙して大原御幸以下を詳説す、即ち流布本の「大原御幸以下に殆ど一致すこれを以て察するに灌頂卷はもと大原御幸以下を以てせしが漸後に至るにしたがひて大原入御をも女院御出家をも吉田入御をも集めて一括するに至りしものならむか。

源平盛衰記につきて檢すれば、一層面白き事實を發見すべし、即ち吉田入御は卷第四十四の

大臣殿舍人附女院移吉田並頼朝叙二位事

のうちに見え、女院御出家は同卷頼朝義經中惡付屋島内府副將亡事の次に

女院出家付忠清入道被切事

と見え、卷四十五には内大臣關東下向云々の次に

女院御徒然付大臣頼朝問答事

見ゆ、これ即ち大原入御の章のはじめに叙せる事實なり、次に卷第四十六「時忠流罪等の事を叙せる次の項に

女院入寂光院事

とあり、まかるに、黒河本の附冊即ち流布本の卷第四十八即ち平家物語の灌頂卷に相當する卷には再

女院吉田御住居同御出家事

大臣父子自鎌倉上洛付女院寂光院入御事

の目を置きて、同じ事を繰りかへせり、大臣父子自鎌倉上洛の事はその事實を叙せるにあらず、女院の傳へき給へる由にいへるものなれば、これは二重になれりとはいふべからず、事實も文句も僅少の差異を除きて考ふれば、同一のものといふべきさまなり、かくの如き事は灌頂卷の性質を明らかにするにつきては有力の憑據となるべきものにして、平家物語はた源平盛衰記の體裁を考究するもの、漫然觀過すべからざる重大なる點なりとす。

長門本もまた大體源平盛衰記に似たり、これ亦注意すべきことにして、この二種の本の成立時期を考定するには、大切なる研究事項に屬するものなりとす。

第四節 劔の巻

單行本劔の巻は或は平家物語の一部分なりといひ、或は然らずといひ、種々の説あるなり、これにつきて梅園日記卷之五に詳説あり、次に引くべし。

劔巻七

参考太平記凡例に印本今行于世者首有劔巻、活字古本及九部、異本並無管於南都得劔巻舊本題云平家物語劔巻、蓋劔巻元當附平家物語而近來誤附太平記耳とあり、又屋池輪池翁所藏古寫本平家物語に亦劔巻を附したり、されば平家物語に附すべき事論なきに似たり、然るに承應二年開板の單行本劔巻三卷有を見しに、卷首につるまのまきと題してあひたゞに繪あり、按に新増書目録に劔巻三巻とあり、今考るにも繪巻物にて平家物語にもまた附したる物にはあらで各別なる書なるべし、いかといふに平家物語と劔巻と抵牾する事あり。

劔巻云同じき二年元二月十一日に又平家せめわたらんとてわたなへかかさきにて船そろへをしける時九郎判官梶原とふねにさかろたてうたてしのこうろんしてなかふわになりけり、此事を平家物語には同十六日按に元二月渡邊福島兩所にてそろへたりける船ともつな既にとかんとす云とありて日もあはず劔の巻に又云、されども義経は大風にも恐れずしてむつかに船五十艘にとりのつて五十よきにてはせわたる、平家物語には只五艘出てぞ走りけるとありて船の數

たがへり、劔の巻に又云、義経は平家のいけとりともあひぐして關東へ下向ありけるが梶原が讒言によつて腰越に關をすゑて鎌倉へはいれられず、平家物語には金洗澤に關居て大臣殿父子うけとり奉りてそれより判官をば腰越へおいかさる、その上平家物語に附すべくは小鳥拔丸母子九等の平家の太刀をこそ載すべきを載ずして源氏の太刀のみをあげたるにても別なる書なること明らむべし。

この説によればこの劔の巻は平家物語の一部にはあらずして別のものなるが如くに見ゆ。

さて前に引ける承應二年開板の單行本とは前章附録第一の五に解題したるものにして、それは平家物語劔の巻と題するものにして源平盛衰記太平記等の卷首に附載せる劔の巻又古本劔巻(前章附録第一の六と同様の文句を具せることは既に述べたところなり)なり、而してその劔の巻といふものは百二十句本第二十六種(第十一冊第七百七句第百八句にある)つるまのまき上下と殆ど同じものなることも既に述べたところなり、平出氏の近古小説解題には、この承應板のつるまのまきにつきて平家物語劔巻幸若舞草子劔讚嘆などよりいでたるものかといへるはいふかし、何となれば世に平家物語劔巻と稱するものは、即ちこの承應板つるまのまきにして、たゞそが他書に附載せらるゝか單行本なるかの差あるにすぎずして全く同一物なればなり、この故にその平家物語劔巻と稱するものが、普通にいふものと異なるか如何と檢するに、劔讚嘆の解題の注

に

白河法皇たつはらの姫をけうしん房に嫁せしめたまひ、爲義これを快しとせざる
ことあれど略す、このこと平家物語劔巻にも見ゆ

とあり、この事は、前述の「つるぎのまき」に見ゆることはいふまでもなければ、
本及びその一類第六類(第一本及びその一類第七類)四部合戦狀本(第八類)中院本第二十
二種如白本及びその一類第十二類鎌倉本第二十五種(南都本)第十四類(平家物語奥秘附
録第一の一平家物語肝文の巻)附録第一の三に見ゆる劔の巻にはなき文なり、この故に
近古小説解題にあげたる承應板の「つるぎのまき」は即ち平家物語劔巻にして、これを平
家物語劔巻より出でたるものかといへるは自語相違の過ありといふべきのみ。

述者は、この單行本「つるぎの巻」即ち源平盛衰記太平記などにも附載せらるゝ劔の巻
が即ち平家物語の劔の巻たることを一應は肯定すといへども、まかも、なほ説あり、之を
以て直ちに平家物語の一部分なりとは速了しうべきにあらずと主張す

先この「つるぎの巻」の記載事項は平家物語本文の記載事項と矛盾することは梅園日
記に明らかなるのみならず、粗同一の内容を有せる百二十句本の「つるぎの巻」と組織の
上に差異あるを以て、なほ種々の點につきて研究すべき餘地ありと思ふ。

先百二十句本とこの「つるぎの巻」との組織上の差異を次に比較して示さむ。
單行本には冒頭に

沛公者傳貴坊之屬鏖切白蛇之靈得天帝出名始皇者取荆軻之匕首斷燕使之命全
聖明出運凡白髮黃鉞之德弓馬矢石之勢五戈之計四義之品皆是治國之術保位之基
也尤可被賞勳者刀劔之類也

とあり、こは古本劔巻(前章附録第一の六)には載せぬものなれば後に加へしものにして
所謂序の詞たるべきものと思はる、次々の記載事項を次第によりて列挙すれば左の如
し(上に書ける數字は後に参照の必要ある故に、便宜加へたるなり)

- 14 鬚切膝丸の由來
- 15 宇治橋姫の譚
- 16 綱鬼の腕を斬る事及び鬼丸の事
- 17 頼光瘧病の事及び蜘蛛切の事
- 18 頼義朝臣の事及び宗任の譚
- 19 義家朝臣の事
- 20 爲義の事
- 21 爲義の娘熊野別當教眞の妻となる事
- 22 熊野別當教眞爲義に御方し吼丸を傳ふる事
- 23 小鳥友切の事
- 24 保元合戦の事

- 25 平治合戦の事及び義朝の事
 - 26 頼朝鬚切を熱田社に納むる事
 - 27 頼朝流さるゝ事
 - 28 頼朝兵を起し鬚切を申出して帯する事
 - 29 義經の生立頼朝に對面する事
 - 30 木曾義仲の事
 - 31 熊野別當湛増源氏に黨し義經に吼丸を與ふる事義經吼丸を薄縁と改名す
一の谷の合戦
 - 逆櫓の口論、屋島の燒打等
 - 32 寶劔の亡失
- 以上を今假に前編と名づく、次には先づ
抑帝王の御寶に神懸寶劔内侍所として三つあり
とかき出して、次々の事項を記述せり。
- 神懸の事
 - 4 天神七代の譚
 - 5 日神月神蛭子素盞鳴尊の譚
- 第六天の魔王の事

姑く以上を上段とし、次を下段とす。

- 1 寶劔の事
 - 2 天の叢雲の劔の事
 - 3 天のはゝ切の劔の事
 - 6 素盞鳴尊大蛇を斬りて天叢雲劔を得たまふ事
 - 7 素盞鳴尊稻田姫を娶る事神寶を天照大神に奉る事
鏡の事
 - 8 崇神天皇鏡劔を模造せらるゝ事
 - 9 日本武尊の東征及び草薙劔の由來
 - 10 日本武尊失せ給ふ事及び白鳥となりたまふ事
 - 11 熱田大明神の由來
 - 12 新羅沙門道行神劔を盗まんとせし事
 - 13 寶劔海に沈む事
- 以上を假に中編となづく、次は
- 義經屢越驛の事
 - 33 義經薄縁を箱根權現に納むる事
 - 土佐房昌俊被討事

義經の滅亡の事

34 曾我兄弟仇を討つ時薄緑即膝丸を持ちたりける事

35 巖切膝丸鎌倉殿に納まる事

なり今これを假に後編とす。

百二十句本の目次は次の如し。

百七句 つるきのまき上

天ちかいひやく

そさのを大じやをきらるゝ事

葦なきのおこり

あつたのおこり

百八句 つるきのまき下

わたなへの源四郎つなおにきる事

あへのさだたうむねたうせいばつ事

ともきりのおこり

そが夜うち事

その上のはじめにはかの序の詞といふものなく直ちに

神代よりつたはれる二つのれいけんあり

とかきはじめて前にいへる中編の下段のはじめに當る部分より書き出せり即ちそのはじめにあたる「1」「2」に當る部分を記し列ね、少しく文句事實に相違あり次に上段として名づけたるうちの「4」「5」にあたる事項をあげ、更に下段の素盞鳴尊の譚にうつりて「6」「7」にあたる事項をあげ次に鏡の事を除きてその他の「8」より「13」までの事項を記述す。

以上を以て百七句即ちつるきのまき上を終へ、百八句即ちつるきのまき下は

源家に二つのつるきありひざ丸ひびきりと申けり

とかきはじめて上に前編と名づけたる部分をかきつらねたり、その「14」より「28」まで文章も事實も略同じけれど、29より32にあたる部分は甚だしく省略せるさまなり、さてその次には下編にあたる部のうち「33」「34」「35」を書きそへて以て文の終りとせるさまなり。

さて單行本にありて、百二十句本になき部分を通覽するに

一の谷合戦

逆櫓の口論屋島の焼打等

神璽の事

第六天の魔王の事

鏡の事

義經腰越驛の事

土佐房昌俊討たる事
義經滅亡の事

にして、みな寶劔には直接に關係のなき事ともなるのみならず、その組織を考ふるときは單行本のはじめは平家物語として連絡甚だ唐突なりといふべきさまなり、これらによりて考ふるときは、單行本はそを單行の物語とするが爲に、事項を増加し、組織を更へたるものなるべきこと明らかなり。

次にその單行本を以て葉子七行本の一類以下四部合戦狀本第六、第七、第八類、中院本(第二十二種)如白本の一類、第十二類、鎌倉本(第二十五種)南都本第十四類、平家奥秘(附録第一の一)平家物語肝文の卷附録第一の三に至る諸本の劔の卷に比較するに、甚だしき差異あり、即ちその前編と假に名づけたる部分は全くなくして、中編の下段にあたる部分をのみあげたり、そのうちにも、鏡の事はなし、即ち1[2]3[6]7[9]10[11]12を以てその一齣を組織したるさまなり、事實文句に多少の異同ありといへども、大體は同一のものといふべし。

又之をかの百二十句本所載のつるぎのまきに比するに、その下にあたる部分は全くなくして、その上のうちにも、天ちかいひやくを除きたるさまなり。

茲に於て考ふるに、平家物語に劔卷ありと定め、その劔卷本來の姿を具したるものは何かといふ時は、必ず先、葉子七行本以下にある劔卷、即ち平家奥秘、平家肝文の卷に收め

たるものを以て擬せざるべからざるなり。

さらば百二十句中のつるぎの巻は如何といふに、これには、かの梅園日記に平家物語と概稱せりといへる事實は皆載することなきなり。

以上を以ていへば、平家物語の劔の巻は始は、葉子七行本等の如きものなりしが、次第に増補して百二十句本に見ゆるが如くなりしなるべく、次にその百二十句本に見ゆるが如きさまになりしものを單行本として傳ふるに至りて、組織をかへ、事實を加ふるに至り、こゝに古本劔卷の如きもの生じ、一層増補して流布の劔卷となり、後には平家物語とは全く別のもの如くなりて、本原の平家物語と矛盾するが如き事項を書き加ふるに至りしものなるべし。そは何を基として増加せしかは未だ明らかならず、但し、百二十句本も單行本も共に曾我兄弟の事を載するが如きは、一考の値ある事項たり。

平家物語補闕劔卷附録第一の八が本來のものにあらずして、後人の新に撰せしものなるは今いふを要せず。

第五節 平家物語編次の略考

以上繰述せるところを綜合して省略せられざる平家物語の編次を假に推定することとを試みむとす、而してそは先、流布本を基として説を立つべし。

第一卷には康豊本(第十二種)如白本(第二十三種)によれば、祇園精舎の次に

堂供養

の一章あるべき筈なり第二卷第三卷第四卷は大體異なることなし。

第五卷は朝敵揃の次に

延喜聖代

の一章あるべきこと京師本(二十四)中院本(二十二)種鎌倉本(二十五)種百二十七句本(二十六)種の如くなるべく又富士川の前に

重而高倉院殿島御幸

の一章を置くこと覺一本の類第七類四部合戦狀本(第八類如白本の類第十二類鎌倉本の類第十三類)の如くなるべきなり、これ即ち願文の含まれてある一章なり。

第六卷には草野本京師本康豊本の追加にある如く

邦網死去

の一條をば洲股合戦の上に加ふべきなり、これ即ち覺一本の類第七類四部合戦狀本(第八類八坂本の類第十類)如白本の類第十二類鎌倉本の類第十三類(南都本第十四類)にも存するものなり第七卷第八卷第九卷は異なることなし。

第十卷は高野の卷の次に

宗論

の一章あること灌頂本の目次の如く又葉子七行本(二十八)吉澤本(二十九)中院本(二十

二種如白本の類第十二類南都本(第十四類)の如くなるべし。

第十一卷には葉子七行本(第十四類)覺一本の類第七類四部合戦狀本(第八類)中院本

第十二類如白本の類第十二類鎌倉本(二十五種)にある如くに内侍所部入の次に

劍

の一章あるべく第四類の諸本、葉子七行本の類第六類覺一本の類第七類四部合戦狀本(第八類)中院本(二十二種)如白本の類第十二類鎌倉本(二十五種)の如くに、大臣殿被渡の次に

鏡

の一章あるべきなり。

普通の本に所謂灌頂卷は大體に於いてこれを分ちて、女院御出家は卷第十一、平大納言文の沙汰の次に大原入御は卷第十二、平大納言被流の次に大原入御以下三章は泊瀬六代と六代被斬との中間にあるべきこと既に述べたるところなり。

以上は諸本を綜合参照しての論なり、平家物語本來の面目につきてはなほ下章にて説くところあるべし。

第六節 流布本平家物語の句節の區分及びその位置

現今流布の平家物語は事實の脱漏多きことは上來説く所にて明らかになれり、その

編次の體裁も亦上に述べし所なり今こゝには更に進みてそれらの句節の區分及び題目につきての意見を述べむとす。

今第二章に解題したる各本につきてこの句節の區分を施したるものと然らざるものとを分つときは左の如し。

句節を分ちて題目を加へたるものは

- 一方檢校本の類 (第一類) (十三)
- 下村時房刊本 (十三)
- 片假名活字本 (十四)
- 一方譜本 (第三類) (十九)
- 慶長本 (十九)
- 平家灌頂本 (三十三)
- 片假名活字覺一本 (三十四)
- 内閣文庫真名本卷第一 (三十八)
- 八坂本の一類 (第十一類) (三十一)
- 百二十句本 (第二十六種) (二十六)

目次には流布本に似たる句節の題目を掲ぐれど本文にはその題目の爲に特に一行を與へざるもの

東京帝國大學所謂嵯峨本 (十二)

草野文學士記念本及び神宮文庫本 (二十一)

藤波家献納本の同種の本 (第十一種)

康豐本 (第十二種)

葉子七行本の一類 (第六類) (六)

吉田梵舜本 (三十五)

覺一本の一類たる真名本の卷第二以下 (第十七種)

如白本の一類 (第十二類) (十二)

鎌倉本 (第二十五種) (二十五)

南都本 (六十五)

先流布の平家物語をとりて見るに、その句節の區分の方法杜撰極まれるものを交ふ最も甚だしきもの、一二をいはむ。

卷第二に教訓の章あり、この章は清盛が法皇を恨み奉りて兵を召す事、重盛西八條の第に赴く事、清盛重盛に向つて意趣を述ぶる事よりして、重盛の諫言に及び、その諫言の半にして、章を終へ、その言の後半を以て、烽火の章の初めに置けり、そのさま次の如し。

(上略) 大臣涙をおさへて

「この仰せ承り候ふに、御運ははや末になりぬと覺え候ふ……中略……君と臣

以上「教訓」
以下「烽火」

とを比ぶるに親疎わくかたなし道理とひが事をならべむにいかでか道理につかざるべき(こゝにて「教訓」の句の終りとし爾下を烽火の句とす)これはもつとも君の御ことわりにて候へはかなはざらむまでも院中を守護しまゐらせ候ふべし……
……中略……唯今も侍一人に仰せつけられ御つぼの内へ引きいだされて重盛かかうべの刎ねられむすることはいとやすい程の御事にてこそ候はむすらめ、これをのおの聞き給へ」

とて直衣の袖をしぼるばかりにかきくどきさめざめと泣き給へばその座になみ居給へる、平家一門の人々皆袖をぞぬらされける(下略)

その二は卷第八の「鼓判官」と法住寺合戦との區分なり即ち「鼓判官」には先源氏の勢の京師に於ける狼藉を叙し、次に法皇の御使「鼓判官」の渾名ある知康が義仲の許に到り狼藉を鎮めよとの上命を傳ふることを述べ、次に「義仲」が「鼓判官」を辱むることに及び、さて知康復命して「義仲」を追討すべき由をすゝめまゐらすにつれて、法皇兵を召し賜ふことを叙せり、こゝまではまことに題目にふさはしき事なるが、その次には今井四郎が「義仲」を諫むることを記し、さて「義仲」の之に答ふる語をつらねたるが、その語の中途にしてこの「鼓判官」の章は終り次に「法住寺合戦」とせり、即ちその「義仲」の語をば二分して前半は「鼓判官」、後半は「法住寺合戦」に屬せしめたり、そのさま次の如し。

(上略)木曾大にいかつて

以上「鼓判官」爾
下「法住寺合戦」

「我が信濃を出でしより小見合田の合戦より始めて北國にてはとなみくろさか、しを坂篠原、西國にては福隆寺なはて、笹のせまり板倉が城を攻めしかども、一度も敵にうしろを見せず、たとひ十善の君にてわたらせ給ふとも、甲をぬぎ弓のつるをばづいて降人にはえこるまゐるまじけれ(以上にて「鼓判官」の句を終へ、爾下は「法住寺合戦」の句とせり)たとへば都の守護してあらむするものが馬一疋づゝかうて乗らざるべきか、いくらもある田どもからせて秣にせむをあながちに法皇のながめ給ふべきやうやある、兵ろう米つきぬれば、冠者ばらどもが西山東山のかたほとりにつきて時々入り取りせむは何かはくるしかるべき大臣いげ宮々の御所へも参らばこそひがごとならめいかさまこれは「鼓判官」かけうかいと覺ゆるぞ、其の「鼓めうち」やぶつて捨てよ、今度は「義仲」が最後の軍にてあらむするぞ、かつうは兵衛佐よりとらかかへり聞かむする所もあり軍ようせものどもとてうち出でけり(下略す)」

かくの如く一人の談話をば、中間より分ちて二章に分ち屬せしめたるは文學としてのこの物語の區分としては絶對的に否認すべきことといふべし。

又卷第七に「聖主臨幸」の一章あり、こは最初に
あるひは聖主りんかうの地なり鳳闕むなくいしすゑをのこし徳興たゞ跡をと
むむ云々

とあるによりて與へたる題目なれども、その内容はこの題目と何らの關係なし、即ち前

半は前段の終りに
平家都をおちゆくに六波羅池殿小松殿八條西八條以上人々の家々廿餘箇所其外
つぎつぎのともがらの宿所々々京白河四五萬軒が在家に火をかけて一度に皆や
きはらふ。

とあるに直につゞきてその炎上の慘憺たる事を叙したるものなり。後半は畠山重能小
山田有重宇都宮朝綱等の事を叙するものなり。題目の命名の不都合なるのみならずそ
の區分の方法も亦杜撰なりといふべきなり。

その他卷第十には三日月平氏の一句ありその題目の下に、

舍人武里が維盛の入水を悲みて入水せむとして聖に教訓せらるゝ事

維盛以下三人の死骸海に沈んで見えぬ事

聖と武里と海上よりかへり各行き別るゝ事

武里八島に参りて維盛の文を資盛に奉る事

武里と資盛と問答の事

平家の一族維盛の死を悲む事

四月一日改元及び除目

四月三日崇徳院を神と崇め奉らるゝ事

五月四日池の大納言關東下向の事

彌平兵衛宗清京にとゞまれる事

同十六日池大納言關東下着頼朝對面の事

六月九日池大納言都に返り上る事

三日月平氏の事

の各事項を列挙したるが三日月平氏の事はたゞ最終の一小部分にすぎず、その分量をい
へば十八分の一にも當らず、事實の上よりいへば、武里の悲惨なる報告、頼盛の意外なる
行動などこそ重きを置くべき點にして三日月平氏の事は何等重要な事項にあらざるな
り

以上にて區分の方法及びその題目の杜撰なることの一斑を叙し得たりと信ず、かく
の如き事は文藻富麗なる文學的作物としての平家物語には實に有り得べからざる安
味なるしうちといふべきなり。要するに流布本の平家物語の句節の區分及び名目は決
して憑據とするに足らざるものなるを知るべし。

流布本の句節の區分命名は上の如く杜撰なるが、その他の本は如何にと見るに必し
も然らざるなり。たとへば灌頂本をとりて、見るに卷第二にては上の「教訓」と「烽火」とを一
にして、之を「大教訓」と名づけ、大教訓はその前にある、小教訓に對しての名なり。卷第八に
てはかの「鼓判官」と「法住寺合戦」とを一にして「法住寺合戦」として、卷第十にてはかの「三日月
平氏の章中の武里に關する事より崇徳院を神と崇めらるゝ事までを維盛熊野詣同入